

第2期 子育て未来応援プラン「あしや」

芦屋市子ども・子育て支援事業計画

原案

令和2年3月
芦屋市

昭和 39 年（1964 年）5 月

芦屋市民憲章

わたくしたち芦屋市民は、国際文化住宅都市の市民である誇りをもって、わたくしたちの芦屋をより美しく明るく豊かにするために、市民の守るべき規範として、ここに憲章を定めます。

この憲章は、わたくしたち市民のひとりひとりが、その本分を守り、他人に迷惑をかけないという自覚に立って互いに反省し、各自が行動を規律しようとするものであります。

- 1 わたくしたち芦屋市民は、文化の高い教養豊かなまちをきずきましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、自然の風物を愛し、まちを緑と花でつつみましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、青少年の夢と希望をすこやかに育てましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、健康で明るく幸福なまちをつくりましょう。
- 1 わたくしたち芦屋市民は、災害や公害のない清潔で安全なまちにしましょう。

目 次

第1章 計画の策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨	2
2 計画の位置付けと期間	3
3 計画の策定体制	5
4 第1期計画の評価	6
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状	17
1 芦屋市の現状	18
2 教育・保育施設の現状	26
3 主な地域の子育て支援の現状	33
第3章 計画の基本的な考え方	47
1 基本理念	48
2 基本的な視点	49
3 基本目標	50
4 施策の体系	52
第4章 子ども・子育て支援施策の推進方策	53
基本目標1 家庭における子育てへの支援	54
基本目標2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供	67
基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備	72
基本目標4 仕事と子育ての両立の推進	83
第5章 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 ..	89
1 教育・保育提供区域の設定	90
2 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方.....	92
3 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の考え方.....	93
4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期	95
5 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期	106
第6章 計画の進行管理	135
1 推進体制の強化	136

資 料 編	139
1 芦屋市子ども・子育て会議	140
2 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部	144
3 策定経過	146
4 用語解説	148



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の趣旨

(1) 社会動向

我が国の急速な少子・高齢化の進行は、労働力人口の減少や社会保障負担の増加など、社会経済への深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進行、地域のつながりの希薄化、児童虐待の顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。

上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し子どものより良い育ちを実現することが求められています。

(2) 国の動向

このような社会情勢の変化の中、国においては、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法を成立させ、平成27年4月から、①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指し「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。

就学前児童における教育・保育施設の待機児童の解消は喫緊の課題であり、国では平成29年6月に「子育て安心プラン」を公表し、令和2年度末までに待機児童を解消するとともに女性の就業率80%にも対応できる保育の受皿を整備することとしています。

また、就学児童においても、更なる共働き家庭等の増加が見込まれており、平成30年9月には、「新・放課後子ども総合プラン」を策定し、令和3年度末までに放課後児童クラブの待機児童を解消するための受皿を整備することとしています。

(3) 芦屋市の動向・取組

本市では、平成17年3月に芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈前期〉、平成22年3月に芦屋市次世代育成支援対策推進行動計画〈後期〉を策定し、平成27年3月に新たな法制度の下で前計画を踏まえ『子育て未来応援プラン「あしや」(芦屋市子ども・子育て支援事業計画)』を策定し、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進してきました。このたび計画期間が令和元年度に終了することから、令和2年度から令和6年度の5年間を計画期間とした、『第2期子育て未来応援プラン「あしや」(芦屋市子ども・子育て支援事業計画)』を策定しました。

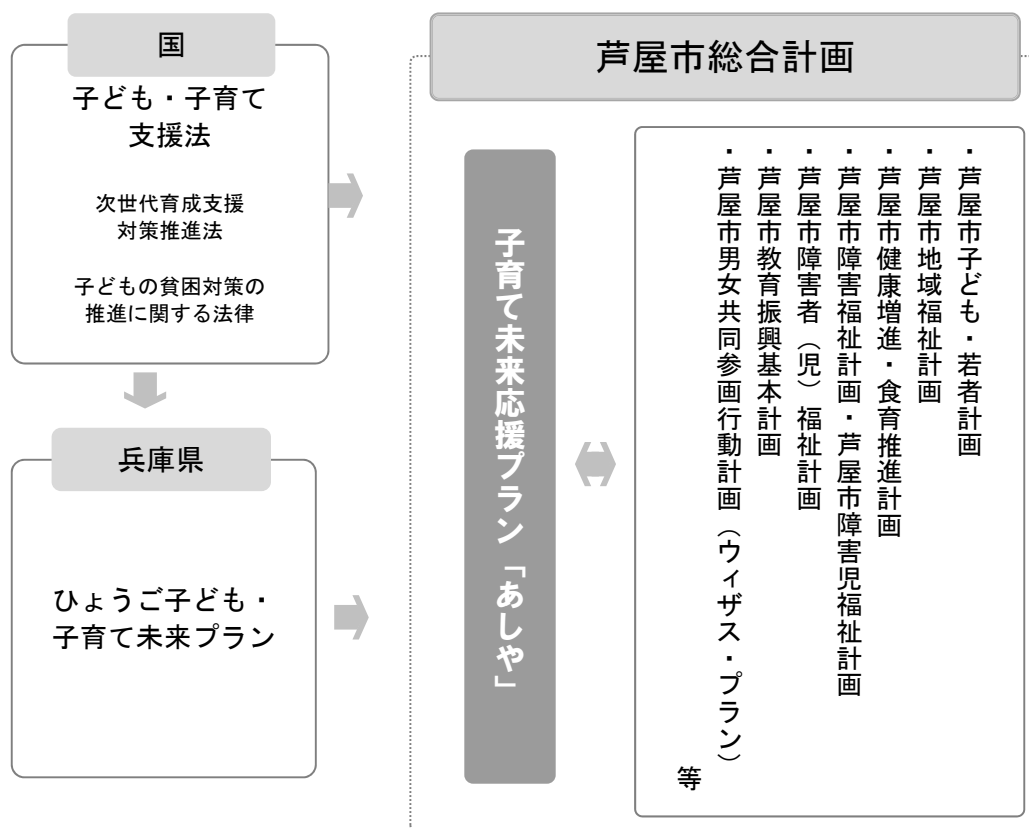
2 計画の位置付けと期間

(1) 計画の位置付け

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村に策定が義務付けられている「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、0歳から18歳までの子どもとその保護者を対象としています。

本計画は、第4次芦屋市総合計画や関連する分野別計画との整合を図り策定しています。

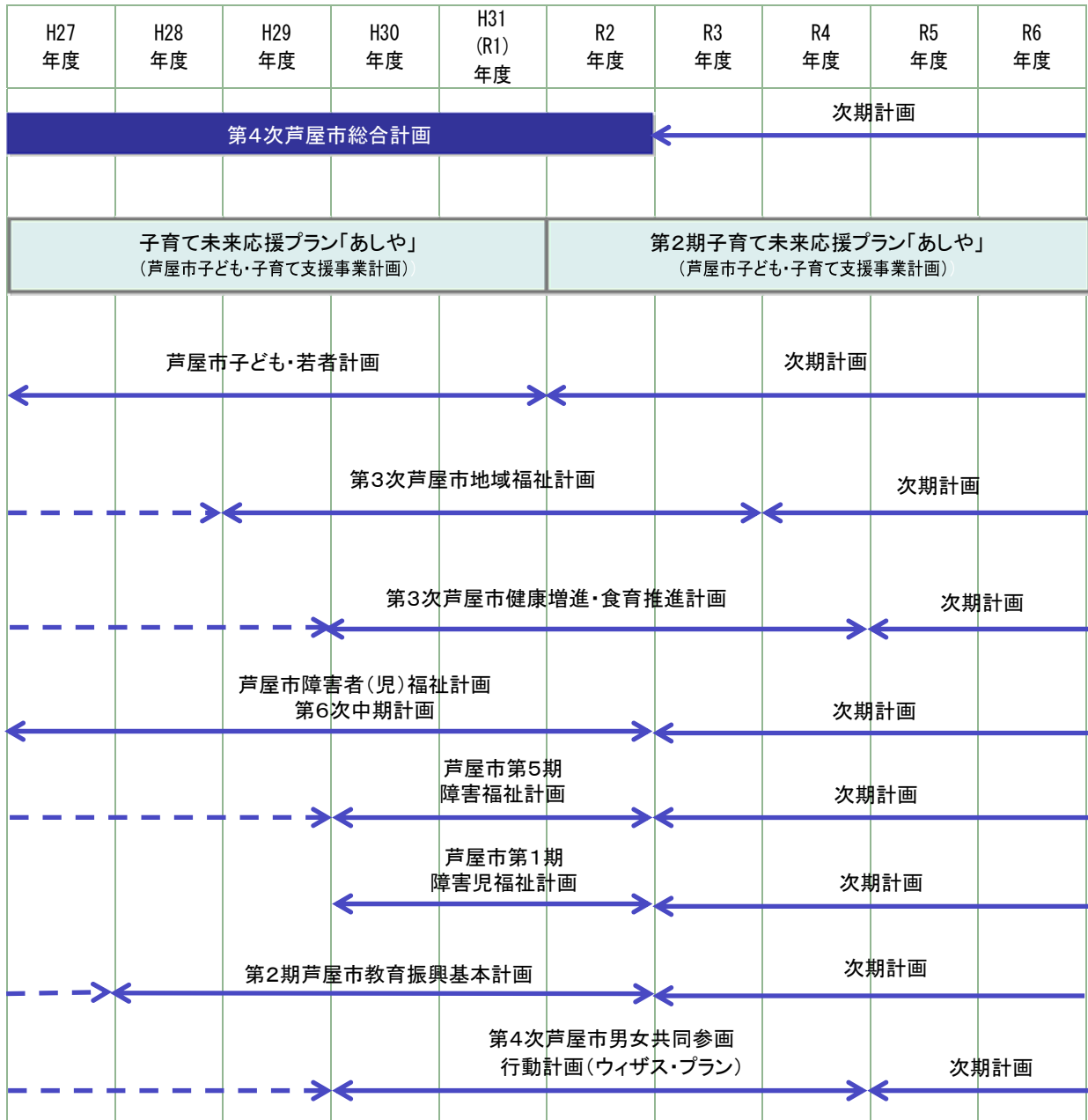
また、次世代育成支援対策推進行動計画や子どもの貧困対策に関する計画については、その考えや取組を包含して子ども・子育て支援事業を総合的に推進していきます。



(2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、市町村は5年間で1期とした事業計画を定めるものとしています。本市においても、平成26年3月に、平成27年度から令和元年度までの第1期計画を策定しており、本計画は、令和2年度から令和6年度までを計画期間とする第2期計画です。

【 (参考) 他計画の計画期間 】



3 計画の策定体制

(1) 「芦屋市子ども・子育て会議」の設置

子育て当事者等の意見を本計画へ反映するとともに、本市における子ども・子育て支援施策を子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、子ども・子育て支援法第77条の規定に基づき、公募による市民、保護者代表、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「芦屋市子ども・子育て会議」を設置し、計画の内容について審議しました。

(2) 市民ニーズ調査の実施

本計画を策定するための基礎資料として、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。また、家庭の経済状況に関わらず子育て施策を広く展開していけるよう、世帯の収入額を問い、小学生高学年本人と中学生本人への調査において、基本的な生活習慣等について問いました。

① 調査対象

就学前児童（0歳から5歳）の保護者から 2,400 世帯、小学生児童（6歳から 11歳）の保護者と高学年本人から 1,400 世帯、中学生生徒の保護者と本人から 700 世帯、合計 4,500 世帯を無作為に抽出して実施しました。

② 調査期間

平成 30 年 11 月 22 日から平成 31 年 1 月 15 日

※回答期限については、当初期限 12 月 17 日から延長しました。

③ 回収状況

対象者	配布数	有効回答数	有効回答率
就学前児童の保護者	2,400 通	1,211 通	50.5%
小学生児童の保護者と高学年本人	1,400 通	639 通	45.6%
中学生生徒の保護者と本人	700 通	328 通	46.9%
計	4,500 通	2,178 通	48.4%

(3) パブリックコメントの実施，市民説明会の開催等

計画内容について，市民からの幅広い意見を考慮して最終的な意思決定を行うために，令和元年12月16日から令和2年1月24日にかけて，『第2期子育て未来応援プラン「あしや」(案)』に対する意見募集（パブリックコメント）を実施するとともに，市民説明会を開催しました。

開催日時	場所
令和元年12月25日 19時00分～20時00分	芦屋市役所東館 大会議室
令和元年12月26日 14時00分～15時00分	芦屋市保健福祉センター 多目的ホール

(4) 行政機関の計画策定体制の整備

子ども・子育て支援対策の総合的，効果的な推進を図るため，市長を本部長，副市長を副本部長とし，関係部長で構成する「芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部」，こども・健康部長を委員長に関係課長で構成する「芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会」を開催するとともに，関係各課の実務担当者との協力・連携を図りながら，全庁的な体制の下で計画策定を進めました。

4 第1期計画の評価

計画推進の期間において掲げた第1期計画第4章の事業のうち，子ども・子育て会議で重点的に取り組むこととして定めた重点事業に加え，第5章の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について，毎年度評価をしており，4年間を総括した検証及び分析は次のとおりです。

(1) 重点事業（6事業）

A 評価…平成31年度目標を達成した場合

B 評価…平成31年度目標は達成していないが，目標に対して推進が認められる場合

C 評価…平成31年度目標を達成しておらず，目標に対して推進が認められない場合

	事業名	指標		H31 目標	各年度評価			
					H27	H28	H29	H30
基本 目標 2-1 No.4	教育・保育 施設同士の 連携強化と 積極的交流	地域における就 学前施設間の交 流会開催	保育所	充実	B	B	B	A
			幼稚園				A	
		4年間総括 検証・分析	<p>【保育所実施分】 市立幼稚園との交流は平成27年度から行われ、私立保育園・認定こども園との交流回数も増え、子ども同士が地域内で施設を超えて交流する機会が増えたことで、就学に対してより期待を高める姿が見られた。認可外保育施設との交流機会も持つことができた。 研修会等を通じて職員同士が交流する機会も増え、教育・保育の情報交換を行ったり、保育の質の向上にもつながった。</p>					
			<p>【幼稚園実施分】 平成27年度より施設間交流を継続してきたが、平成30年度に小学校区を中心とした交流体制を構築した結果、5歳児が集う「なかよし運動会」は、当初の1小学校区から全小学校区に広がった。また、小学校図書館で本を読む等、小学校生活の模擬体験を全校で実施し、小学校への期待感を高めることができた。参加対象園についても市立幼稚園・保育所にとどまらず、私立幼稚園・保育園の参加を得ることができ、教諭・保育士等の連携・交流につながった。</p>					

	事業名	指標		H31 目標	各年度評価			
					H27	H28	H29	H30
基本 目標 2-1 No.5	幼稚園教諭、 保育士の人 材育成と資 質の向上	就学前施設にお ける合同研修会 の参加者数	保育所	407人	A	A	B	A
			幼稚園				A	
		4年間総括 検証・分析	<p>【保育所実施分】 全体研修や統合保育研修会には、市立・私立職員の参加者が増えていく傾向が見られ、積極的に研修に参加する様子が見られた。市立保育所の研修会には、近隣の私立保育園、市立幼稚園だけでなく、認可外保育施設の職員参加もあり、保育の質の向上につながった。保育指針改訂にともない、教育・保育計画の立て方の研修を行ったりキャリアアップ研修も始まり、市立・私立、認可外保育施設の職員が参加しやすい研修の回数も増えた。</p>					
			<p>【幼稚園実施分】 教育委員会開催の研究会・研修会に、平成27年度は322人の参加であったが、平成30年度には535人の参加となった。運動遊びや表現遊び、特別支援教育等、様々な分野での公開保育を実施した。また、保育所や認定こども園等からの参加者があり、研究協議を通して、幼稚園教諭・保育士・保育教諭が共に学び合い、指導力の向上を図ることができた。</p>					

	事業名	指標	H31 目標	各年度評価			
				H27	H28	H29	H30
基本 目標 3-1 No.1	地域における子育て支援活動	市立の全幼稚園での未就園児とその保護者に対する施設開放実施回数	304回	A	A	A	A
		4年間総括検証・分析	市立幼稚園での施設開放事業のうち、園庭開放について、平成27年度は154回であったが、平成30年度には674回実施することができた。また、未就園児と在園児の交流を定期的に行った。絵本の部屋の開放やさんさんひろば前後の園庭使用等の工夫を行い、市立幼稚園が未就園児とその保護者への子育て支援の充実を図ることができた。				

	事業名	指標	H31 目標	各年度評価			
				H27	H28	H29	H30
基本 目標 3-1 No.3	公共施設の有効活用	子どもが利用できる公共施設の周知	充実	C	B	B	B
		子育て世帯又は子ども自身の公園ニーズを把握し、その結果を踏まえた公園整備の実施	充実	B	B	B	B
		4年間総括検証・分析	<p>【子育て推進課実施分】</p> <p>平成28年度から、従来の紙媒体での子育て情報の周知に加え、子育てアプリを積極的に活用し、子育て推進課に限らず、市内の幼稚園・保育所・子育てセンター・図書館等の公共施設で実施している、主に未就学児対象のイベントに関する情報発信を行ってきた。今後も、現代の子育て世帯への情報発信ツールとして有効な子育てアプリの活用を促進していく。</p>				
			<p>【道路・公園課実施分】</p> <p>アンケート調査の実施や遊具点検調査の結果により、公園施設が安全・安心・快適に利用できるよう、整備を行った。</p>				

	事業名	指標		H31 目標	各年度評価			
					H27	H28	H29	H30
基本 目標 3-2 No.2	犯罪等，子どもを取り巻く様々な危険性についての教育，啓発	子ども向けの防犯啓発リーフレット発行	保育所	実施	C	B	A	A
		警察との連携による防犯講習会の実施	学校園	実施	—	B	B	B
		4年間総括 検証・分析	<p>【保育所実施分】 子ども向けの防災・防犯啓発リーフレット「あしやこどもぼうさい」を平成29年4月に発行し，その後毎年5歳児に配布して防犯啓発を行っている。また，毎月1回防犯訓練，災害訓練，避難訓練のいずれかを行い，子どもたちの安全意識を高めていった。交通安全教室は毎年2回開催し，交通ルール等を警察官，指導員より教わり，正しい交通ルールを知る機会となり，散歩や園外保育では，子どもたちが意識して歩く様子も見られた。</p> <p>【学校園実施分】 CAP講習会を実施することで，児童生徒が自分の身を守る意識を高めることにつながった。平成30年度からは体験型の防犯講習を受けたことで，児童生徒が危険を回避し，自らの身を守る意識や具体的な方法を学ぶことができた。また，警察と連携して教職員を対象とした防犯講習を実施した。さらに，様々な犯罪の危険性の教育，啓発については，生徒指導連絡協議会を実施し，警察との情報交換や他市との情報交換ができ，指導の充実や関係機関との連携を深めることができた。</p>					

	事業名	指標		H31 目標	各年度評価			
					H27	H28	H29	H30
基本 目標 3-2 No.4	交通安全の意識向上	市内で起こる子どもの交通事故件数		14件	B	B	B	B
		4年間総括 検証・分析	交通安全に関する啓発活動を継続して行った。また，幼稚園，保育所，小・中学校において継続して交通安全教室を実施し，交通安全に関する意識向上を図ることができた。					

(2) 教育・保育

- A 評価…提供量（実績値）が，提供量（計画上の数値）及びニーズ量の見込み以上
- B 評価…提供量（実績値）が，提供量（計画上の数値）又はニーズ量の見込みのいずれか以上
- C 評価…提供量（実績値）が，提供量（計画上の数値）及びニーズ量の見込みを下回る。

市全域	1号		2号	3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要	0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上		0歳	1・2歳
評価	C	B	C	A	C

【4年間総括 検証・分析】
 認定こども園3園及び小規模保育事業所6園を整備したことに加え，認可保育所の定員変更により，待機児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応に取り組んできた。
 3号の0歳についてはA評価とすることができたものの，1号の3歳，2号及び3号の1・2歳については，施設整備が計画どおりには進まなかったため，C評価となっている。
 また，1号の4歳以上については，ニーズ量の見込みを上回る提供量（実績値）は確保できており，B評価にできている。
 今後も，認定こども園の整備等により，待機児童の解消，3歳児の教育ニーズといった教育・保育ニーズに対応していく必要がある。

山手圏域	1号		2号	3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要	0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上		0歳	1・2歳
評価	C	B	C	A	C

【4年間総括 検証・分析】
 小規模保育事業所3園を整備したことに加え，認可保育所の定員変更により待機児童の解消に取り組んできた。
 3号の0歳についてはA評価とすることができたものの，1号の3歳，2号及び3号の1・2歳については，施設整備が計画どおりには進まなかったため，C評価となっている。
 また，1号の4歳以上については，ニーズ量の見込みを上回る提供量（実績値）は確保できており，B評価にできている。

精道圏域	1号		2号	3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要	0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上		0歳	1・2歳
評価	C	B	C	A	C

【4年間総括 検証・分析】
 認定こども園1園及び小規模保育事業所3園を整備したことにより待機児童の解消に取り組んできた。
 3号の0歳についてはA評価とすることができたものの、1号の3歳、2号及び3号の1・2歳については、施設整備が計画どおりには進まなかったため、C評価となっている。
 また、1号の4歳以上については、ニーズ量の見込みを上回る提供量（実績値）は確保できており、B評価にできている。

潮見圏域	1号		2号	3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要	0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上		0歳	1・2歳
評価	C	B	A	A	B

【4年間総括 検証・分析】
 認定こども園2園を整備したことにより待機児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応に取り組んできた。
 3号の0歳児及び2号についてはA評価とすることができた。
 加えて、1号の4歳以上及び3号の1・2歳については、ニーズ量の見込みを上回る提供量（実績値）は確保できており、B評価にできている。
 1号の3歳については、施設整備が計画どおりには進まなかったため、C評価となっている。

(3) 地域子ども・子育て支援事業（13事業）

A 評価…各年度の目標を達成した場合
 B 評価…各年度の目標は達成していないが、目標に対して推進が認められる場合
 C 評価…各年度の目標を達成しておらず、目標に対して推進が認められない場合

事業名	指標		H27	H28	H29	H30	4年間総括 検証・分析	
時間外保育事業 (延長保育事業)	利用人数	目標値・推計値	642人	630人	611人	596人	通常の保育時間を超えて延長して保育を行うことで、保護者の就労状況等に柔軟に対応する形で保育を提供することができた。 また、実利用者数・利用延べ人数とともに、減少する年もあったものの、施設数の増加に伴い、毎年おおむね増加傾向にある。	
		各年度評価	B	B	B	A		
放課後児童健全育成事業	利用人数	目標値・推計値	低学年	479人	483人	483人	482人	高学年を受け入れるようになった平成28年度から待機児童が発生し、平成30年度まで増え続けた。 待機児童対策として市内の幼稚園の空き教室を利用して平成29年度には夏休み期間の受入れ、平成30年度は年間を通して、民間事業者の協力を得て当該事業を実施した。平成30年度から民設民営の事業者への補助事業も開始した。 また待機児童解消に向けて、精道小学校（1学級増設、定員拡張）、岩園小学校、浜風小学校（1学級増設）において施設整備も実施した。
			高学年	0人	0人	0人	72人	
		各年度評価	低学年	A	A	B	B	
			高学年	—	B	B	C	
子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	実施箇所数	目標値・推計値	12か所	12か所	12か所	12か所	実施箇所数は各年度、目標を上回っており、子育てに悩む世帯の負担を軽減し、安心した環境で養育できるよう支援することができた。 保護者の子育ての負担を軽減し、児童及びその家庭の福祉の向上を図るために、引き続き、サービスを必要とする家庭へ制度を周知し、サービスの利用を促していかなければならない。	
		各年度評価	A	A	A	A		

事業名	指標		H27	H28	H29	H30	4年間総括 検証・分析
地域子育て支援拠点事業	実施箇所数	目標値・推計値	1か所	2か所	3か所	4か所	子育て支援拠点は1か所から3か所に増え、利用者延べ人数は3万人から3万9千人に増加。子育て中の親子が気軽に集い交流する場や、育児について相談する場を提供することで、子育て世帯が家庭で孤立することなく、地域で子育てのつながりを作ることができ、安心して子育てをできる環境をつくることができました。今後は、より身近な地域で利用できるように、新たな支援拠点の設置について検討する必要がある。
		各年度評価	A	C	B	B	
幼稚園における一時預かり事業	利用人数	目標値・推計値	12,503人	12,215人	12,306人	11,881人	市立幼稚園全園で預かり保育を実施し、保護者の子育て支援を行った。市立幼稚園の延べ利用人数については、横ばい傾向であり、一定数のニーズがあると認められる。私立幼稚園については、市内3園の施設に加え、市外の施設に対しても毎年調査を行い、利用者数の把握に努めてきた。市内在住の子どもが通う施設及び施設数は年により異なるため、利用者数の増減の傾向把握が困難であるが、今後も利用者数の把握に努める。
		3歳	46,487人	45,630人	43,834人	43,513人	
		4・5歳	B	B	B	B	
保育所・ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	利用人数	目標値・推計値	11,647人	11,422人	11,084人	10,816人	【保育所実施分】利用者数・ニーズ量について、平成27年度から平成28年度にかけては増加したが、それ以降は減少傾向にある。また、待機者数については横ばいの状況が続いている。施設整備や認可外保育施設の利用により、ニーズ量の減少が見込まれるが、現状の取組を引き続き行う必要がある。
		保育所	15,974人	15,665人	15,201人	14,835人	
		ファミリー・サポート	C	C	C	C	【ファミリー・サポート・センター実施分】利用者数は目標数値に達しておらず減少傾向にあるものの、会員数は増加しているため、子育ての援助をしてほしいという依頼には対応することができた。また、会員向けの講習を行うことで、事業内容の質の向上や援助活動中の安全性の確保に努めた。引き続き、事業の周知啓発により利用人数・会員数の増加を図り、会員向けの講習を充実させていくことが求められる。
		保育所	B	B	B	B	
		ファミリー・サポート					
		各年度評価					

事業名	指標		H27	H28	H29	H30	4年間総括 検証・分析
病児保育事業	実施箇所数	目標値・推計値	1か所	1か所	1か所	1か所	平成27年度から平成29年度までは、利用者数に大きな変動はなかったが、平成30年度より、当日利用を開始したことで、利用者数が大幅に増加した。 ニーズ量の把握が困難な事業ではあるが、事業拡大に伴い、利用者数が増加したことから、今後も提供体制のさらなる確保に努める必要がある。
		各年度評価	A	A	A	A	
子育て援助活動支援事業 (小学生)	利用人数	目標値・推計値	15,706人	15,839人	15,831人	15,811人	利用者数は目標数値に達していないものの増加傾向にあり、会員数も増加しているため、子育ての援助をしてほしいという依頼には対応することができた。また、会員向けの講習を行うことで、事業内容の質の向上や援助活動中の安全性の確保に努めた。 引き続き、事業の周知啓発により利用人数・会員数の増加を図り、会員向けの講習を充実させていくことが求められる。
		各年度評価	B	B	B	B	
利用者支援事業	実施箇所数	目標値・推計値	1か所	1か所	1か所	1か所	【特定型】 平成27年度より、子育て推進課の窓口に市立保育所で勤務経験のある保育士資格を有する職員を配置し、窓口や電話で保育所等の入所相談を受ける際、保育所等の利用に限らず、状況に応じて、一時預かり、ファミリー・サポート・センター、幼稚園、認可外保育施設等の他の子育て支援情報の提供を行っている。今後も子育てに関する情報提供や申請等の手続きのサポートを行っていく。 【母子保健型】 平成29年4月に事業を開始し、平成30年4月に、子育て世代包括支援センターを開設し、妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、妊娠期から子育て期までを切れ目なくサポートしている。
		H29～新規実施	各年度評価	特定型	A	A	
			母子保健型	—	—	—	B

事業名	指標		H27	H28	H29	H30	4年間総括 検証・分析
妊婦健康診査	利用人数	目標値・推計値	796人	770人	741人	720人	妊婦健診受診券利用者、償還払い（立替え払い）者は減少しているが、出生数の減少に伴うものと考えられる。 妊婦健診の助成制度の実施、また平成28年度からの助成額増額により、費用面での負担が軽減し、妊婦健診の適切な受診につながっている。
		各年度評価	C	C	B	B	
乳児家庭全戸訪問事業	訪問件数	目標値・推計値	759件	734件	706件	686件	訪問率、養育環境の把握率は、高い水準を維持することができている。また、未訪問者についても追跡し、養育環境を把握している。 専門性を有する職員が訪問・養育環境を把握することで、育児情報の提供、保健相談を行うことができ、育児支援につながっている。
		各年度評価	C	C	B	B	
養育支援訪問事業等	利用人数	目標値・推計値	7人	7人	7人	7人	延べ利用者数は年度によってばらつきがあるものの、各年度、実際のニーズには対応できており、子どもの養育に支援が必要な家庭に援助を行うことができた。 今後も制度の周知を図り、健康課等関係機関と連携して支援が必要な家庭を把握し、支援を必要とする家庭に適切なサービスが提供できるよう努めなければならない。
		各年度評価	B	B	B	B	
実費徴収に係る補足給付を行う事業	利用人数	目標値・推計値	84人	84人	84人	84人	【保育所等実施分】 生活保護世帯等に対して、経済的な負担の軽減を図ることができた。 ニーズ量が減少傾向にあるものの、毎年一定量のニーズが存在しているため、今後も継続して事業を行う必要がある。 【幼稚園実施分】 補足給付の対象者に、年2回文書で申請案内を行い、漏れなく補足給付を実施することができ、経済的な負担の軽減を図ることができた。
		各年度評価	A	B	B	B	

事業名	指標		H27	H28	H29	H30	4年間総括 検証・分析
多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	達成度	目標値・推計値	充実	充実	充実	充実	巡回訪問を毎年実施したことで、各就学前施設との関わりや繋がりができた。各施設を訪問し、現状把握、施設等の視察、保育の参観、給食についての指導、年間計画、カリキュラムの協議などを毎年実施しながら、訪問時の視点を明確にし、保育の質の向上に繋がるようにした。今後も有効な支援、相談、助言等を実施するために、継続していく必要がある。
		各年度評価	A	A	B	B	



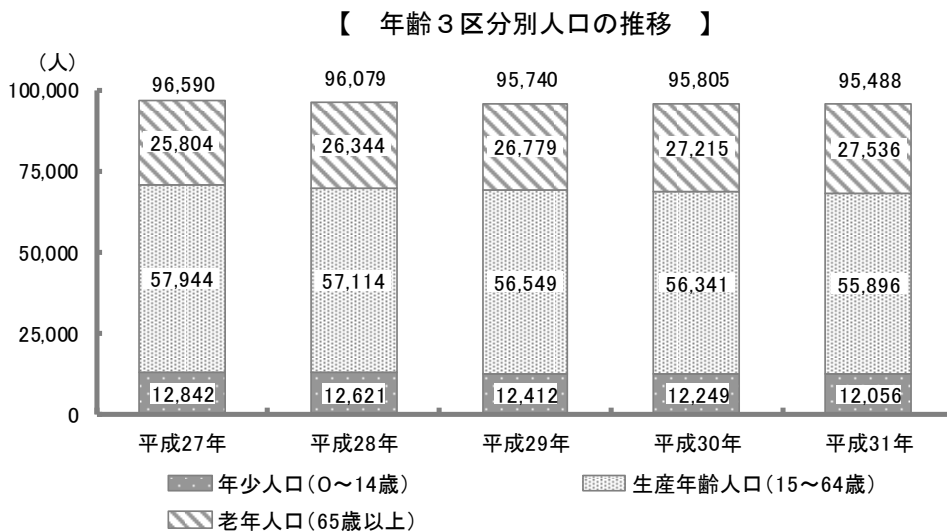
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

1 芦屋市の現状

(1) 人口の推移

① 年齢3区分別人口の推移

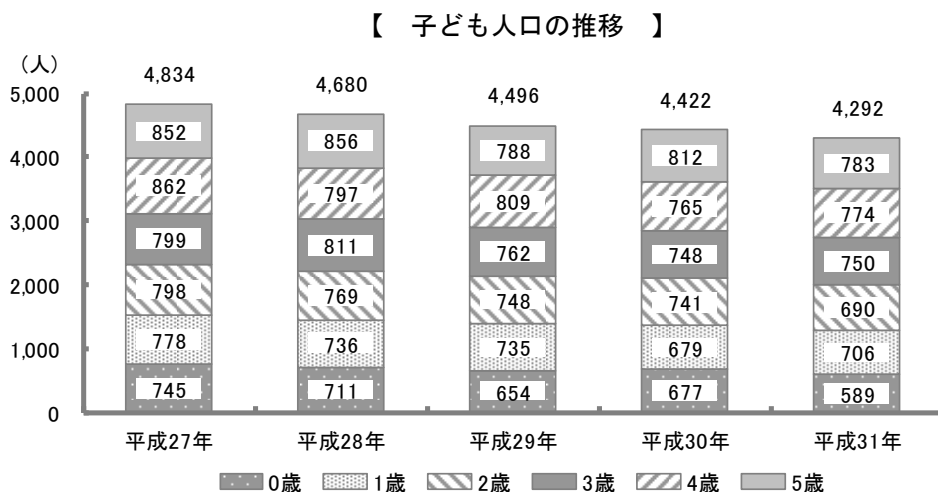
本市の人口推移をみると、総人口は減少傾向であり、平成31年3月末では95,488人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口(0~14歳)は年々減少し、平成31年には12,056人となっており、人口の約13%を占めています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

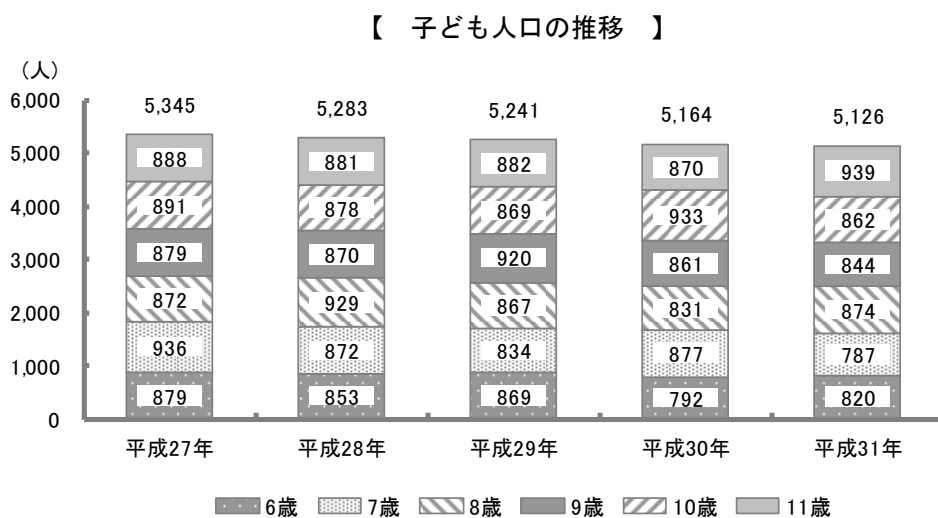
本市の0歳から5歳の子ども人口は年々減少しており、平成31年3月末では4,292人となっています。特に他の年齢に比べ、0歳と2歳の減少率が高くなっています。



資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

本市の6歳から11歳の子ども人口は年々減少しており、平成31年3月末では5,126人となっています。特に他の年齢に比べ、7歳の減少率が高くなっていますが、11歳は増加傾向となっています。

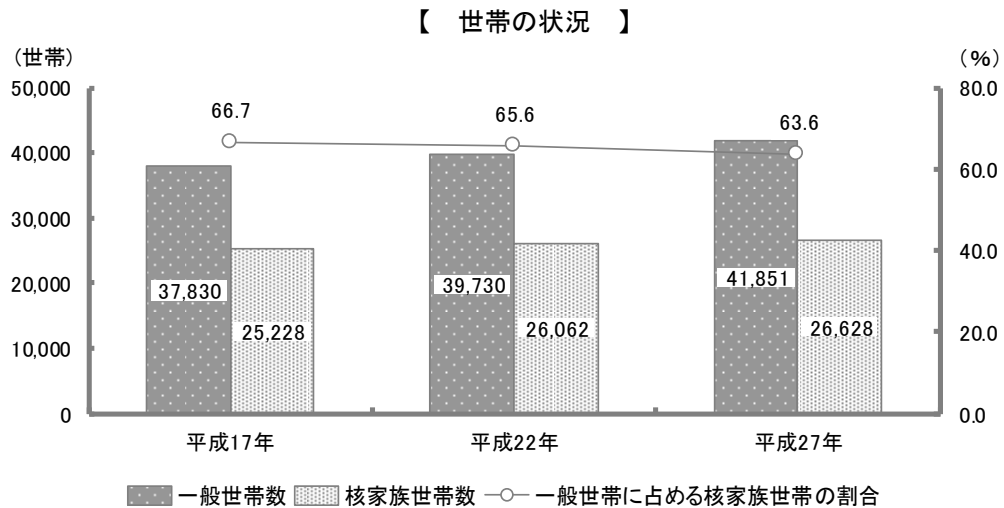


資料：住民基本台帳（各年3月末日現在）

(2) 世帯の状況

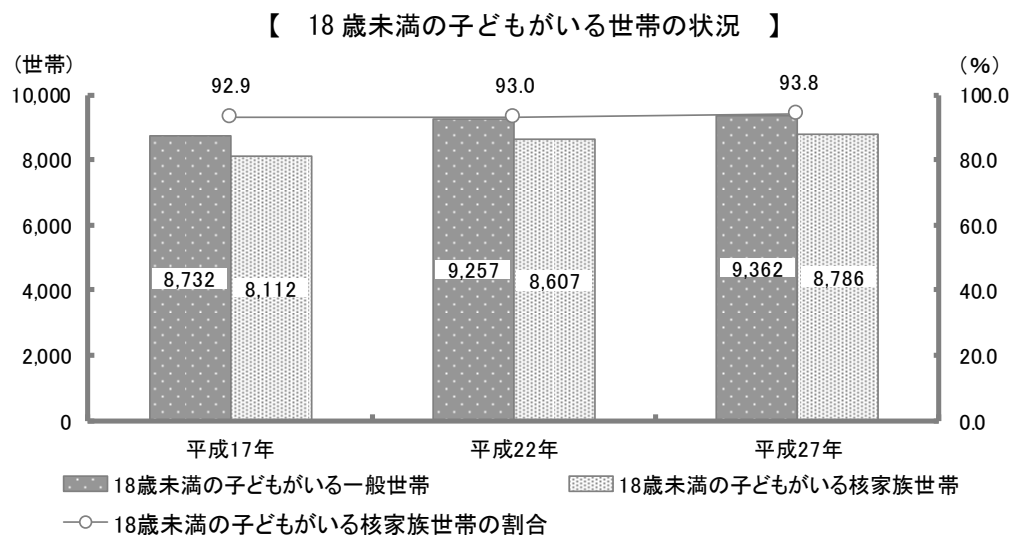
① 核家族世帯の推移

本市の核家族世帯数は年々増加し、平成27年では26,628世帯となっています。



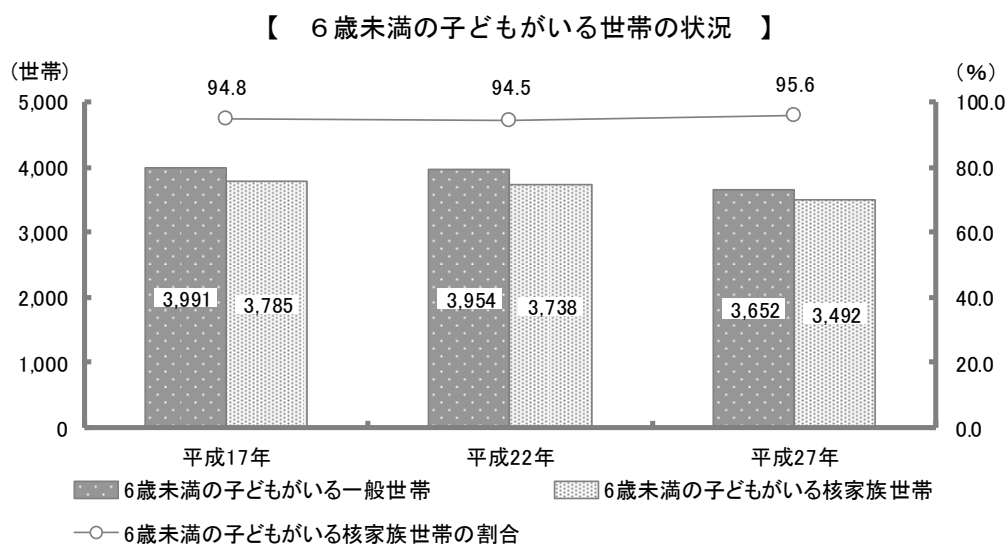
② 18歳未満の子どもがいる世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる核家族世帯及び当該割合は増加傾向にあります。



③ 0歳から6歳未満の子どもがいる世帯の推移

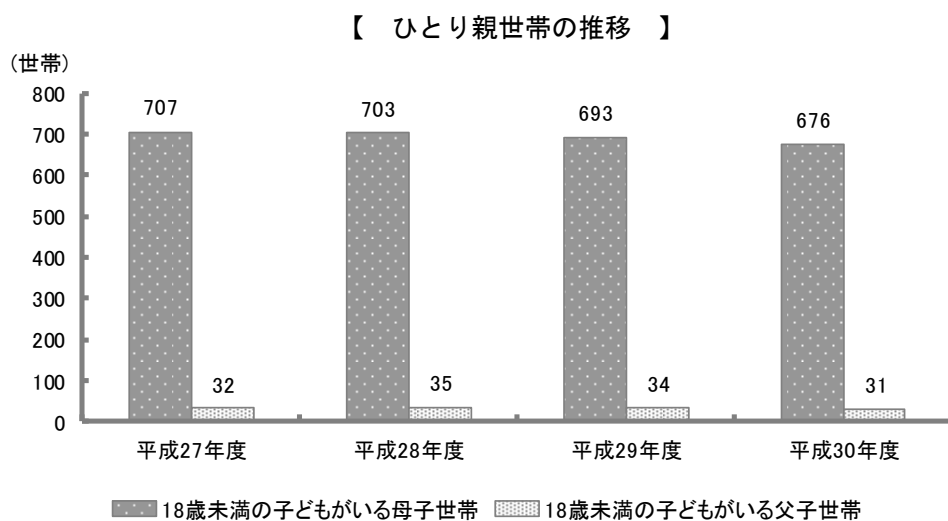
本市の6歳未満の子どもがいる核家族世帯は減少傾向にあります，当該割合は増加しています。



資料：国勢調査（各年10月1日現在）

④ ひとり親世帯の推移

本市の18歳未満の子どもがいる母子世帯は平成27年より減少しており，平成30年では676世帯となっています。また，18歳未満の子どもがいる父子世帯は，平成28年度に増加しましたが，その後減少しており，平成30年では31世帯となっています。



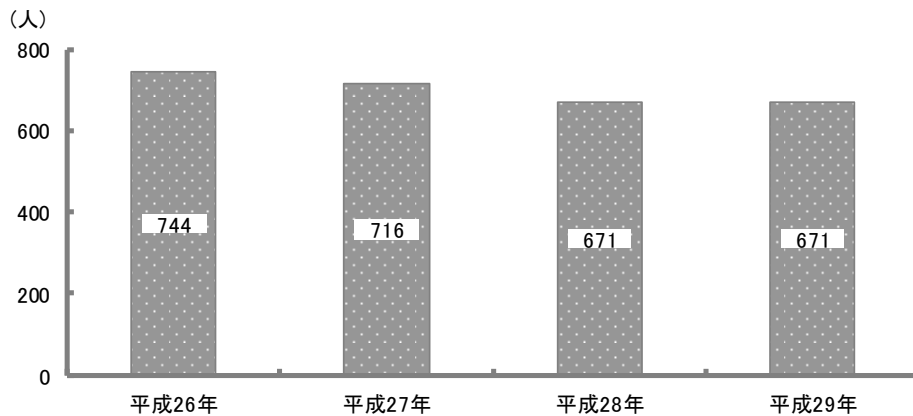
資料：事務報告書（各年度3月末日現在）

(3) 出生の推移

① 出生数の推移

本市の出生数は減少しており、平成29年で671人と過去4年間で73人減少しています。

【 出生数の推移 】

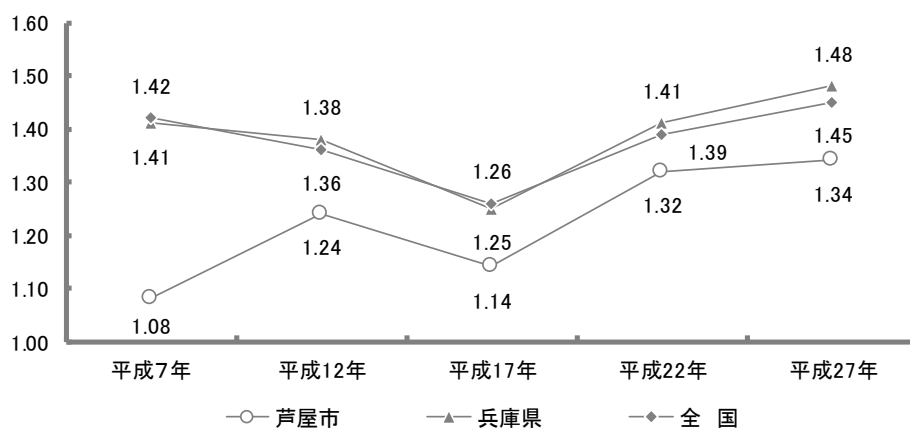


資料：兵庫県保健統計年報

② 合計特殊出生率の推移

本市の合計特殊出生率は増減を繰り返しながら推移しており、平成27年で1.34となっています。また、全国・県と比較すると低い値で推移しています。

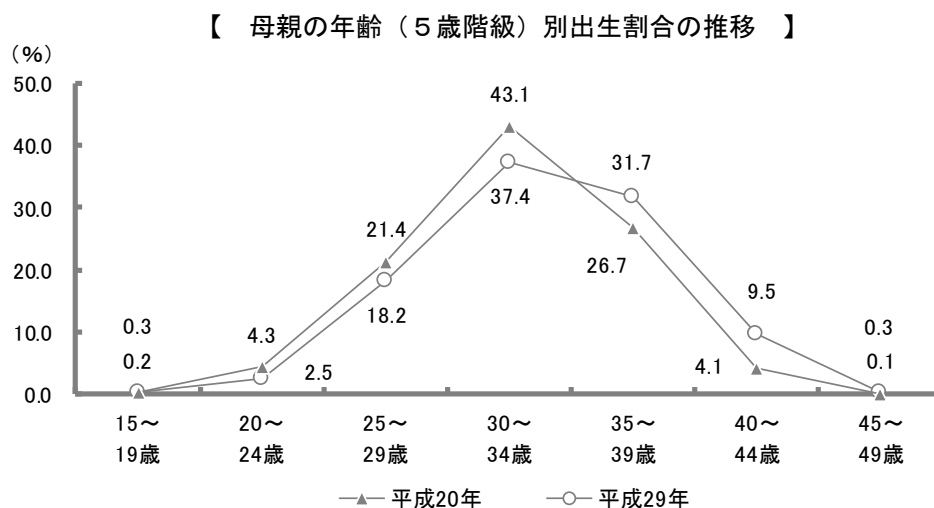
【 合計特殊出生率の推移 】



資料：兵庫県保健統計年報

③ 母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移

本市の母親の年齢（5歳階級）別出生割合の推移をみると、平成20年に比べ平成29年で、20歳から34歳の割合が減少しているのに対し、35歳から44歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

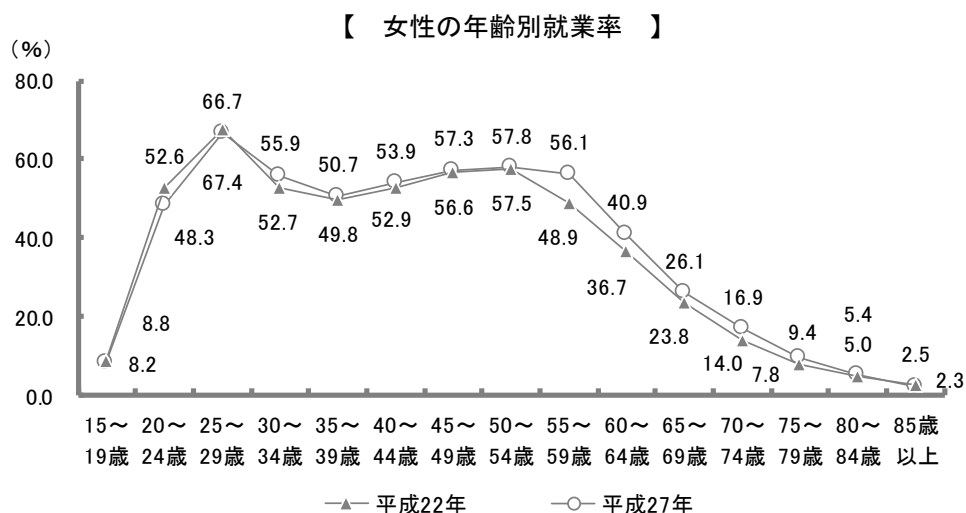


資料：兵庫県保健統計年報

(4) 就業の状況

① 女性の年齢別就業率の推移

本市の女性の年齢別就業率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。落ち込みの大きい30歳から39歳の就業率は平成22年に比べ平成27年で上昇し、近年ではM字カーブは緩やかになっています。

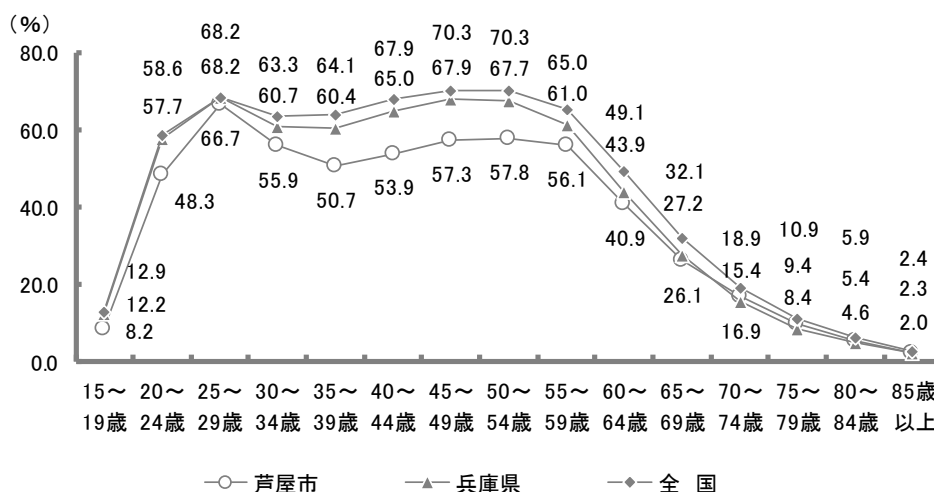


資料：国勢調査（各年10月1日現在）

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成27年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、30歳から64歳でほぼ全国・県より低い値となっています。

【 女性の年齢別就業率（国・県比較） 】

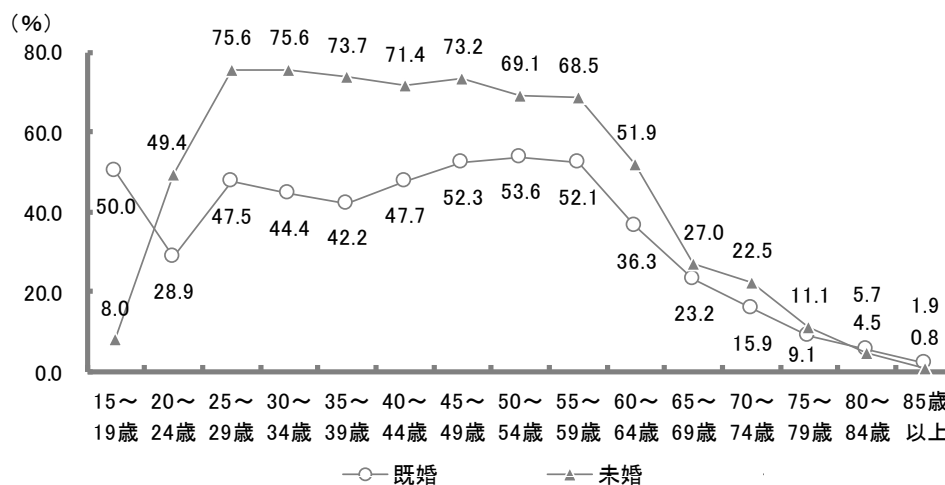


資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

③ 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較）

本市の平成27年の女性の未婚・既婚別就業率をみると、特に20歳から79歳において既婚者に比べ未婚者の就業率が高くなっています。

【 女性の年齢別就業率（既婚・未婚比較） 】

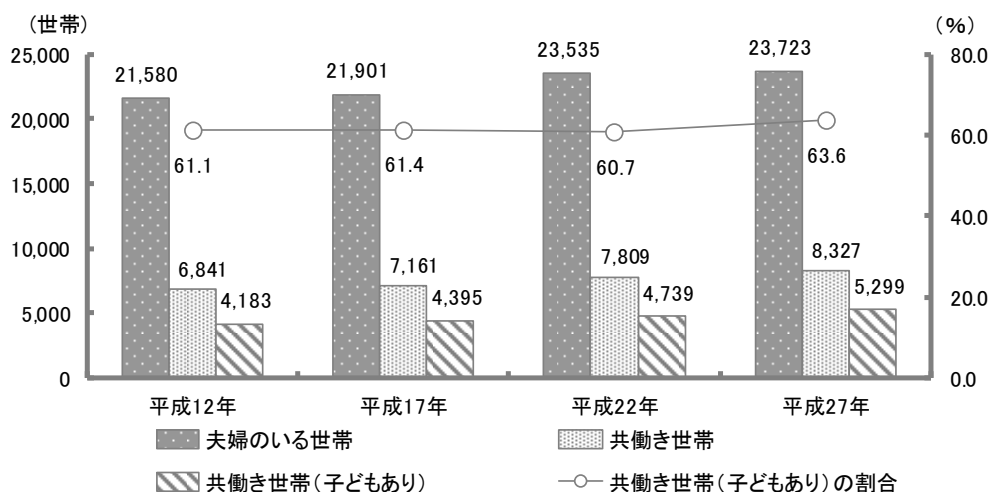


資料：国勢調査（平成27年10月1日現在）

④ 共働き世帯の状況

本市の共働き世帯は年々増加しており、子どもがいる共働き世帯は平成 27 年で 5,299 世帯あり、平成 12 年から約 1.3 倍に増加しています。

【 共働き世帯の状況 】

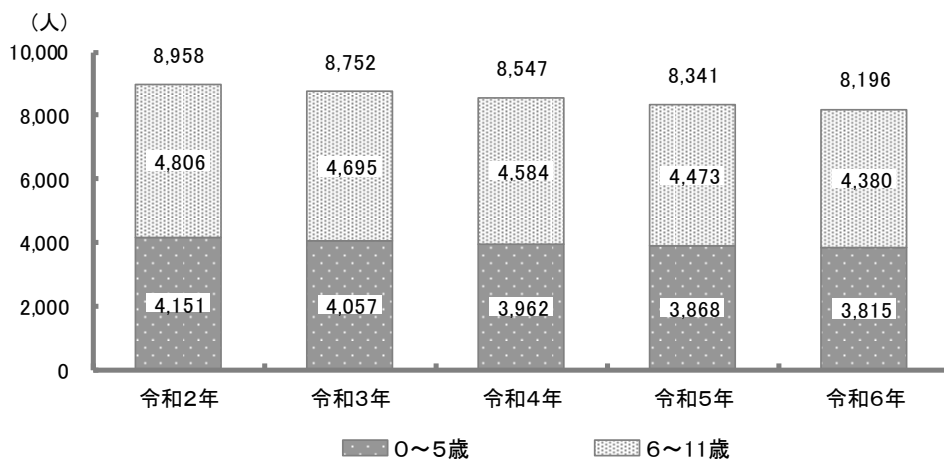


資料：国勢調査（各年 10 月 1 日現在）

⑤ 将来推計人口予測

本市の0～11 歳までの将来推計人口は、年々減少傾向で、令和6年には 8,196 人と予測されていることから、平成 31 年に対して、1,222 人程度減少する見込みです。

【 将来推計人口予測 】



資料：芦屋市将来人口推計結果

2 教育・保育施設の現状

① 幼稚園・認定こども園（幼稚園部）

市立幼稚園が7園，私立幼稚園が3園，市立認定こども園が1園，私立認定こども園が3園あります。

	施設名	所在地	保育時間		預かり保育	定員
			開始	終了		
市立幼稚園	宮川幼稚園	浜町1-20	8:50	弁当日（週3日） 14:30 弁当日以外 11:50	通常保育後～ 16:30 三季休業中 8:50～16:30	180人
	岩園幼稚園	岩園町24-3				180人
	小槌幼稚園	打出小槌町 15-7				150人
	朝日ヶ丘幼稚園	朝日ヶ丘町 10-3				180人
	西山幼稚園	西山町22-15				120人
	伊勢幼稚園	伊勢町13-14				180人
	潮見幼稚園	潮見町1-3				180人
私立幼稚園	芦屋大学附属幼稚園	六麓荘町16-3	8:30	月～金 14:00	8:00～8:30 通常保育後～ 18:00 夏休み等 預かり保育あり	170人
	芦屋甲陽幼稚園	大原町20-6	8:45	月・金 12:00 火～木 14:00	月～金 通常保育後～ 17:00	80人
	芦屋みどり幼稚園	翠ヶ丘町9-5	8:30	月・木 12:30 火・水・金 14:30	月～水・金 通常保育後～ 16:30	160人
市立認定こども園	精道こども園	川西町11-10	8:50	月～金 14:00	月～金 通常保育後～ 16:30 三季休業中 8:50～16:30	40人
私立認定こども園	愛光幼稚園	公光町2-10	8:30	月～金 14:30	8:00～8:30 通常保育後～ 17:00 夏休みに10日程 度 預かり保育あり	75人
	浜風あすのこども園	浜風町1-2	9:00	月～金 14:00	月～金 通常保育後～ 16:30 三季休業中 9:00～16:30	65人
	しおさいこども園	涼風町5-2	9:00	月～金 14:00	8:00～9:00 通常保育後～ 17:00 三季休業中 8:00～17:00	90人

平成31年4月1日現在

② 保育所・小規模保育事業所・認定こども園（保育所部）

市立保育所が5か所、私立保育園が9か所、小規模保育事業所が6か所、市立認定こども園1か所、私立認定こども園が3か所あります。

	施設名	所在地	保育時間		延長保育	一時預かり	定員	
			開始	終了				
市立保育所	打出保育所	宮川町4-10	7:00	18:00	18:00~ 19:00	—	90人	
	大東保育所	新浜町8-1					60人	
	岩園保育所	岩園町2-18					60人	
	緑保育所	緑町2-4					80人	
	新浜保育所	新浜町1-1					100人	
私立保育園	さくら保育園	大柵町2-15	7:00	18:00	18:00~ 19:00	—	45人	
	芦屋こばと保育園	若宮町3-17					30人	
	あゆみ保育園	東山町30-3					21人	
	山手夢保育園	東芦屋町6-10	7:30	18:30	18:00~ 20:00	実施	120人	
	夢咲保育園	春日町21-8			実施	60人		
	蓮美幼児学園 芦屋川ナーサリー	月若町3-10	7:00	18:00	18:00~ 19:00	—	65人	
	蓮美幼児学園 芦屋山手ナーサリー	山手町11-8			18:30~ 19:00	—	71人	
	芦屋こばとぽっぽ 保育園	若宮町3-18			18:00~ 19:00	—	71人	
	茶屋保育園	茶屋之町5-15	実施	78人				
あゆみSEIDO 保育園	精道町12-14 プール・トナリール芦屋1階	—	19人					
私立 小規模保育 事業所	蓮美幼児学園 芦屋打出プリメール	打出町2-3 芦屋ニューコーポ101	7:00	18:00	18:00~ 19:00	—	12人	
	HANA保育園	朝日ヶ丘町 24-7					実施	16人
	ニチイキッズ 芦屋保育園	業平町8-7 メインステージ芦屋川2階					—	19人
	ポピンズ 小規模保育園芦屋	楠町8-6 ハynes山下1階					—	19人
	小規模保育わかば保 育園	精道町8-20					—	19人

平成31年4月1日現在

	施設名	所在地	保育時間		延長保育	一時預かり	定員
			開始	終了			
市立認定 こども園	精道こども園	川西町11-10	7:00	18:00	18:00~ 19:00	—	106人
私立認定 こども園	愛光幼稚園	公光町2-10				—	18人
	浜風あすのこども園	浜風町1-2				実施	135人
	しおさいこども園	涼風町5-2				—	90人

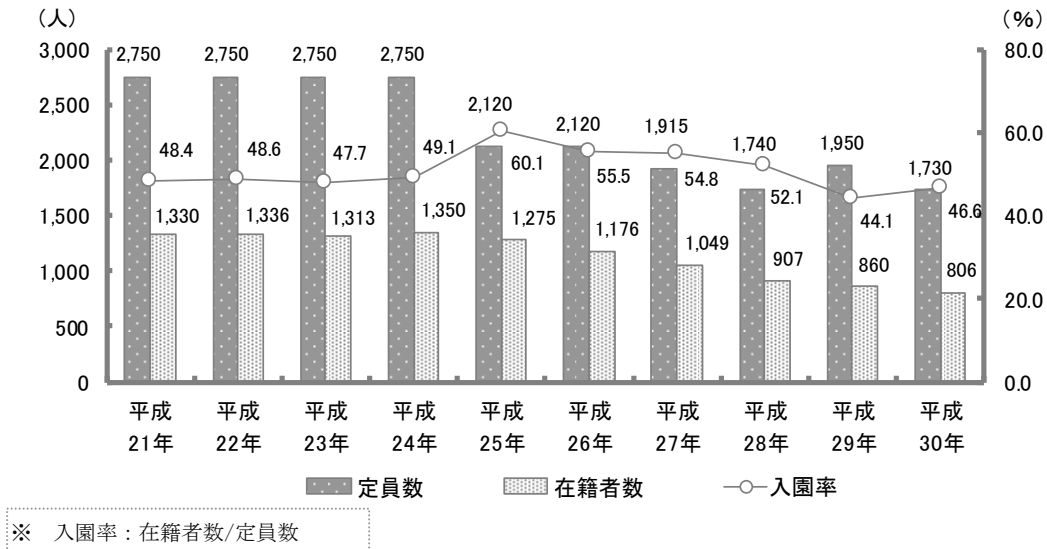
平成 31 年 4 月 1 日現在

(1) 幼稚園の状況

① 幼稚園の定員数と在籍者数の推移

幼稚園の在籍者数は、減少傾向にあります。なお、平成25年以降の定員数の増減は、市立幼稚園の園舎建替えや園数の減少等によるものです。

【 幼稚園の定員数と在籍者数の推移 】

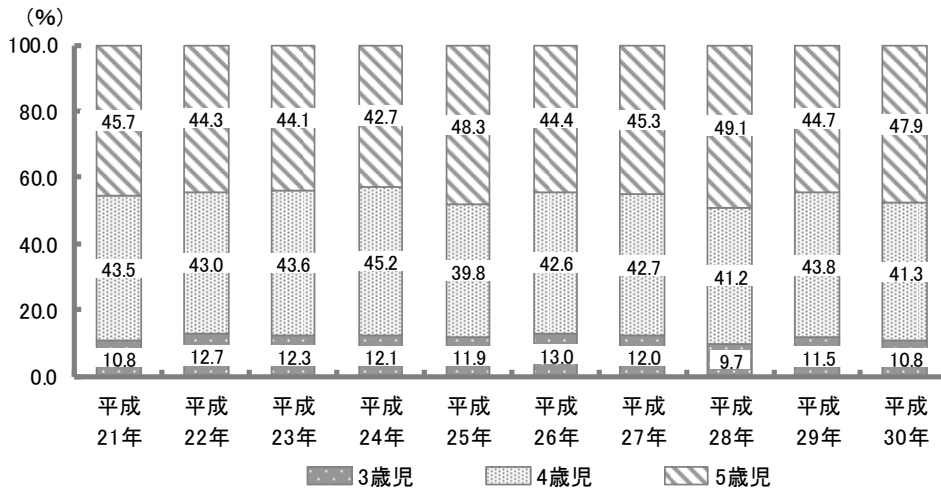


資料：管理課（各年5月1日現在）

② 年齢別幼稚園の在籍割合

年齢別幼稚園の在籍割合は、ほぼ横ばいで、3歳児が1割程度となっており、4歳児と5歳児が同程度の割合で推移しています。

【 年齢別幼稚園の在籍割合の推移 】



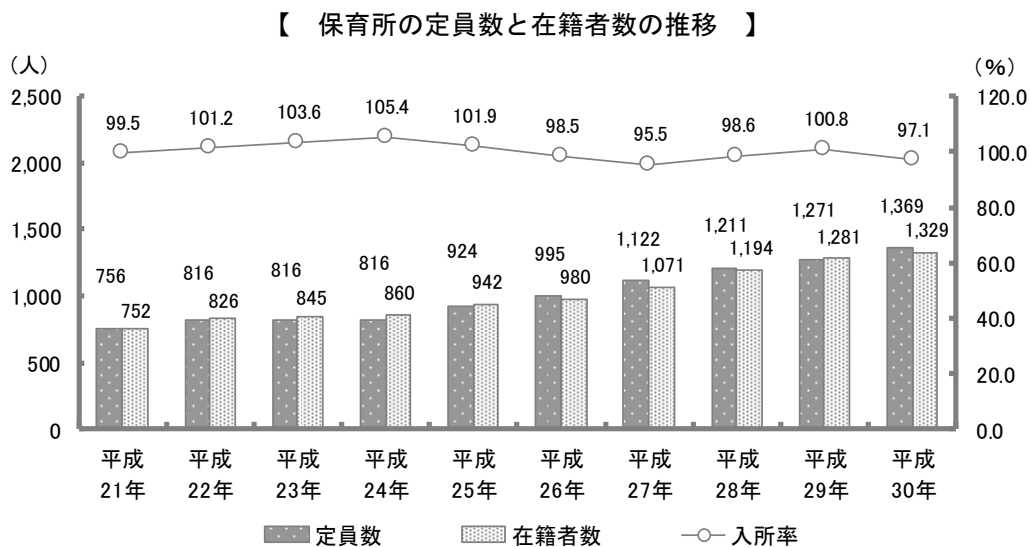
※ 在籍割合：幼稚園の年齢別の在籍者数/幼稚園の在籍者総数

資料：管理課（各年5月1日現在）

(2) 保育所の状況

① 保育所の定員数と在籍者数の推移

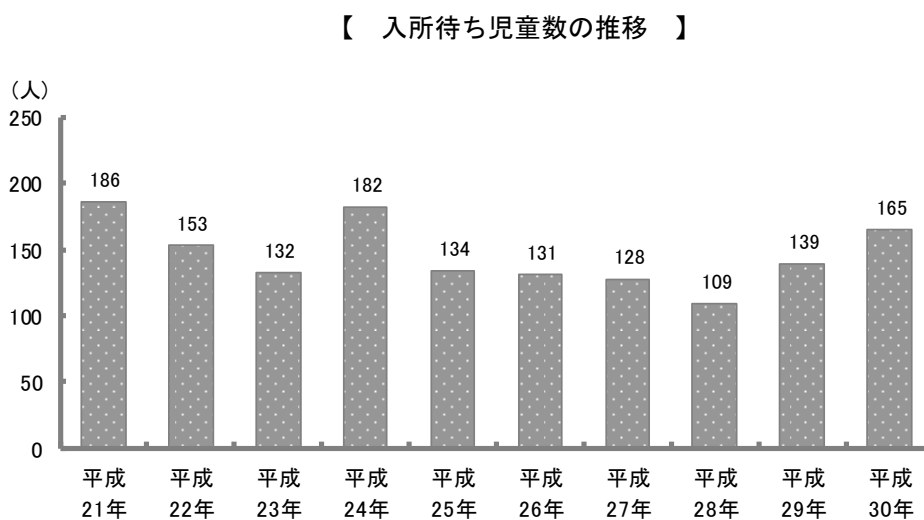
保育所の定員枠を増やしてきており、在籍者も増加している状況です。



資料：子育て推進課（各年4月1日現在）

② 入所待ち児童数の推移

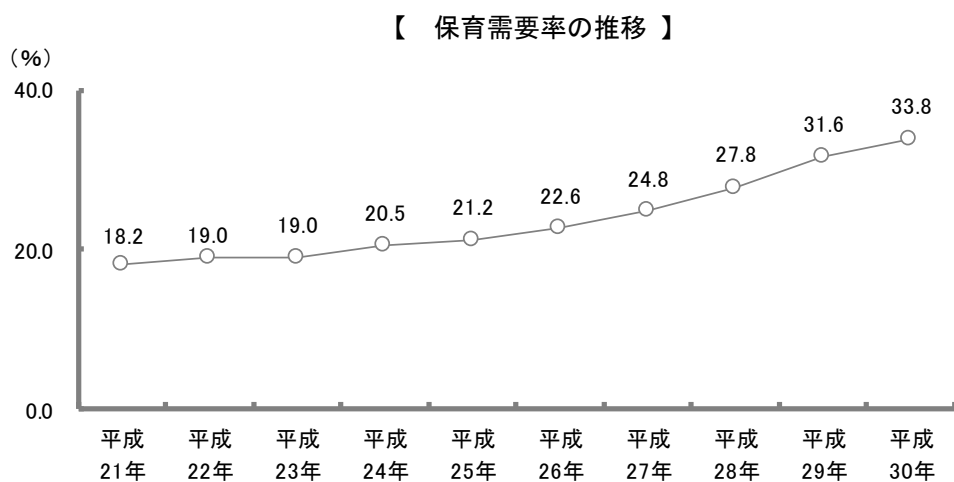
年度始めの入所待ち児童は毎年生じており、平成30年では165人となっています。



資料：子育て推進課（各年4月1日現在）

③ 保育需要率の推移

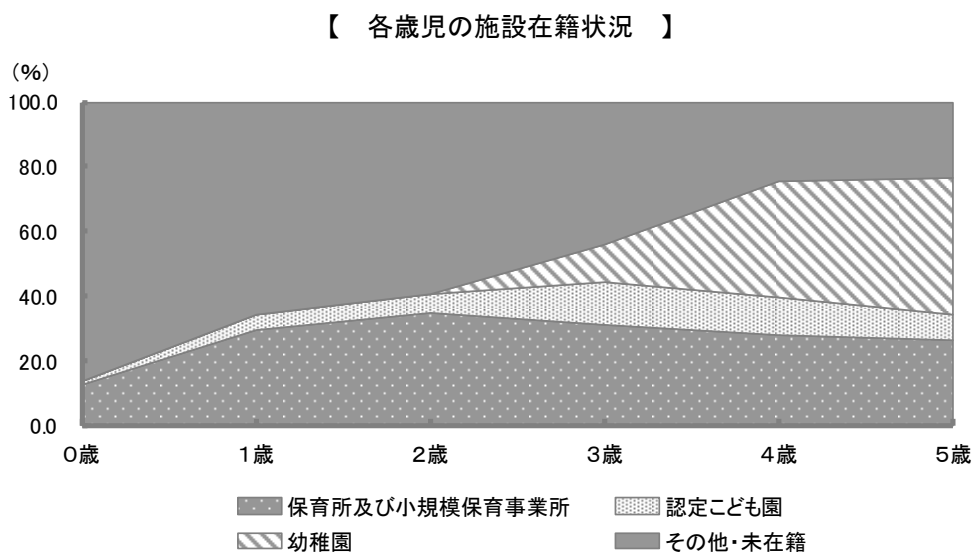
就学前児童数に対する要保育児童数の割合を示した保育需要率は、年々増加しており、平成30年は33.8%となっています。



資料：子育て推進課（各年4月1日現在）

(3) 各歳児の施設在籍状況

保育所及び小規模保育事業所の各歳児の施設在籍割合は、0歳を除いて、各年齢とも2割半ばを占めており、2・3歳では、3割程度を占めています。一方で、幼稚園については、3歳から徐々に増え、4・5歳では、3～4割程度を占めています。



資料：子育て推進課・管理課（平成31年4月末現在）

(4) 認可外保育施設の現状

兵庫県に届出をしている認可外保育施設が 23 施設あります。

施設名	所在地	受入時間		休日保育	乳児の受入	定員	企業主導型保育施設
		開始	終了				
夢希望チャイルドパーク あしやえん	西山町13-3 芦屋ビル 1F,2F	7:30	18:00	無	有	70人	
芦屋キッズアカデミー	船戸町12-12	8:00	17:30	無	有	25人	
アシヤキンダーハウス	山芦屋町24-13	8:00	18:00	有	無	30人	
幼児教室ももたろう	川西町4-22-201	9:30	14:00	無	無	76人	
キンダーキッズ インターナショナル スクール芦屋校	楠町11-24	7:45	18:15	無	無	111人	
キッズランド きらきら	打出町1-6, 2F	7:30	18:00	無	有	18人	
芦屋キンダーガルテン STEPS	松ノ内町1-10	10:00	16:00	無	無	57人	
エムアイピーシオアシヤ	陽光町4-1	9:00	17:00	無	無	17人	
モンテッソーリ幼児教室 「芦屋こどもの家」	呉川町2-5	9:00	14:00	無	無	20人	
ぴーすらんど	公光町7-12	8:00	19:00	有	有	10人	
このはのおうち	西山町11-5 2F	9:00	18:00	無	有	15人	
おうちde保育 ステラプリスクール芦屋	船戸町8-15	8:00	18:00	有	有	12人	
茶屋呉川保育園	呉川町5-12 ラ・ロワイヤル芦屋1F	7:30	18:30	無	有	12人	○
芦屋市シルバー人材センター キッズサポート「まつぼっくり」	宮塚町2-2	9:00	17:00	無	有	5人	
ぼくのアトリエ	月若町7-19-102 ルナメゾン芦屋	9:00	15:00	有	有	12人	
茶屋芦屋保育園	平田北町1-2	7:30	18:30	無	有	12人	○
チャイルドハート保育サロン 「芦屋園」	大原町28-1 パルティ芦屋2F	8:00	18:00	無	有	18人	○
みのり保育園芦屋	茶屋之町5-20-2	7:00	20:00	無	有	12人	○
芦屋浜ファミリー プリスクール	海洋町10-6	9:00	18:00	無	無	20人	
コグマキッズルーム	大原町12-16 サンライズ芦屋 202	7:30	20:30	無	有	16人	○
茶屋高浜保育園	高浜町1-7	7:30	19:00	無	有	52人	○
マイネッコ	翠ヶ丘町17-10	7:00	20:30	無	有	19人	
ベネッセ芦屋保育園	上宮川町1-14	7:00	20:00	無	有	19人	○

資料：子育て推進課（平成31年4月1日現在）

3 主な地域の子育て支援の現状

① 時間外保育事業（延長保育事業）

通常の利用時間帯以外の時間において引き続き保育を行っています。

ア 施設一覧

		施設名		
市立認定 こども園	精道こども園 (平成31年度開園)		さくら保育園	
市立 保育所	打出保育所	私立 保育園	芦屋こぼと保育園	
	大東保育所		あゆみ保育園	
	岩園保育所		山手夢保育園	
	緑保育所		夢咲保育園	
	新浜保育所		蓮美幼児学園芦屋川ナーサリー	
			蓮美幼児学園芦屋山手ナーサリー	
		私立 認定 こども園	芦屋こぼとぼっぼ保育園	
			茶屋保育園	
			認定こども園 愛光幼稚園(平成27年度開園)	
			浜風あすのこども園(平成30年度開園)	
			私立 小規模保育 事業所	しおさいこども園(平成30年度開園)
				あゆみ SEIDO 保育園(平成27年度開園)
				蓮美幼児学園芦屋打出プリメール(平成27年度開園)
				HANA 保育園(平成27年度開園)
				ニチイキッズ芦屋保育園(平成27年度開園)
				ポピンズ小規模保育園芦屋(平成28年度開園)
				小規模保育 わかば保育園(平成30年度開園)

資料：子育て推進課（平成31年4月1日現在）

イ 施設数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	16か所	21か所	22か所	23か所	24か所

ウ 利用状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	3,727人	4,927人	5,255人	5,788人	5,673人
日数	31,166日	44,845日	53,549日	58,757日	57,572日

※ 上記の数字は、年間延べ人数及び年間延べ日数を表記

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

② 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等のため、放課後、適切な保護育成を必要とする小学生の健全育成を図るため、受入れを実施しています。

ア 学級数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
学 級 数	11 か所	12 か所	12 か所	12 か所	14 か所

イ 利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登 録 児 童 数	413 人	479 人	492 人	507 人	518 人
土 曜 利 用 者 数	71 人	80 人	89 人	92 人	84 人
延 長 利 用 者 数	107 人	133 人	152 人	179 人	184 人

※ 平成 28 年度から小学 4 年生の受入れを開始

※ 令和元年度から小学 6 年生までの受入れを開始

資料：青少年育成課（各年度平均値）

ウ 学級別登録児童数

学級名	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
ひまわり学級ひかり (精道)	49 人	39 人	45 人	51 人	44 人
ひまわり学級つばさ (精道)		36 人	37 人	34 人	31 人
なかよし学級さくら (宮川)	28 人	42 人	40 人	41 人	44 人
なかよし学級ひつじ (宮川)	36 人	41 人	37 人	40 人	45 人
わんぱく学級 (山手)	47 人	48 人	51 人	53 人	55 人
すぎのこ学級 (岩園)	42 人	43 人	51 人	59 人	59 人
やまのこ学級 (朝日ヶ丘)	32 人	40 人	35 人	36 人	35 人
しおかぜ学級くじら (潮見)	35 人	40 人	41 人	43 人	39 人
しおかぜ学級いるか (潮見)	30 人	34 人	43 人	47 人	40 人
はまゆう学級かもめ (打出浜)	33 人	33 人	36 人	34 人	31 人
はまゆう学級なぎさ (打出浜)	33 人	33 人	30 人	30 人	36 人
らいおん学級 (浜風)	48 人	50 人	46 人	39 人	51 人
にじいろ学級 (朝日ヶ丘幼稚園)					8 人
むすび (しおさいこども園)					19 人
合 計	413 人	479 人	492 人	507 人	518 人 (むすび除く)

資料：青少年育成課（各年度平均値）

③ 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

保護者の仕事, 疾病, 出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に, 児童福祉施設において一定期間, 養育及び保護を行っています。

ア 施設一覧

施設種別	施設名	所在地
児童養護施設	子供の家	尼崎市若王寺
児童養護施設	三光塾	西宮市小松西町
児童養護施設	善照学園	西宮市山口町船坂
児童養護施設	神愛子供ホーム	神戸市東灘区住吉山手
児童養護施設	愛神愛隣舎	神戸市灘区泉通
児童養護施設	双葉学園	神戸市灘区鶴甲
児童養護施設	神戸真生塾	神戸市中央区中山手通
乳児院	明石乳児院	明石市大久保町大窪
乳児院	伊丹乳児院	伊丹市北野
乳児院	真生乳児院	神戸市中央区中山手通
乳児院	御影乳児院	神戸市東灘区御影
知的障がい児施設	三田谷学園	芦屋市楠町

(平成 31 年 3 月末現在)

イ 施設数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	12 箇所	12 箇所	12 箇所	12 箇所	12 箇所

ウ 利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用日数	33 日	28 日	6 日	38 日	10 日
利用者数	18 人	9 人	2 人	7 人	2 人

※ 上記の数字は, 年間延べ利用日数及び年間延べ人数を表記

資料: 子育て推進課 (各年度 3 月末現在)

④ 地域子育て支援拠点事業

子育て支援サービスなどに関する情報提供、子育てについての相談及び助言を行うとともに、子育て中の保護者と子どもが気軽に遊べる場を提供しています。

ア 実施場所

施設名	場所
むくむく	子育てセンター
ぷくぷく（平成30年度まで）	精道幼稚園
もこもこ	児童センター
ルリアン（平成28・29年度）	潮芦屋交流センター
プチアンジュ（平成29年度から）	岩園幼稚園
キオラクラブ（平成30年度から）	浜風あすのこども園
ひとしお（平成30年度から）	しおさいこども園

イ 施設数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	3か所	3か所	4か所	5か所	6か所

ウ 利用状況（むくむく）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	240回	242回	241回	241回	236回
利用者数	26,216人	26,248人	25,656人	25,097人	24,499人

※ 上記の数字は、年間の実施回数及び年間延べ人数（保護者と子どもの合計数）を表記

エ 利用状況（ぷくぷく）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	43回	41回	46回	44回	40回
利用者数	1,426人	1,503人	2,033人	1,922人	1,974人

※ 上記の数字は、年間の実施回数及び年間延べ人数（保護者と子どもの合計数）

オ 利用状況（もこもこ）

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施回数	51回	49回	49回	48回	48回
利用者数	2,165人	1,496人	1,865人	1,855人	2,118人

※ 上記の数字は、年間の実施回数及び年間延べ人数（保護者と子どもの合計数）

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

カ 利用状況（ルリアン）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数			24 回	48 回	
利用者数			758 人	1,316 人	

※ 上記の数字は、年間の実施回数及び年間延べ人数（保護者と子どもの合計数）

キ 利用状況（プチアンジュ）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数				40 回	45 回
利用者数				2,389 人	2,459 人

※ 上記の数字は、年間の実施回数及び年間延べ人数（保護者と子どもの合計数）

ク 利用状況（キオラクラブ）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数					188 回
利用者数					2,279 人

※ 上記の数字は、年間の実施回数及び年間延べ人数（保護者と子どもの合計数）

ケ 利用状況（ひとしお）

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施回数					235 回
利用者数					5,887 人

※ 上記の数字は、年間の実施回数及び年間延べ人数（保護者と子どもの合計数）

資料：事務報告書（各年度 3 月末現在）

⑤ 幼稚園における一時預かり事業

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、幼稚園及び認定こども園全園において、在園児を対象に教育時間後等に保育する預かり保育を実施しています。

ア 施設一覧

	施設名	
市立幼稚園	精道幼稚園	宮川幼稚園
	岩園幼稚園（平成 27, 28 年度休園）	小槌幼稚園
	朝日ヶ丘幼稚園	西山幼稚園
	伊勢幼稚園	潮見幼稚園
	浜風幼稚園（平成 27 年度末廃園）	
私立幼稚園	芦屋大学附属幼稚園	芦屋甲陽幼稚園
	芦屋みどり幼稚園	
私立認定こども園	愛光幼稚園	浜風あすのこども園（平成 30 年度から）
	しおさいこども園（平成 30 年度から）	

イ 施設数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	9 箇所	12 箇所	11 箇所	12 箇所	14 箇所

※ 平成 26 年度は、市立幼稚園分のみを表記

ウ 利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	23,144 人	33,633 人	28,198 人	28,661 人	30,004 人

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

※ 平成 26 年度は、市立幼稚園分のみを表記

資料：子育て推進課・管理課（各年度 3 月末現在）

⑥ 保育所等における一時預かり事業

保護者の仕事、疾病、出産等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所等で預かり保育を実施しています。

ア 施設一覧

	施設名	
私立	芦屋こばと保育園	茶屋保育園
	山手夢保育園	浜風あすのこども園
	夢咲保育園	さくら保育園（平成 29 年度まで実施）

イ 施設数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	5 箇所	6 箇所	6 箇所	6 箇所	5 箇所

ウ 利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
非定型保育	3,305 人	3,608 人	5,144 人	4,254 人	1,675 人
緊急保育	1,077 人	441 人	514 人	546 人	283 人
合計	4,382 人	4,049 人	5,658 人	4,800 人	1,958 人

※ 上記の数字は、年間延べ人数を表記

※ 非定型保育（保護者の仕事、職業訓練及び就学等により平均週3日を限定として継続的に家庭保育が困難になる就学前の子ども。）

※ 緊急保育（保護者の傷病、災害、事故、出産（産前1か月 産後1か月）、看護、介護等の社会的にやむを得ない理由により緊急・一時的に家庭保育が困難となる就学前の子ども。）

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

⑦ 病児保育事業

病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、子育て社会のセーフティネットの1つとして実施しています。病後児保育については平成22年4月から、また、病児保育については平成25年7月から市立芦屋病院内において実施しています。

ア 施設数

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

イ 利用状況

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1日あたり定員	4人	4人	4人	4人	4人
利用者数	191人	185人	147人	194人	344人
内訳	病後児	14人	3人	0人	0人
	病児	177人	182人	147人	194人

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

資料：子育て推進課（各年度3月末現在）

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって、一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動で、依頼会員は小学校6年生までの子どもを持つ保護者とします。

ア 施設数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
実施箇所数	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

イ 会員数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
依頼会員	762 人	791 人	820 人	831 人	854 人
提供会員	245 人	258 人	257 人	282 人	299 人
両方会員	86 人	82 人	81 人	80 人	78 人
合計	1,093 人	1,131 人	1,158 人	1,193 人	1,231 人

ウ 活動状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
保育施設の保育開始時までや保育終了後の子どもの預かり	2,058 回	2,085 回	1,878 回	2,250 回	2,178 回
保育施設までの送迎	810 回	751 回	364 回	860 回	745 回
学童保育終了後の子どもの預かり	92 回	314 回	422 回	289 回	569 回
学校の放課後の子どもの預かり	294 回	445 回	336 回	355 回	509 回
冠婚葬祭や他の子どもの学校行事の際の子どもの預かり	11 回	22 回	27 回	18 回	10 回
買い物等外出の際の子どもの預かり	82 回	93 回	108 回	46 回	54 回
その他	2,481 回	2,486 回	2,386 回	2,610 回	2,308 回
合計	5,828 回	6,196 回	5,521 回	6,428 回	6,373 回

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

⑨ 利用者支援事業

特定型では、子育て推進課にて保育コンシェルジュが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような情報提供し、必要に応じて案内やサポートを行います。

母子保健型では、子育て世代包括支援センターにて保健師が、妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、情報提供や関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします。

実施箇所数

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特定型		1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
母子保健型				1 箇所	1 箇所

⑩ 妊婦健康診査

妊婦健康診査の適切な受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、母子健康手帳の交付を受けた方・本市へ転入された妊婦を対象とし、妊婦健康診査にかかった費用について 14 回分までの助成を行っています。平成 28 年度に、妊婦健康診査費助成額の上限を 86,000 円に、令和元年度には上限を 106,000 円に拡充しています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	1,443 人	1,279 人	1,247 人	1,247 人	1,074 人

※ 利用者数は、妊娠期間の関係により2か年度に渡り健診を受ける場合、各年度にそれぞれ「1」を計上した人数を表記

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

⑪ 乳児家庭全戸訪問事業

産婦・新生児・乳幼児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問による子育てなどの助言や相談を行い、支援の必要な方の早期把握に取り組んでいます。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問件数	749 件	698 件	655 件	645 件	588 件
うち新生児訪問件数	10 件	17 件	18 件	17 件	19 件

※ 訪問件数は、年間延べ件数を表記

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

⑫ 養育支援訪問事業

乳児家庭全戸訪問事業等で把握した保護者の養育を支援することが必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談・支援等を行います。事業が効果的に実施されるように定期的に担当者による連絡会を行い、連携を図っています。

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪問回数	1回	0回	7回	18回	7回

※ 訪問回数は、年間延べ回数を表記

資料：子育て推進課（各年度3月末現在）

⑬ その他要支援児童，要保護児童等の支援に資する事業

子どもの虐待，非行等保護を要する子どもや出産前から子どもの養育に支援が必要と思われる妊婦等に関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図っています。

ア 要保護児童対策地域協議会 個別ケース検討会議 実施状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
検討件数	104件	136件	110件	176件	238件
開催回数	136回	157回	151回	224回	280回

イ 家庭児童相談室の相談状況

		平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養護	児童虐待相談	74件	133件	127件	68件	105件
	その他の相談	174件	221件	176件	141件	81件
保健相談		0件	2件	2件	0件	1件
障害	肢体不自由相談	0件	0件	0件	1件	0件
	視聴覚障害相談	0件	0件	0件	0件	0件
	言語発達障害等相談	7件	4件	2件	0件	1件
	重症心身障害相談	2件	1件	0件	0件	0件
	知的障害相談	3件	1件	1件	1件	1件
	自閉症等相談	8件	8件	10件	9件	12件
非行	く犯行為等相談	10件	5件	5件	1件	8件
	触法行為等相談	7件	1件	4件	5件	1件
育成	性格行動相談	33件	42件	39件	40件	21件
	不登校相談	23件	23件	30件	8件	13件
	適性相談	3件	1件	1件	0件	0件
	育児・しつけ相談	56件	37件	41件	17件	36件
その他の相談		9件	2件	3件	1件	0件
合計		409件	481件	441件	292件	280件

資料：事務報告書（各年度3月末現在）

ウ 民生委員・児童委員数，主任児童委員数及び相談状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
民生委員・児童委員数	115 人	112 人	103 人	102 人	109 人
主任児童委員数	5 人	5 人	5 人	6 人	5 人
児童に関する相談件数	483 件	471 件	408 件	334 件	355 件

資料：地域福祉課（各年度 3 月末現在）

エ その他機関での相談状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
打出教育文化センター	635 件	660 件	561 件	523 件	453 件
教育相談	606 件	653 件	540 件	502 件	416 件
一般教育相談	29 件	7 件	21 件	21 件	37 件
青少年愛護センター	16 件	13 件	16 件	16 件	22 件
カウンセリングセンター	385 件	338 件	209 件	325 件	349 件
母子・父子家庭相談	799 件	702 件	762 件	723 件	636 件

※ 教育相談：面接による相談
一般教育相談：電話による相談

資料：事務報告書（各年度 3 月末現在）

⑭ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況等を勘案して、教材や行事費等の費用の一部を補助しています。

利用状況

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数		88 人	75 人	51 人	32 人

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

⑮ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、新規参入事業者に対して巡回支援等を行うほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を支援し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図っています。

ア 新規参入施設への巡回

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象施設数		5 か所	1 か所	1 か所	3 か所

イ 認定こども園特別支援教育・保育

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数		1 人	—	—	1 人



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

すべての子どもは、これからの社会を担う大切な存在です。子ども一人一人が心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いでもあります。

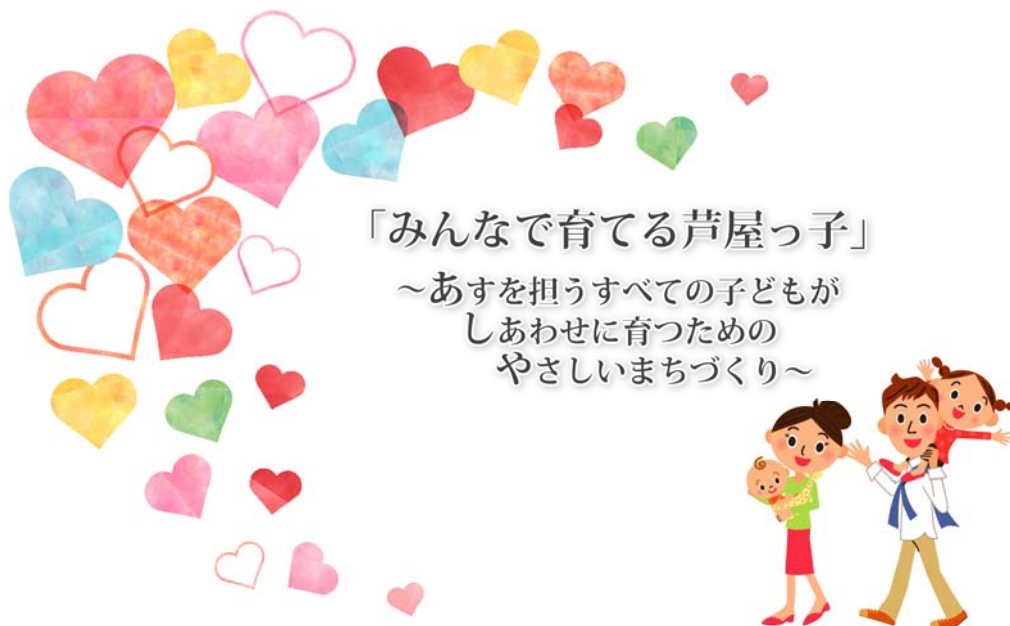
また、「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。



親にとって、子どもの成長を見守り、育てていくことは何ものにも代えがたい大きな喜びともなるものであり、責任と愛情のある子育てを通じて、子どもの成長とともに親も成長できるように、社会全体で子育て家庭を優しく見守り、支援していくことが大切です。

また、本市では、第4次芦屋市総合計画において「人と人がつながって新しい世代につなげる」という基本方針を掲げ「地域で安心して子育てができていく」まちを目標としています。その実現のためにも、行政をはじめ、家庭、地域がそれぞれの役割を果たしながら、連携・協力を図り、社会全体で子ども・子育てを支援する新しい支え合いの仕組みを築いていかなければなりません。

子ども・子育て支援は、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識の下、地域全体ですべての子どもが健やかに成長することを願い、子どもの視点に立ち、「子どもの最善の利益」が保障されるまちづくりを目指し、以下の理念を掲げます。



2 基本的な視点

(1) 子どもの育ちの視点

子どもは、社会の希望、未来を創る力です。そのためにも、子どもが、家族の愛情を受け、自らも家族の一員としての様々な役割を果たしながら、強い心と豊かな心を育み成長を遂げていくことが必要です。子どもの視点に立ち、幼児期的人格形成を培う教育・保育については良質かつ適切な内容及び水準のものとなるように配慮し、子どもの健やかな発達が保障され「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指します。

(2) 親としての育ちの視点

子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、父母その他の保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、保護者の子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えることで、親としての自覚と責任を持ち、豊かな愛情あふれる子育てが次代に継承されるよう、保護者の主体性とニーズを尊重した、家庭における子育て力を高めます。

(3) 地域での支え合いの視点

社会のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要です。

地域の実情を踏まえ、子どもの成長にとってより良い環境づくりのために、子どもの見守りや子育てにおいて、構成員が相互に関わり合うことができるような地域を目指します。

(4) 子育て環境の充実の視点

妊娠・出産・子育てを切れ目なく支援できるよう、子どもや子育て家庭の置かれた状況に応じて、子ども・子育て支援の充実を図り、「児童の権利に関する条約」にうたわれている子どもの生命と人権が尊重される環境に配慮しつつ、子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を目指します。

また、本市の自然、歴史、文化など、豊富に存在する資源の活用を図り、芦屋らしい個性と魅力を子どもたちに伝え、夢と希望のあるまちづくりへとつながっていく事業を推進します。

3 基本目標

基本目標 1 家庭における子育てへの支援

妊娠・出産・子育てに関するストレスや不安の軽減を図るため、身近なところで相談支援や情報提供を受けることができるようにします。

また、親子同士の交流の場で気軽に相談できる環境を提供することにより、必要な世帯に支援が行き届き、様々な世代の人々が身近な地域で子育てを支援できる環境づくりを推進します。

【施策の方向】

- ① 多様な子育て支援サービス環境の整備
- ② 子育て家庭への経済的支援
- ③ ひとり親家庭の自立支援
- ④ 親と子の健康づくりの推進
- ⑤ 子育ての悩みや不安への支援

基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

乳幼児期は、心情、意欲、態度、基本的生活習慣等生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期です。そのことを踏まえ、発達に応じた教育・保育を通じ、学ぶ意欲や自尊感情などを高め、豊かな心健やかな体をバランスよく育むことにより、子どもの健やかな発達を保障するとともに、小学校生活へスムーズに移行ができるよう関係職員の連携が深まる取組を進めます。

【施策の方向】

- ① 就学前教育・保育の体制確保
- ② 小学校への円滑な接続

基本目標 3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげ、子どもと向き合える環境づくりに取り組みます。また、配慮が必要な子どもの個性に合わせた継続的な支援や保護者の立場に立った支援を充実し、安心して地域で生活できるまちづくりを進めます。

さらに、子どもが近年起きている重篤な事故・事件に巻き込まれることのないよう、地域の人々のつながりを支援しながら、子どもの居場所づくりに取り組み、子ども同士や地域の大人たちとのふれあいを深め、子どもたちが心身ともに健やかに成長できるように、すべての子どもの基本的人権が尊重される環境づくりを整備します。

【施策の方向】

- ① 地域における子どもの居場所づくりの推進
- ② 安全・安心なまちづくりの推進
- ③ 児童虐待防止対策の推進
- ④ 配慮が必要な子どもとその保護者への支援

基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

保護者が仕事を続けながら子育ての喜びを実感できる社会を作るために、子育てをめぐる多様なニーズに柔軟に対応できる環境づくりを推進するとともに、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現できる働き方の支援に取り組みます。

【施策の方向】

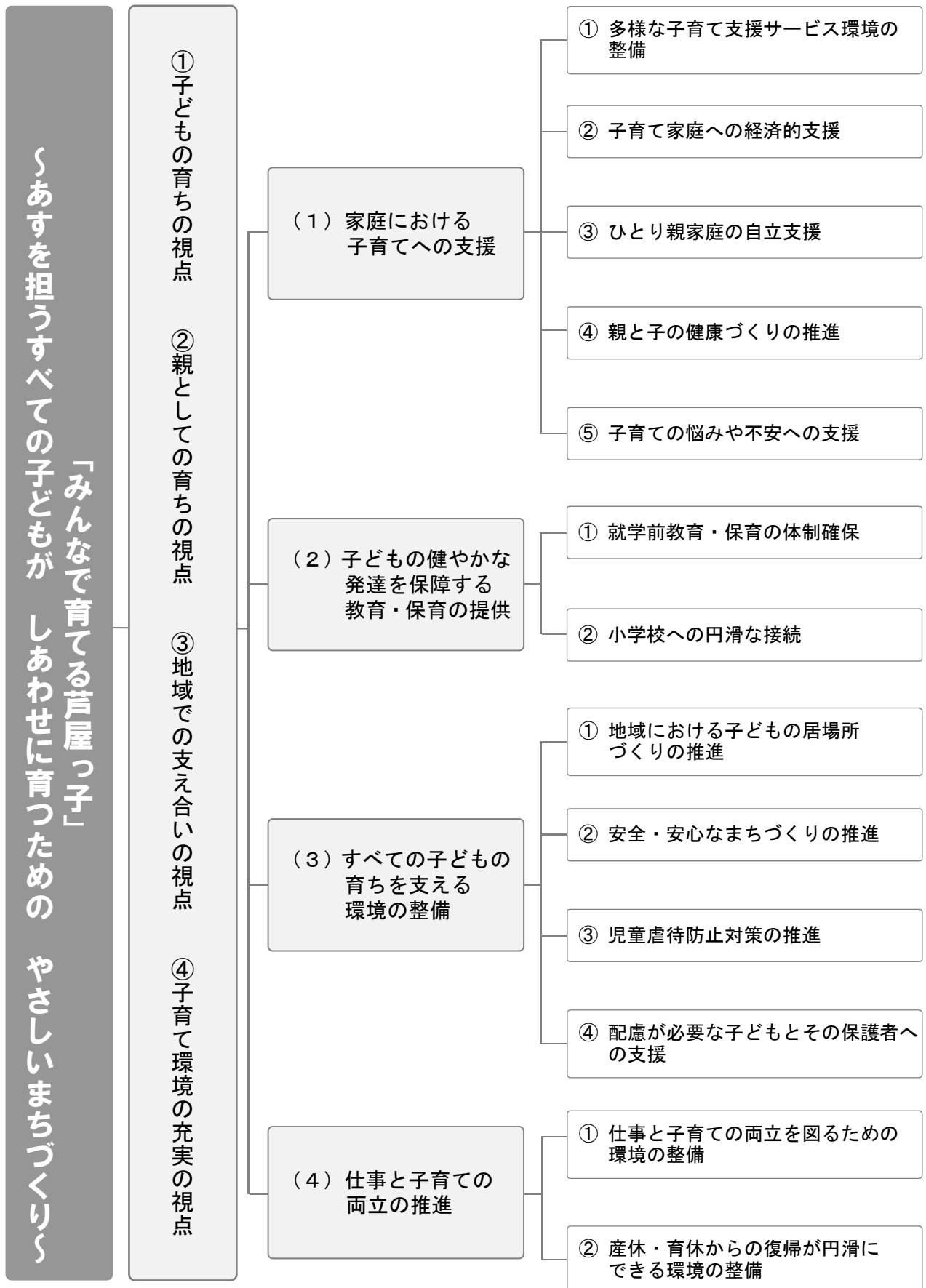
- ① 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備
- ② 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備

4 施策の体系

[基本理念] [基本的な視点]

[基本目標]

[施策の方向]





第4章

子ども・子育て支援施策 の推進方策

基本目標 1 家庭における子育てへの支援

施策の方向 1 多様な子育て支援サービス環境の整備

【現状と課題】

少子化や核家族化，地域のつながりの希薄化が進むにつれ，子育ての不安や負担感が増加しています。本市では，第1期計画に基づき，多様なニーズに応じた子育て支援サ



ービスの提供や，相談の機会を充実してきました。特に，本市の子育て拠点である子育てセンターでは，つどいのひろばでの相談機能を充実するとともに，平成30年4月には，子育て世代包括支援センターを開設し，妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として，妊娠期から子育て期を切れ目なくサポートしています。

就学前児童のアンケート調査結果では，日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」の割合が14.1%，子育てをする上で，気軽に相談できる人・場所が「ない」の割合が3.7%と少数ではあるものの，身近に子どもを見てもらえる親族・知人や，相談相手が

いない人がいます。

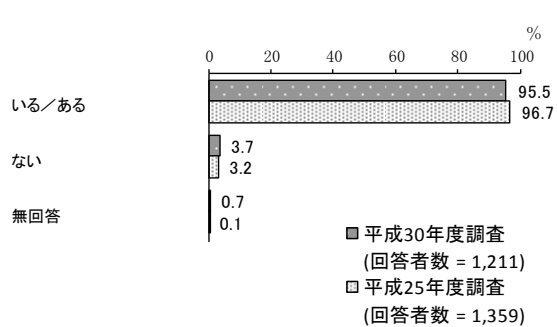
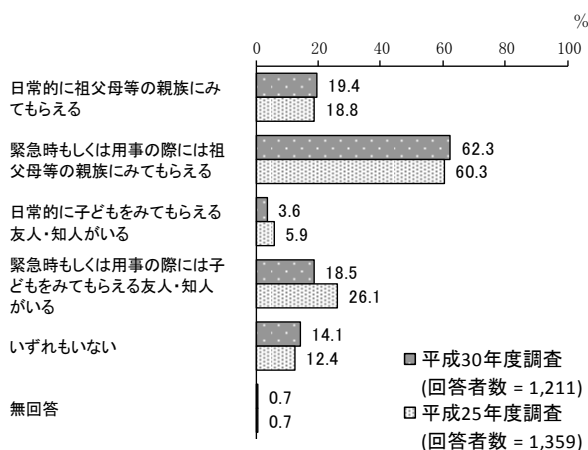
妊娠，出産，子育ての不安が解消され，安心して子どもを産み育てることができるよう，医療・保健・福祉・教育が連携し，切れ目のない支援を実施することが必要です。また，子育てが一段落ついた方に地域での子育ての担い手として活躍していただくなど，身近な地域での子育て支援を充実していく必要があります。

【施策の方向性】

身近なところで子育て中の保護者と子どもが気軽に集まれる場所を増やし，個々のニーズに応じた子育てに関する情報を手に入れることができるよう，多種多様な子育ての情報を提供するとともに，発信の方法を検討し，子育ての楽しさを感じてもらえるよう家庭を支える仕組みを築いていきます。

【日頃、お子さんをみてもらえる親族・知人はいるか（就学前）】

【気軽に相談できる人・場所の有無（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	子育て推進課	育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動で、依頼会員は小学校6年生までの子どもを持つ保護者とする。
2 ※	子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	子育て推進課	保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行う。
3 ※	養育支援訪問事業	子育て推進課	子どもの養育について支援が必要であるにも関わらず、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な家庭で、支援が必要と認めた家庭に対し、保健師、助産師、ホームヘルパー等を派遣して育児指導、育児相談や簡単な育児・家事の援助を行う。
4	子育て情報の提供	所管課	子育てアプリ、子育てサポートブック、広報紙、ホームページ等において、子育て支援サービス全般に関する情報を市民に広く提供する。
5	わくわく冒険ひろば	子育て推進課	普段体験できないような野外での活動を通して親子で自由にのびのびと遊び、ふれあう中で子育てへの意識の向上を図る。
6	子育て講演会、講座	子育て推進課 児童センター 公民館	子育てに関する講演会や講座を開催することで、子育てについて考え、向き合う気持ちを深める。

No	事業名	担当課	事業内容
7	母親同士の交流	児童センター	子育ての悩みや問題について母親同士が話し合うことで、母親の不安や負担を軽減し子どもの健全育成について考える場を提供する。
8	こどもフェスティバルの開催	子育て推進課	いろいろな遊びコーナー等、子どもが楽しく過ごし、家族のきずなを深めるイベントを開催する。
9	子育て支援センター・子育て世代包括支援センター	子育て推進課	家庭児童相談室、子育てセンター、ファミリー・サポート・センターや子育て世代包括支援センターが、子育て支援の拠点として他機関との連携によるネットワークでの総合的な子育て支援を行う。
10	あい・あいるーむ	子育て推進課	市内の公共施設を活用し、親子で気軽に立ち寄れる場所を提供する。民生委員・児童委員がスタッフとなり、相談・助言・情報提供を行う。
11 ※	地域子育て支援拠点事業	子育て推進課	子育て支援サービス等に関する情報提供、相談及び助言等、子育ての総合窓口を設置するとともに、子育て中の親子が気軽に遊べる場を提供する。
12	幼稚園・保育所・認定こども園における地域子育て支援	子育て推進課 学校教育課	地域の乳幼児の親子の交流の場、遊び場、子育ての相談の場として、幼稚園・保育所・認定こども園の園庭を開放する。また、体験保育を実施する。
13	児童センターにおける子育て支援	児童センター	「あそび広場」「ひよこひろば」「親子クラブ」「トランポリン教室」等、時代のニーズに合わせた事業を展開するとともに、遊戯室の開放や人形劇、映画会を開催するなどして乳幼児親子が気軽に利用できるような子育て支援を推進する。
14	図書館における子育て支援	図書館	「おはなしの会」「絵本の会」等の親子での参加による読み聞かせを通して、乳幼児期から絵本に親しむことができるよう子育て支援を実施する。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 2 子育て家庭への経済的支援

【現状と課題】

平成 28 年度の全国調査（国民生活基礎調査）では「子どもの貧困率」は 13.9%となっており、約 7 人に 1 人が貧困状態とされています。子育てにかかる経済的負担は大きく、貧困による格差の広がりには、教育や進学機会を狭めるだけでなく、子どもが健やかに育つための環境にも大きな影響を及ぼします。経済的な問題に関わらずすべての子どもが平等に育つことが社会のあり方としても重要であり、子どもが安心して自分らしく生きていけるよう、子どもとその家庭を支援することが必要です。

さらに、令和元年 6 月に公布された子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部改正においても、子どもの「将来」だけでなく「現在」に向けた対策が求められています。支援が必要な家庭に、適切なサービスや支援を結び付けるとともに、地域の支援者と連携しながら、生活に困難を抱える家庭への支援を行うことが必要です。

また、令和元年 10 月からは保護者の負担軽減を図るため、主に幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する、3 歳から 5 歳までの子どもたちの利用料及び 0 歳から 2 歳までの住民税非課税世帯の利用料が無償化されています。

アンケート調査では、就学前児童と小学生児童、中学生生徒の保護者のすべてで、将来的に必要としていること、重要だと思ふ支援等について、「子どもの就学にかかる費用が軽減されること」の割合が 50.1%~58.9%と高くなっていることから、更なる経済的支援が求められています。

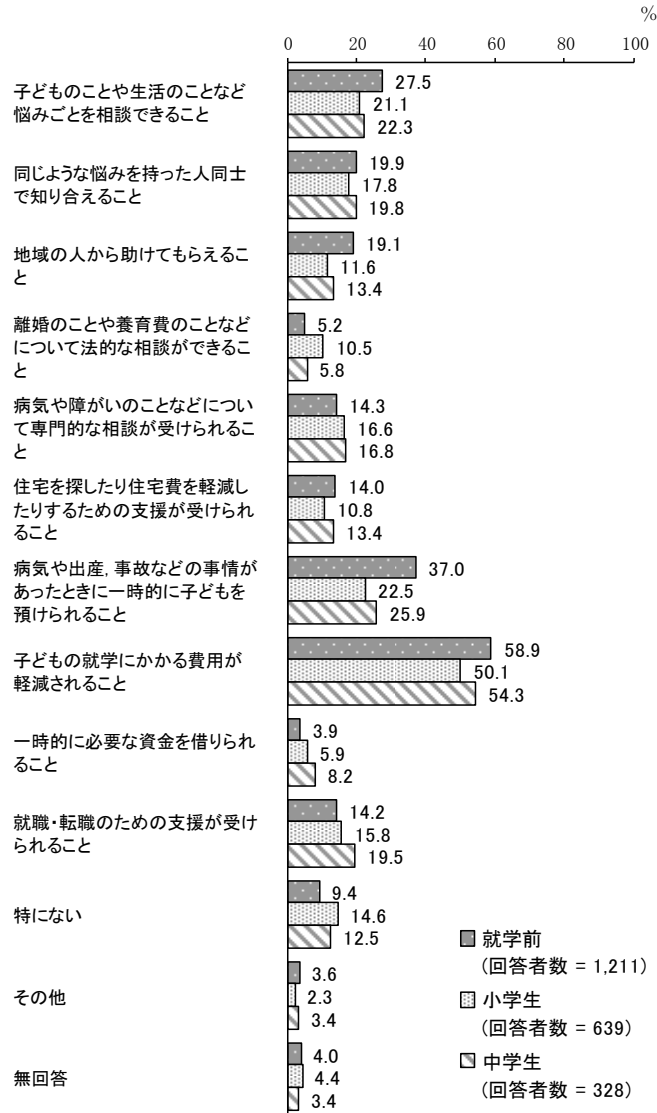
また、今回把握できた子育て世帯の経済状況や子どもの生活習慣の実態について、世帯の収入額による特徴や傾向は見られなかったものの、内閣府の調査において、保護者の就労状況や食事の摂取状況等が子どもの貧困と関連性があると考えられることから、子どもに対する直接的かつ間接的な支援も含めた経済的支援について充実させていくことが重要です。

【施策の方向性】

経済的な理由で子どもを産み育てることが困難な状況にならないよう引き続き各種手当等の経済的支援を充実します。

また、幼児教育・保育の無償化の実施にあたっては、対象者の把握に漏れがないよう必要な手続を進めるとともに、関係機関との情報共有等の連携を行いながら、保護者への周知等に努めます。

【将来的に必要としていること・重要だと思う支援】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	妊婦健康診査	健康課	妊婦健康診査の適切な受診を促進し、母子が安心して安全な出産を迎えられるよう妊婦健康診査費の助成を行う。
2	未熟児養育医療の給付及び未熟児訪問指導	健康課	指定養育医療機関において医師が入院を必要と認めた方に入院医療費の給付を行う。また、健やかな成長発達が促されるよう、家庭訪問等により、保健指導を行う。
3	子ども（又は養育する親）に対する援助	保険課 地域福祉課 子育て推進課 青少年育成課	乳幼児等医療費助成 こども医療費助成 出産育児一時金 児童手当 交通遺児就学奨励金 児童福祉施設入所等徴収金の助成 放課後児童クラブ育成料の減額、免除
4	障がい児（又は養育する親）に対する援助	地域福祉課 障害福祉課 子育て推進課	障害者医療費助成 障害児福祉手当 重度心身障害児介護手当 特別児童扶養手当 福祉施設等通園(通学)費扶助 障がい児施設入所等費用の助成
5	教育・保育施設等の利用者に対する援助	子育て推進課 管理課	幼児教育・保育無償化 第2子以降の保育料の軽減 ひょうご保育料軽減事業補助金 認可外保育施設利用者補助事業 就学援助費 在日外国人学校就学補助金
6	子育て世帯等の公的住宅への入居	住宅課	子育て世帯が良好な住環境を確保できるよう、公的住宅への入居に対し、困窮度判定において加点する。
7 ※	実費徴収に係る補足給付事業	子育て推進課 管理課	日用品・文具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について補助を行う。
8	生活困窮者自立支援制度における事業	地域福祉課	困窮状況に応じた相談・支援を実施し、一定期間家賃相当額の支給や子どもへの学習支援等を行う。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向3 ひとり親家庭の自立支援

【現状と課題】

国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。全国調査（平成28年度全国ひとり親世帯等調査）によれば、母子世帯の母親の就業率は81.8%となっており、母親自身の平均年収は243万円（うち就労収入は200万円）となっています。また、就業していない人のうち、就業希望がある人は82.4%となっていることから、ひとり親家庭の親子が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援が求められています。

本市のひとり親世帯の状況を見ると、父子世帯は横ばいとなっているものの、母子世帯は平成27年より減少し、平成30年では676世帯となっています。

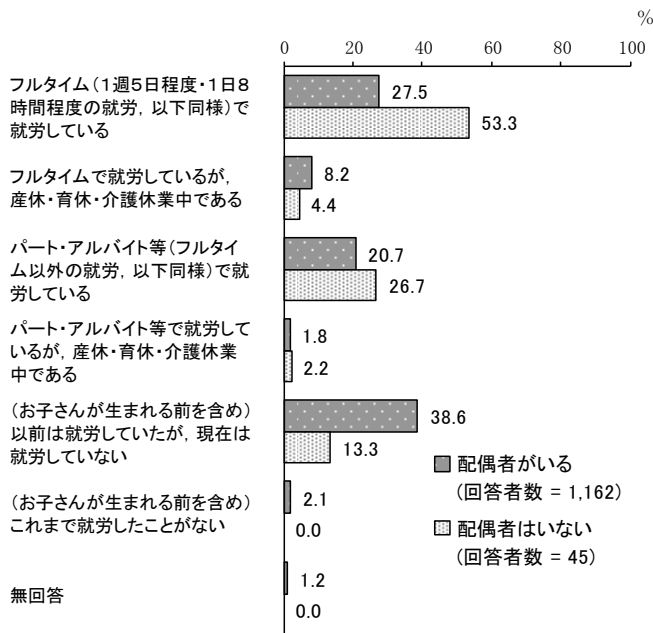
アンケート調査結果では、就学前児童と小学生児童、中学生生徒の保護者のすべてで、ひとり親家庭の就労状況は「フルタイムで就労している」の割合が最も高くなっています。

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、それぞれの家庭に寄り添った生活の支援や相談体制の充実、関係機関への円滑なつながりが求められます。

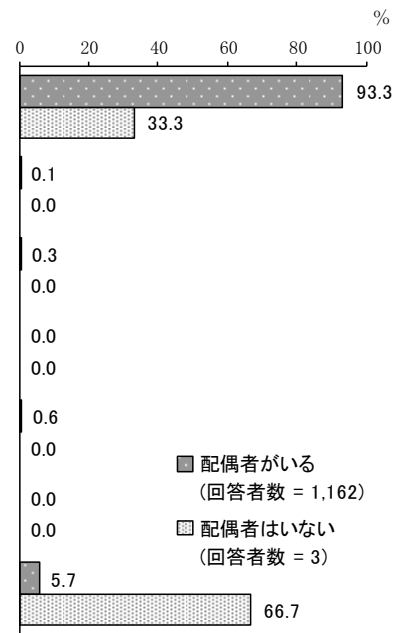
【施策の方向性】

関係機関と連携し、子育て支援や生活支援、就労支援、経済的支援等、総合的な支援に努めるとともに、支援に漏れがないように制度の周知を継続して行います。

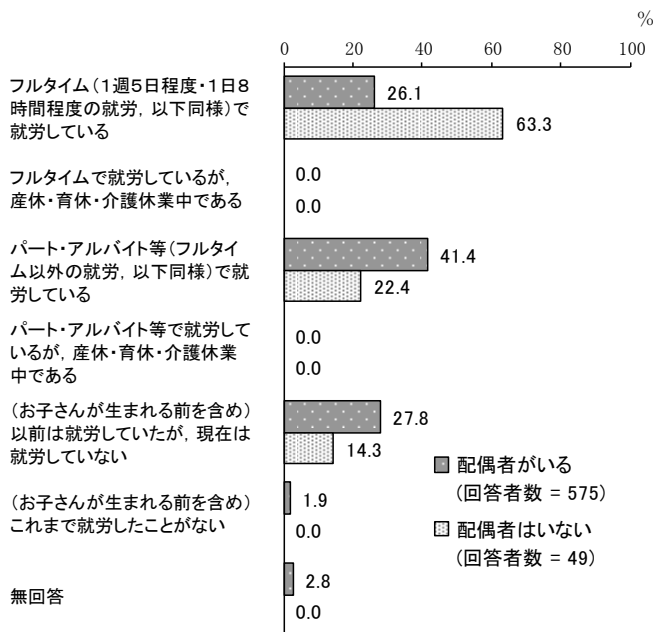
【配偶者の有無別 母親の就労状況（就学前）】



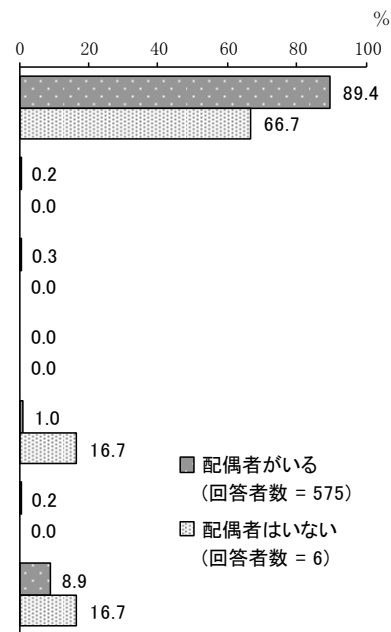
【配偶者の有無別 父親の就労状況（就学前）】



【配偶者の有無別 母親の就労状況（小学生）】

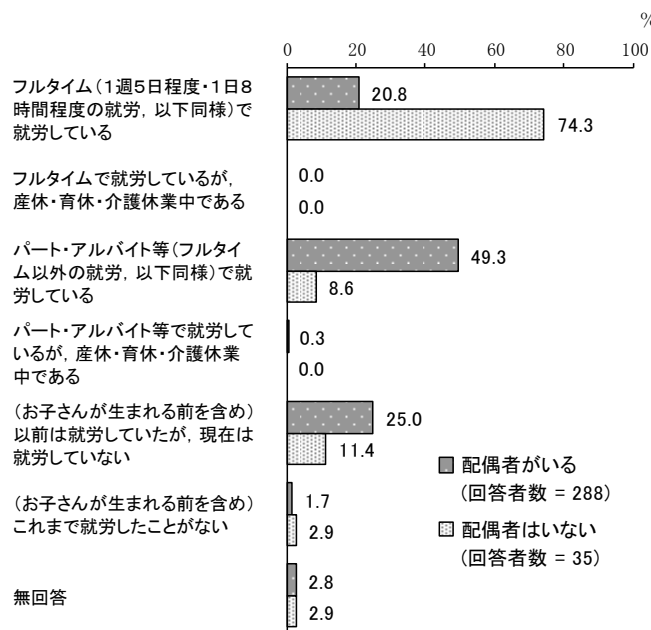


【配偶者の有無別 父親の就労状況（小学生）】

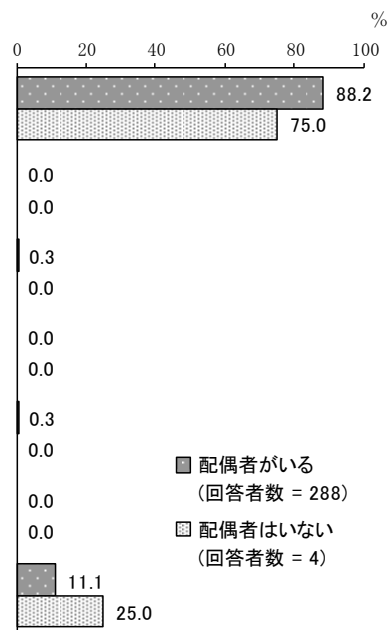


資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【配偶者の有無別 母親の就労状況（中学生）】



【配偶者の有無別 父親の就労状況（中学生）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	母子・父子家庭相談	子育て推進課	母子・父子自立支援員による母子家庭、寡婦及び父子家庭の生活全般の相談を行う、また、法律問題（離婚、相談等）に関する相談は専門家（弁護士）につなぐ。
2	ひとり親家庭の就労支援援助	子育て推進課	ひとり親家庭の自立のための就労支援として、ハローワーク等の関係機関と連携し、情報提供をはじめ、資格取得、能力開発のための支援、援助を行う。
3	ひとり親家庭に対する経済的支援	地域福祉課 生活援護課 子育て推進課 住宅課	母子家庭等医療費助成 生活保護費 母子加算 児童扶養手当 母子（寡婦）・父子福祉資金の貸付 ファミリー・サポート・センター利用料金の助成 ひとり親家庭の公的住宅への優先入居
4	ホームヘルプサービス	子育て推進課	身体や精神上的の障がいにより生活支援を必要とするひとり親家庭に対し、家事援助等を行う。
5	芦屋市白菊会活動への支援	子育て推進課	ひとり親、寡婦家庭の交流、親睦を深めるために、活動の支援を行う。

施策の方向 4 親と子の健康づくりの推進

【現状と課題】

少子化の進行や核家族化，女性の社会進出，ライフスタイルの多様化等，親子を取り巻く社会環境の変化により，保護者が抱く育児不安や育児負担の原因も多様化しており，子どもの発達段階や保護者の思いに寄り添った支援が必要となっています。

アンケート調査では，子育てに関して日常悩んでいることについて，就学前児童の保護者，小学生児童の保護者，中学生生徒の保護者のすべてで「子どもの教育・保育に関すること」「子どものしつけに関すること」の割合が共通して高くなっており，就学前児童の保護者では，「食事や栄養に関すること」の割合が35.3%，「病気や発育発達に関すること」の割合が26.6%となっています。

また，就学前児童の保護者と小学生児童の保護者の合わせて約1割が子育てをする上で気軽に相談できる人や場所が「ない」と回答しており，悩みを抱えた保護者が誰にも相談できずに，不安を持ちながら子育てをしていることが懸念されます。

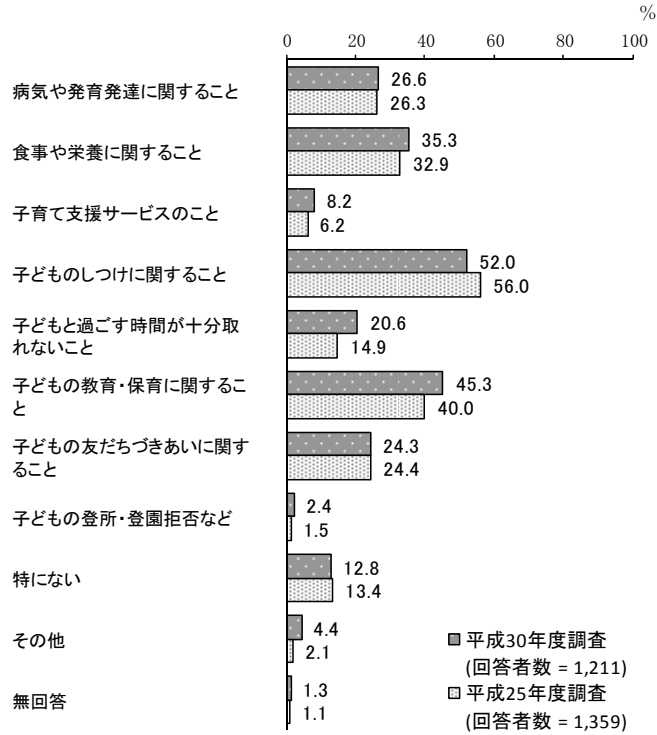
安心して出産し，子どもの健やかな成長を願って保護者が自分らしく育児をするために，妊娠，出産，子育てを切れ目なく支援していく必要があります。

【施策の方向性】

健康診査，健康相談等の母子保健事業をきめ細かく実施することにより，相談できる環境整備を進めるとともに，適切な育児情報を提供し，育児不安の軽減を図ります。また，支援が必要な家庭を早期に把握し，関係機関との連携を強化しながら，専門的な相談につなぐことで，子育て家庭が自信とゆとりを持って子育てができるよう努めます。

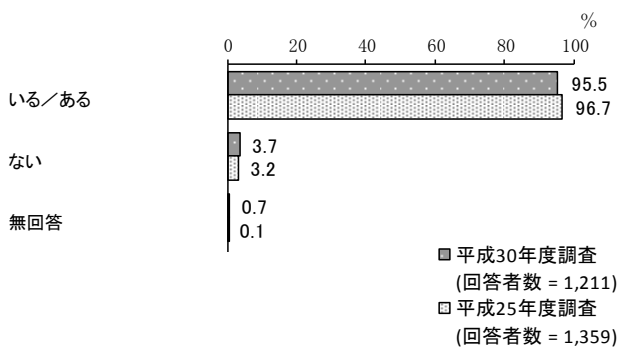
【子育てに関して、日常悩んでいること、気になること（子どもに関すること）】

(就学前)

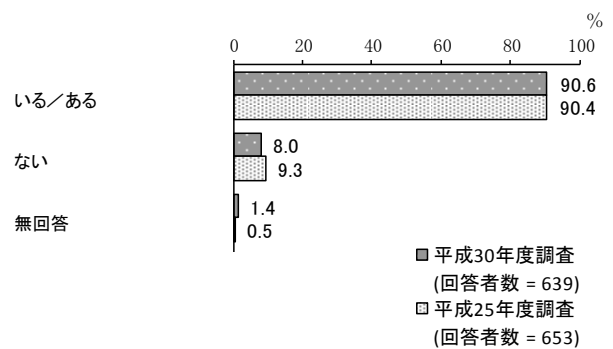


【気軽に相談できる人・場所の有無】

(就学前)



(小学生)



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	妊産婦健康相談	健康課	妊産婦を対象に助産師等による個別相談を行う。
2	妊婦歯科健康診査	健康課	妊娠中に1回、無料で歯科健康診査を受けられる妊婦歯科健康診査受診券を交付する。
3 ※	乳児家庭全戸訪問事業	健康課	生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や育児相談等を行う。
4	乳幼児健康診査	健康課	4か月児健康診査 / 10か月児健康診査 / 1歳6か月児健康診査 / 3歳児健康診査
5	保健センターによる育児相談	健康課	乳児を対象に身体計測及び保健師と栄養士、助産師による子どもの発達や育児についての個別相談を行う。
6	こどもの相談	健康課	乳幼児健康診査において、経過観察が必要な子どもや、5歳児発達相談を希望する保護者に対し、医師・臨床心理士・保健師による個別相談を行う。
7	親と子どもの健康教育	健康課	「プレおや教室」「もぐもぐ離乳食教室」「幼児の食事とおやつ教室」等の事業を実施し、離乳食等について楽しく学ぶ機会を提供する。
8	アレルギーに対する事業	健康課	アレルギー健診、アレルギー栄養相談や、アレルギーに関する専門医の講義や室内の環境整備方法についての実演等を行う。
9	定期予防接種事業	健康課	予防接種法に基づいた定期予防接種事業を行う。また、必要に応じて、個別通知や幼稚園・保育所・学校への通知を行い、接種勧奨に努める。
10	市立芦屋病院による育児支援	市立芦屋病院	助産師が「両親学級」「おっぱい相談室」等を実施して、安心して出産・育児をしていくことができるよう妊婦の方への支援を行う。また、地域連携車で平日に無料の医療相談も行う。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向5 子育ての悩みや不安への支援

【現状と課題】

就学前児童のアンケート調査では、身近に協力者がいない保護者の割合は14.1%となっています。また、子育てに関して気軽に相談できる先について、平成25年度調査と比較すると、「保育所（園）・幼稚園・認定こども園等」の割合が増加しています。

また、子育てで日常悩んでいること、気になることで「子どものしつけに関すること」の割合が52.0%「子どもの教育・保育に関すること」の割合が45.3%となっており、子育てで悩みを抱えている保護者が多いことがうかがえます。

家庭での教育を行う困難さが指摘され、社会全体での家庭教育支援の必要性が高まっている中、保護者の孤立を防ぎ、子育ての悩みや保護者自身の悩みを抱え込むことがないよう、身近な地域で気軽に相談できる仕組みや体制を構築し、妊娠、出産、子育てにおける切れ目ない支援を行うことが必要です。さらには、相談相手がない方や子どもの預け先がない方への支援を行い、複雑かつ深刻化した相談内容に対応するため、専門相談の体制の整備や関係機関の連携を強化することが求められます。

【施策の方向性】

身近な相談相手として地域の民生委員・児童委員や福祉推進委員、子育てセンター、保育所等の各施設において、引き続き、保護者の孤立を防ぎ、悩みを抱え込まないよう、必要な情報提供・助言等の取組を進めます。

さらに、子育て世代包括支援センターを活用することによって、相談体制の充実を図るとともに関係機関との連携調整を行います。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	子育て支援センター・子育て世代包括支援センターにおける子育て相談	子育て推進課 健康課	子育てに対して不安等を抱える養育者に対し、ホットラインでの相談、窓口相談、夜間・休日の電話相談の体制を整えることにより、子育ての負担等を軽減する。
2	子育て支援員の育成、確保	子育て推進課	県の実施する子育て支援員研修を活用し、様々な子育て支援の現場において活躍できる人材の育成と確保を図る。
3	民生委員・児童委員等による赤ちゃん訪問	地域福祉課	地域の民生委員・児童委員等が赤ちゃんの生まれた家庭に手作りのスタイ（よだれかけ）と子育て・地域の情報を届けることで、子育ての孤立化の軽減を図る。

基本目標 2 子どもの健やかな発達を保障する教育・保育の提供

施策の方向 1 就学前教育・保育の体制確保

【現状と課題】

就学前における教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものです。そのため、集団の中での自発的な遊びを通して「生きる力」の基礎を培うとともに、乳幼児期にふさわしい生活習慣の基礎や規範意識の芽生えが育まれるよう支援が必要です。

就学前児童のアンケート調査では、平成 25 年度調査と比較すると、母親の「フルタイム」「パート・アルバイト等」の割合が増加し、「未就労」の割合が減少しています。また、定期的な教育・保育の利用事業については、「幼稚園」が減少し、「認可保育所」が増加しており、子育て支援施策に期待すること・重要なことについては、「子どもが主体的に行動できるよう学校教育・保育環境の充実」の割合が 32.9%となっています。

今後の子どもの人口推計及び母親の就労状況の変化を踏まえた教育・保育ニーズの動向を見極めていく必要があります。

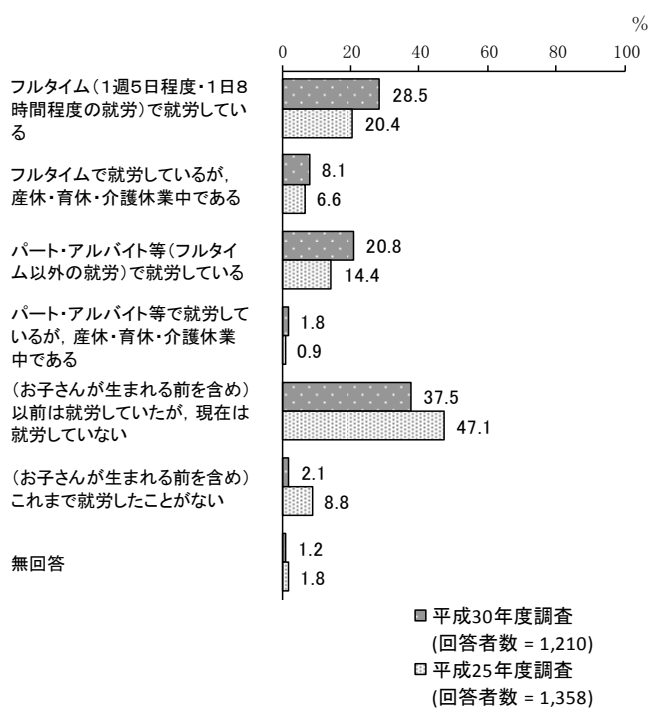
【施策の方向性】

入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組を着実に進めていきます。

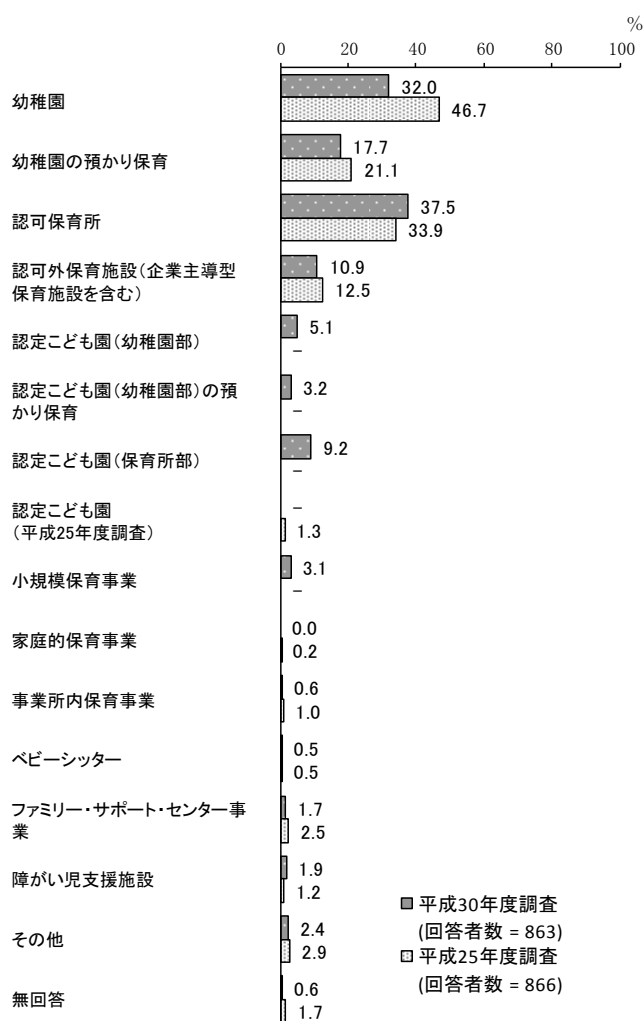
また、今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適切な施設整備について検討していきます。

その他、教育・保育施設間での交流やそこで働く人々に対する研修を実施し、資質の向上等を図ることにより、子どもの健やかな成長を支援します。

【母親の現在の就労状況（就学前）】

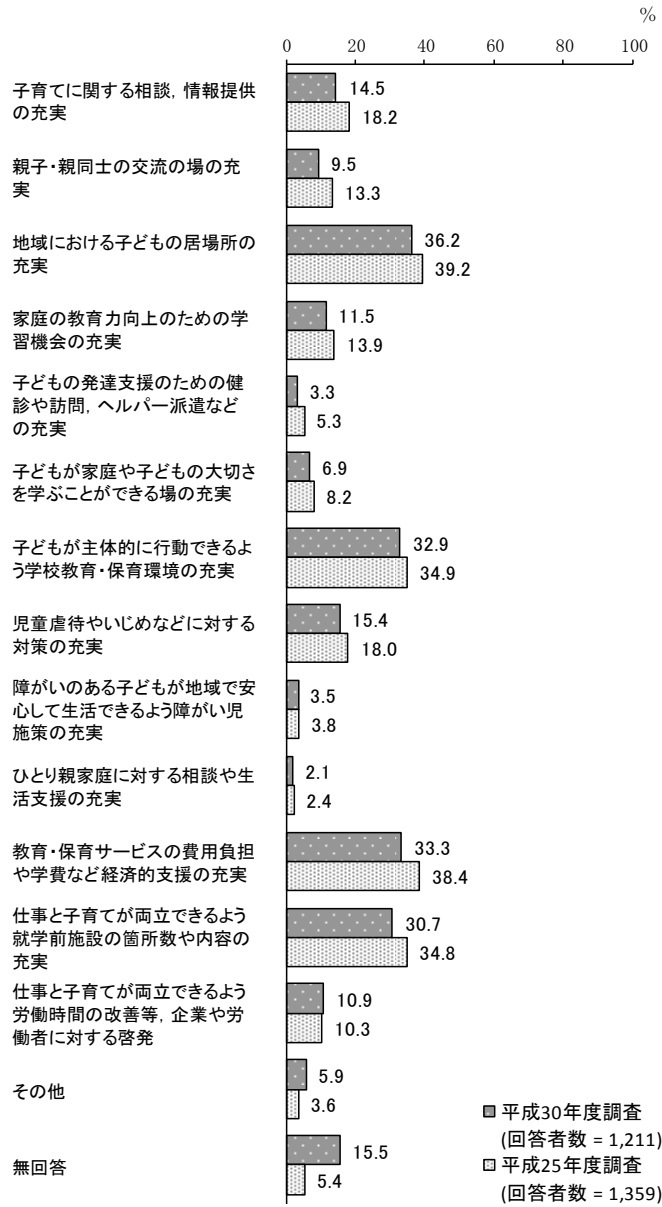


【定期的に利用している事業（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【子育て支援施策に期待すること・重要なこと（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1 ※	一時預かり事業	子育て推進課 管理課 学校教育課	保護者の仕事，疾病，出産，冠婚葬祭等の一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に子どもを預かる。
2	教育・保育施設等施設整備事業	子育て推進課	認定こども園等を整備し，働きながら子育てを行うことができる環境を整える。
3	教育・保育施設における地域との世代間交流	子育て推進課 学校教育課	運動会や秋祭りなど行事等を通じて，中高生，高齢者，施設の方々と教育・保育施設を利用している子どもたちとの交流を図る。
4	教育・保育施設同士の連携強化と積極的交流	子育て推進課 学校教育課	一貫した教育・保育が行えるように，教育・保育施設における子ども同士の連携や幼稚園教諭，保育士，保育教諭等の積極的な交流を図る。
5	幼稚園教諭，保育士の人材育成と資質の向上	子育て推進課 学校教育課	幼稚園教諭，保育士，保育教諭等としての資質や指導力の向上のため，研修，実習等を通じた人材育成の充実を図る。
6	幼稚園教諭，保育士の処遇改善をはじめとする労働環境への配慮	子育て推進課 学校教育課	幼稚園教諭，保育士，保育教諭等の職員配置基準については本市独自の基準を定め，質の高い教育・保育を提供する。
7	教育・保育施設の職員等に対する援助	子育て推進課	保育士等宿舍借上げ支援事業補助金 保育士等確保定着支援事業補助金
8	子どもの読書のまちづくり事業	子育て推進課 学校教育課 図書館	幼児期から絵本や物語に親しみ，言葉の持つ魅力や響き，美しさを感じるとともに，言葉を使って表現する楽しさを味わう。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 2 小学校への円滑な接続

【現状と課題】

本市では、「芦屋市接続期カリキュラム」に基づいた関係職員間の研修や、5歳児が実際に小学校で楽しむ機会をつくり、小学校生活への期待や親しみを持てるように取り組んでいます。

特に、就学前児童のアンケート調査では、子育てに関して日常悩んでいること、気になることで「子どもの教育・保育に関すること」の割合が45.3%で、平成25年度調査と比較しても高くなっており、小学生児童、中学生生徒においても、40%を超えて高くなっていることから、今後も円滑な幼児期と学童期の接続に努めていくことが必要です。

【施策の方向性】

就学前段階では、幼稚園・保育所等、利用する施設の種類が多く、保護者の選択も、各家庭の状況や実態において様々です。教育・保育施設に通っている・いないに関わらず、すべての子どもたちが年齢に応じて健やかな育ちを確保できるよう、また、それぞれの時期にふさわしい教育・保育が受けられるよう、職員への学びと育ちの連続性の共通理解を含めた資質向上のための研修、交流等の実施や、子ども同士の交流を進め、小学校への円滑な接続を図ります。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	小学校との連携	子育て推進課 学校教育課	教育・保育施設から小学校へのつながりが円滑に行えるように、小学校との連携や積極的な交流を図る。
2	芦屋市就学前カリキュラムの実施	子育て推進課 学校教育課	芦屋市内の教育・保育施設を利用するすべての子どもに平等に、同じ質の教育・保育の提供を推進するため、芦屋市就学前カリキュラムを実施する。
3	芦屋市接続期カリキュラムの実施	子育て推進課 学校教育課	芦屋市接続期カリキュラムに基づき、すべての子どもが遊びや生活を通じた学びを基礎として、主体的に自己を発揮し、新しい学校生活を創り出していけるようにする。

基本目標3 すべての子どもの育ちを支える環境の整備

施策の方向1 地域における子どもの居場所づくりの推進

【現状と課題】

本市では、これまで地域の公共施設等の活用の他に、民生委員・児童委員、福祉推進委員等による地域の見守りや、子ども会、コミュニティ・スクールなどによる地域活動等を通じた居場所づくりを推進してきました。

アンケート調査では、小学校就学後の放課後の過ごし方について、平成25年度調査と比較すると、就学前児童と小学生児童の保護者において、低学年のうちは、放課後児童クラブ（学童保育）の希望割合が増加しています。また、放課後子ども教室（キッズスクエア等）については、低学年、高学年ともに利用希望割合が増加し、ニーズが高まっています。

放課後の居場所に対するニーズがさらに高まることが予測される中、地域の人材や地域資源を活用した子どもの居場所づくりが求められます。

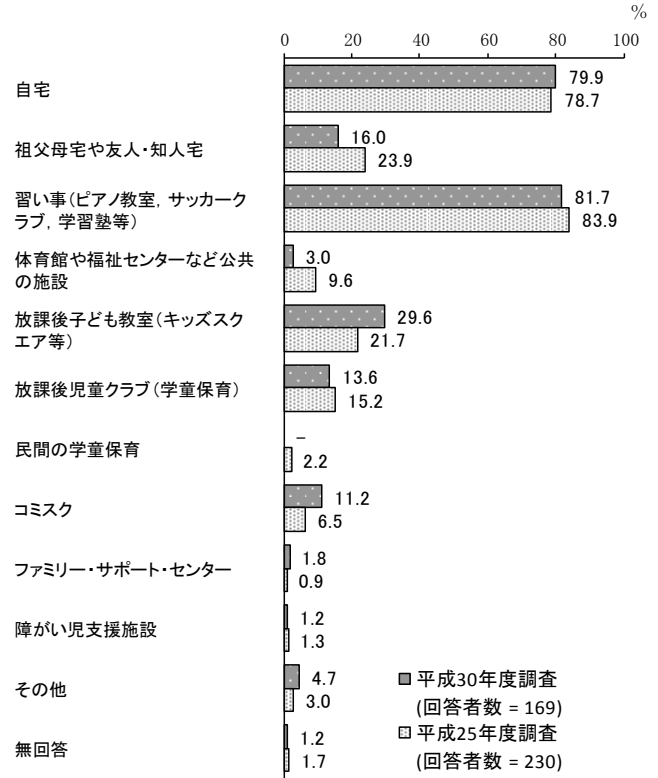
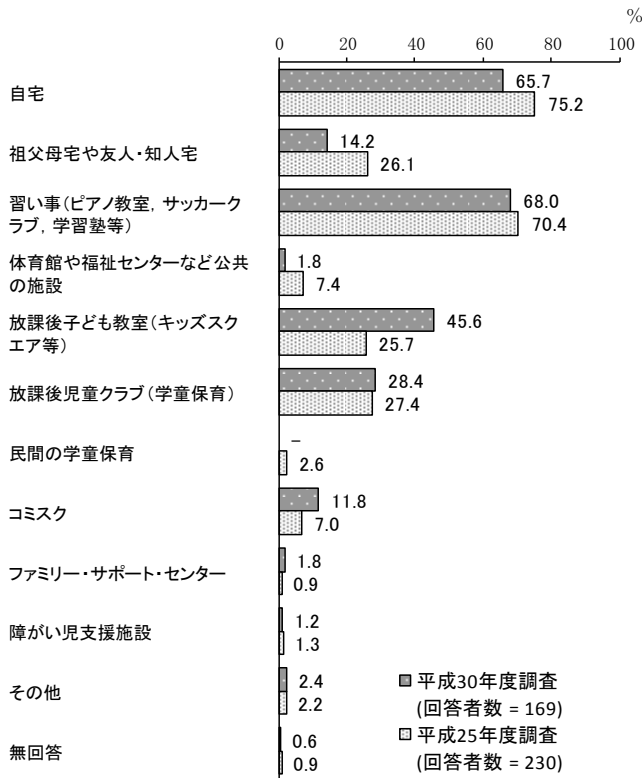
【施策の方向性】

地域の中で安心して子ども同士が交流できる場として、公的施設を有効活用できるよう努め、今までの事業参加型だけでなく、自主性を重んじ、自由に活動や学習又は遊びができる子どもの居場所づくりを積極的に推進します。

【放課後の過ごし方に対する希望（就学前）】

(小学校低学年(1~3年生))

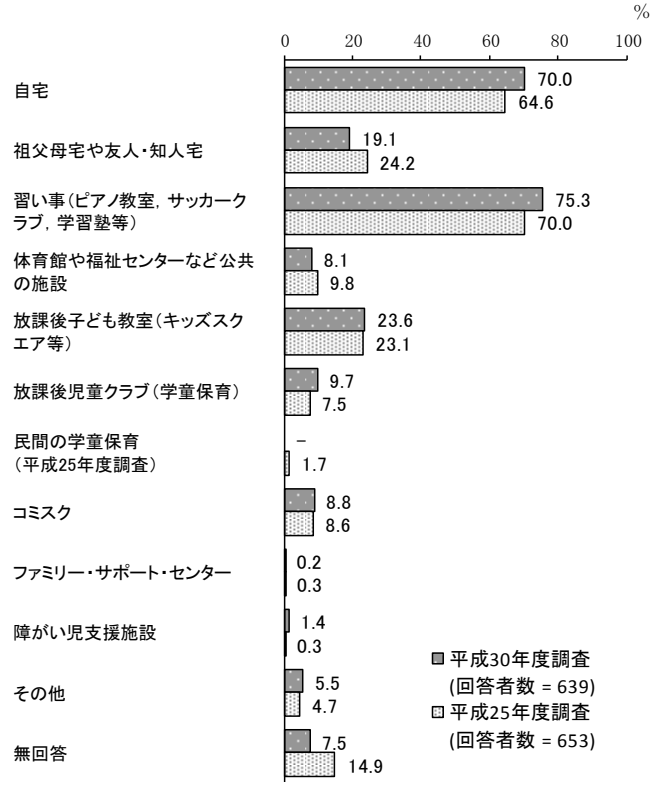
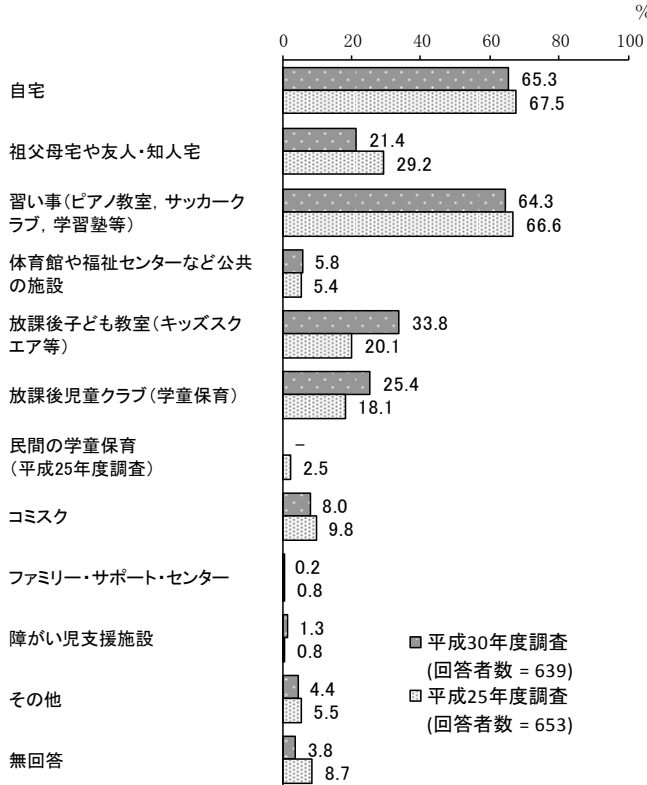
(小学校高学年(4~6年生))



【放課後の過ごし方に対する希望（小学生）】

(小学校低学年(1~3年生))

(小学校高学年(4~6年生))



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	地域における子育て支援活動	市民参画課 子育て推進課 学校教育課	あしや市民活動センターや幼稚園、保育所、認定こども園等の公共施設を利用し、子育ての情報交換・団体間交流・ネットワーク化を図り、地域における子育て支援活動の充実を図る。
2	公共施設等利用料金の減額、免除	打出教育文化センター スポーツ推進課 美術博物館 谷崎潤一郎記念館	子どもたちが公共施設を利用して様々な活動ができるよう、施設の利用料金の減額、免除を図る。
3	公共施設の有効活用	所管課	公的施設を子どもの居場所として有効活用できるようにする。
4	放課後子ども教室（キッズスクエア等）	生涯学習課 青少年育成課	放課後や週末等の子どもたちの安全な居場所を確保するため、各小学校の校庭等を開放し、児童が安全・安心・健康で明るく楽しい仲間づくりができる場を提供する。
5	子ども会への支援	青少年育成課	地域において異年齢の集団で活動しており、学区を超えた行事の場である「5・5 フェスタ」「夏の子ども会交歓キャンプ」「秋まつり」などの全体行事を通し、「芦屋市の仲間」という存在を認識してもらう活動に対して支援を行う。
6	コミュニティ・スクールへの支援	生涯学習課	学校等において地域住民がスポーツ、文化、レクリエーション等を通じてコミュニティを深める活動に対して支援する。
7	児童館における子どもの居場所づくり（小学生以上対象）	児童センター	「スキップクラブ」「パソコンクラブ」等、時代のニーズに合わせた事業を展開するとともに、ビデオブースや図書スペース等、自由に出入りできるスペースを確保し、小学生以上の児童が気軽に利用し交流できる場を提供する。
8	図書館における子どもの居場所づくり	図書館	「こどもおはなしの会」「人形劇の会」「小学生の本の部屋」等の事業を通して、幼児や小学生が集える場を提供する。
9	文化施設における子どもの居場所づくり	公民館 生涯学習課	美術博物館及び三条文化財整理事務所における子ども対象ワークショップや公民館での「子ども向け夏休み事業」等の実施により、子どもが芸術・文化に触れる機会を充実させる。
10	地域まなびの場支援事業	地域福祉課	子どもの居場所「ひみつきち」として、郷土への関心増加、コミュニケーション能力の育成等を趣旨とする催事企画を実施し、地域の子どもたち及び誰もが集える場を提供する。

施策の方向 2 安全・安心なまちづくりの推進

【現状と課題】

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。また、地域のつながりの希薄化が指摘される昨今において、子どもの安全・安心を守るためにつながりを再構築し、顔の見える関係づくりを行う必要があります。

アンケート調査では、子育て支援の満足度について、平成 25 年度調査と比べ、「満足度が高い」の割合が高くなっており、子育てしやすい環境が整ってきていることがうかがえます。

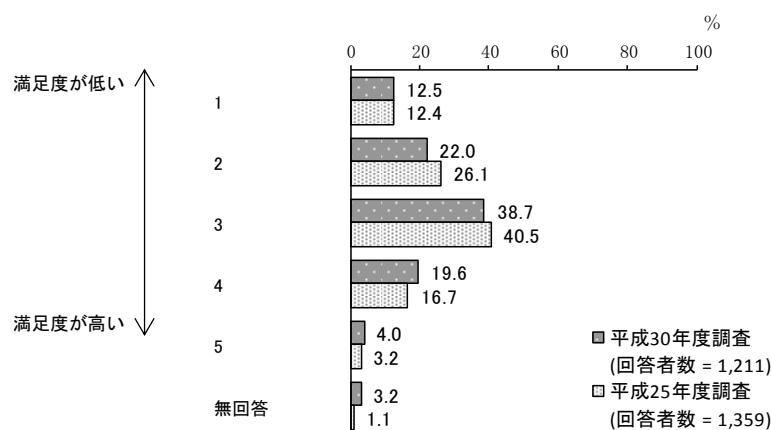
子どもが事件や事故に巻き込まれないよう、市民・警察等の様々な主体が通学路点検やメールの配信サービス、定期的な会合等で情報を共有するとともに、住宅・学校・公共施設等の機能を高め、子どもが利用する空間を地域ぐるみで見守る意識を高める必要があります。

【施策の方向性】

誰もが安全・安心に、そして快適に暮らせるまちづくりを目指し、福祉のまちづくりを推進するとともに、自分たちの地域を自分たちで守る地域の力を高める活動を推進します。

警察、行政、保育所、学校園、地域等関係機関との連携・協力の強化を図り、子ども自らが危険回避できる力を養うための防犯・防災・交通安全教育に今後も引き続き取り組んでいきます。

【芦屋市における子育ての環境や支援への満足度（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	地域主体の防犯活動	建設総務課 青少年愛護センター	「あいさつ運動」等の事業を通して地域全体で子どもの見守り活動、声掛けを実施し、地域の防犯機能を高める。また、自主防犯の向上をめざし、地域（自治会）、関係機関（防犯協会）が連携を図ることにより、地域における自主防犯活動に取り組む。
2	犯罪等、子どもを取り巻く様々な危険性についての教育、啓発	子育て推進課 学校教育課 青少年愛護センター 地域経済振興課	家庭、学校、地域及び関係機関が連携を図り、子どもや保護者に対して、様々な犯罪やトラブルの危険性についての教育、啓発、情報提供等を行う。
3	福祉のまちづくりの推進	地域福祉課 建設総務課 道路課 公園緑地課 建築課	公共施設のバリアフリー情報の発信 公共施設、公共交通機関等におけるユニバーサルデザイン化 子育て支援施設の整備 道路反射鏡、ガードレール、グリーンベルト、街路灯等の設置、整備 通学、通園路等の横断小旗の管理 安全な公園づくり 都市公園、児童遊園等の整備
4	交通安全の意識向上	建設総務課	子どもの交通安全を確保するため、「交通安全教室」や「出前講座」等の実施により、交通安全に対する意識向上を図る。
5	芦屋市通学路交通安全プログラムの実施	建設総務課 道路課 学校教育課	学校、PTA、行政、警察、地域との連携により、通学路の点検を定期的に行い、安全を確保する。
6	教育・保育施設における危機管理体制の強化	子育て推進課 学校教育課	自然災害や防犯対策について関係機関との連携を強化し、「いのち」を守る防災マニュアルや「こどもぼうさい」リーフレットを活用し、緊急時に子どもの安全を守ることができるように体制を強化する。併せて、防災ヘルメット、防犯カメラの設置等をはじめとする防災、防犯対策に取り組む。
7	あしや防災ネットの運用	防災安全課	携帯電話やパソコンのメール機能を利用して登録者に気象警報等に関する情報を発信する。
8	安全パトロールの実施	建設総務課 青少年愛護センター	子どもが安全安心に生活できるよう、青色回転灯付パトロール車による下校時の安全パトロールや、まちづくり防犯グループ、愛護委員による街頭巡視活動に取り組む。

No	事業名	担当課	事業内容
9	救急法の学習	救急課	子どもの急病や事故等の際に、素早く適切な対応ができるように、保護者を対象とした応急手当や救急法の啓発や学習機会の提供を行う。

施策の方向3 児童虐待防止対策の推進

【現状と課題】

児童虐待への対応については、家庭児童相談室を中心に要保護児童対策地域協議会の関係機関等の連携により困難を抱える児童の早期発見及び児童虐待の予防的支援を行っています。

しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も年々増加を続けており、児童虐待防止対策の強化に向けた法改正等更なる体制の強化が求められています。

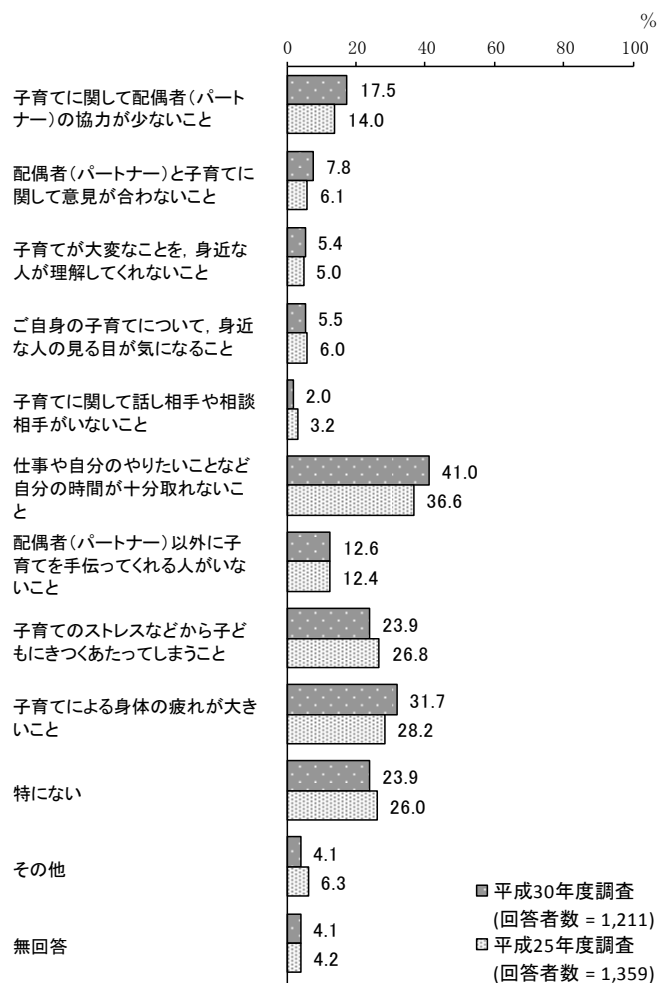
就学前児童のアンケート調査では、子育てでの悩みや不安として、「子どものしつけに関すること」の割合が52.0%となっています。また、「子どもの教育・保育に関すること」の割合が45.3%となっており、子育てへの不安を抱える保護者が多いことがうかがえます。また、小学生児童、中学生生徒の調査でも同様に子どものしつけについての悩みが見られ、子どもの成長に合わせてどのように対応すべきか悩んでいることがわかります。さらに、保護者自身に関することの悩みとして、「仕事や自分のやりたいことなど自分の時間が十分取れないこと」、「子育てによる身体の疲れが大きいこと」に次いで、「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」の割合も高くなっています。

子育ての不安感・孤立感に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要であり、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに関係機関が連携、協働するネットワーク機能の強化が求められます。

【施策の方向性】

すべての子ども・家庭の相談に対する子ども支援の専門性をもった体制を構築し、子どもの最善の利益を尊重し、相談・支援体制の更なる強化を図るため「子ども家庭総合支援拠点」を開設します。「子ども家庭総合支援拠点」では、家庭児童相談室の機能を包含し、要保護児童対策地域協議会の活性化を図り、関係機関の適切な対応と支援者の資質向上に努め、地域の連携体制の充実に努め、虐待の未然防止、早期発見、早期対応に努めます。

【子育てに関して、日常悩んでいること、気になること（保護者自身に関すること）（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	家庭児童相談	子育て推進課	子ども家庭総合支援拠点を設置し、子ども家庭支援員・虐待対応専門員・家庭相談員が養育についての悩みや心配ごとの相談に応じ、子どもの虐待に関する訪問・指導等適切な対応を行う。
2 ※	要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業）	子育て推進課	児童虐待や非行等、保護を要する児童や出産前から児童の養育に支援が必要と思われる妊婦等に関する諸問題について、関係機関が連携して組織的に対応し、当該児童及び妊婦の早期発見及び適切な保護を図る。
3	カウンセリングセンターの電話、面接相談	学校教育課	子どもとその保護者を対象に、不登校、無気力、非行、性の問題等の子どもや親子関係等の悩みについて、電話、面接による相談を実施する。

No	事業名	担当課	事業内容
4	教育相談	打出教育文化センター	子どもとその保護者を対象に、心のケア、不登校、子どもの情緒不安、学習不安等の相談を行う。必要に応じて専門相談員による遊びを通じた子どもの実態分析を実施する。

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 4 配慮が必要な子どもとその保護者への支援

【現状と課題】

幼稚園・保育所・認定こども園・学校等において、障がい、医療的ケアや外国にルーツをもつなど配慮を必要とする子どもの受入れは増加傾向にあり、支援の一層の充実が求められています。子どもが安心して過ごせるよう、一人一人の状況を把握し、必要な配慮や支援を行うなど適切な環境の下で、教育・保育を実施することが必要です。

就学前児童のアンケート調査では、子育て支援施策に期待すること・重要なことについて「障がいのある子どもが地域で安心して生活できるよう障がい児施策の充実」や「子どもの発達支援のための健診や訪問、ヘルパー派遣などの充実」の希望がありました。

今後も、配慮を必要とする子どもと保護者への継続した相談支援・発達支援・啓発活動等を実施していくことが必要であり、就学等の異なるステージへ円滑に移行できるよう、関係機関や学校等と情報を共有し、連携を図ることが必要です。

【施策の方向性】

配慮を必要とする子どもの健やかな発達を支援し、安心して地域生活を送ることができるよう、子どもとその保護者に対応するきめ細かな支援の推進を図ります。

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	早期療育訓練の実施	子育て推進課	「芦屋市立すくすく学級」において、心身の発達に支援の必要な乳幼児に対し、通所による療育訓練を行う。
2	インクルーシブ教育・保育	子育て推進課 学校教育課	就学前施設において、配慮の必要な子どもに対して必要な支援体制を整備し、集団生活を行うことにより、当該子どもの健全な発達を促進する。
3	医療的ケア児教育・保育	子育て推進課 学校教育課	医療的ケアを必要とする子どもに対して必要な支援体制を整備し、安全な教育・保育を実施する。
4	特別支援教育センターの相談	学校教育課	支援を必要とする子どもの保護者及び教員を対象とした教育相談や指導助言等を実施する。
5	療育支援相談事業	障害福祉課 子育て推進課 健康課 学校教育課	継続的な個別相談及び関係機関が関わっている子どもについて、情報を共有し、医師等の専門職の助言を得ながら、必要な支援について検討する。

No	事業名	担当課	事業内容
6	障がい児機能訓練事業	障害福祉課	身体障害者手帳又は療育手帳を所持している子ども等を対象に機能訓練事業を行う。また、療育支援相談事業との連携により、必要に応じて学校訪問等も行い、日常生活における指導助言を行う。
7	学習支援外来による医療支援	市立芦屋病院	文字が覚えられない等の学習で悩む、原則年長児から小学6年生までの子ども（中学生については要相談）を対象に、小児科医師及びリハビリテーション科技師が学習を困難にしている原因を明らかにし、その子どもにあった学習方法に対する支援を行う。
8	サポートファイルの普及・啓発	障害福祉課 子育て推進課 健康課 学校教育課	保護者とともに支援者が連携を図り、途切れない支援を行うことができるよう、サポートファイルの普及・啓発を行い、有効活用に向けた取組の検討を行う。
9	日本語指導支援ボランティア	学校教育課	外国人児童生徒等に対して、日本語指導や学習支援を行う。
10	外国人児童生徒等に対する教育支援事業	学校教育課	センター校を設置し、支援員を配置し学習支援を行う。

基本目標 4 仕事と子育ての両立の推進

施策の方向 1 仕事と子育ての両立を図るための環境の整備

【現状と課題】

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することを目指しています。男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

就学前児童のアンケート調査結果では、子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じているかについて、「保護者が家にいないときに子どもを預かる場やサービスの提供」が 56.5%、「仕事に就けるようにするための就労に関する支援」が 13.6%となっています。また、保護者の育児休業の取得状況について、平成 25 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が母親で 39.6%と増加している一方で、父親では、「取得していない」の割合が 86.5%となっており、未だ低い水準となっています。また、父親が育児休業を取得していない理由は、「仕事が忙しかった」の割合が 43.2%と最も高く、次いで「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が 33.8%となっています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

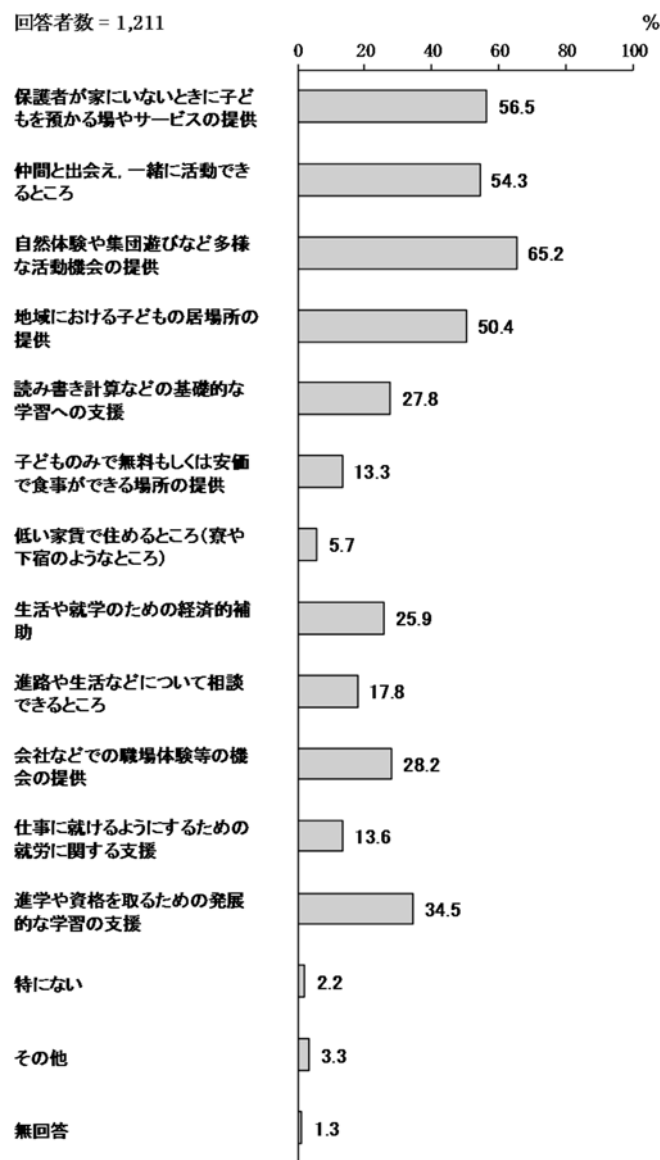
【施策の方向性】

仕事と子育てを両立する上で、保育サービスの充実に加え、企業等における子育てへの支援が重要になります。仕事優先型の働き方の見直しや子育てしやすい職場環境づくりを浸透、定着させることができるよう、市民や事業主に対する意識啓発を進めていきます。

また、次世代育成支援対策推進法が令和 7 年 3 月までの 10 年間の時限立法として延長されたことを受け、事業主に対し、一般事業主行動計画の策定を周知します。

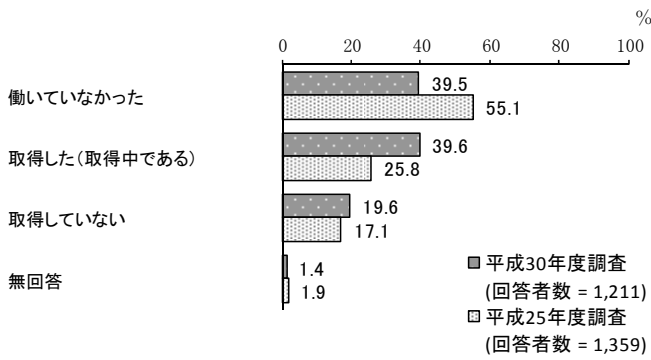
【現在,または将来的に,どのような支援があるとよいか (就学前)】

回答者数 = 1,211

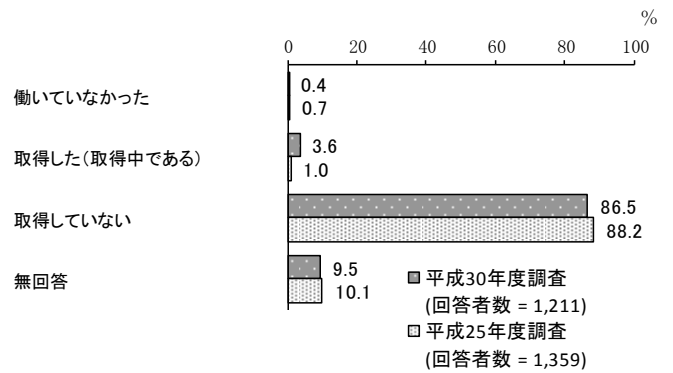


資料 : 子育て支援に関するアンケート調査 (平成 31 年 3 月)

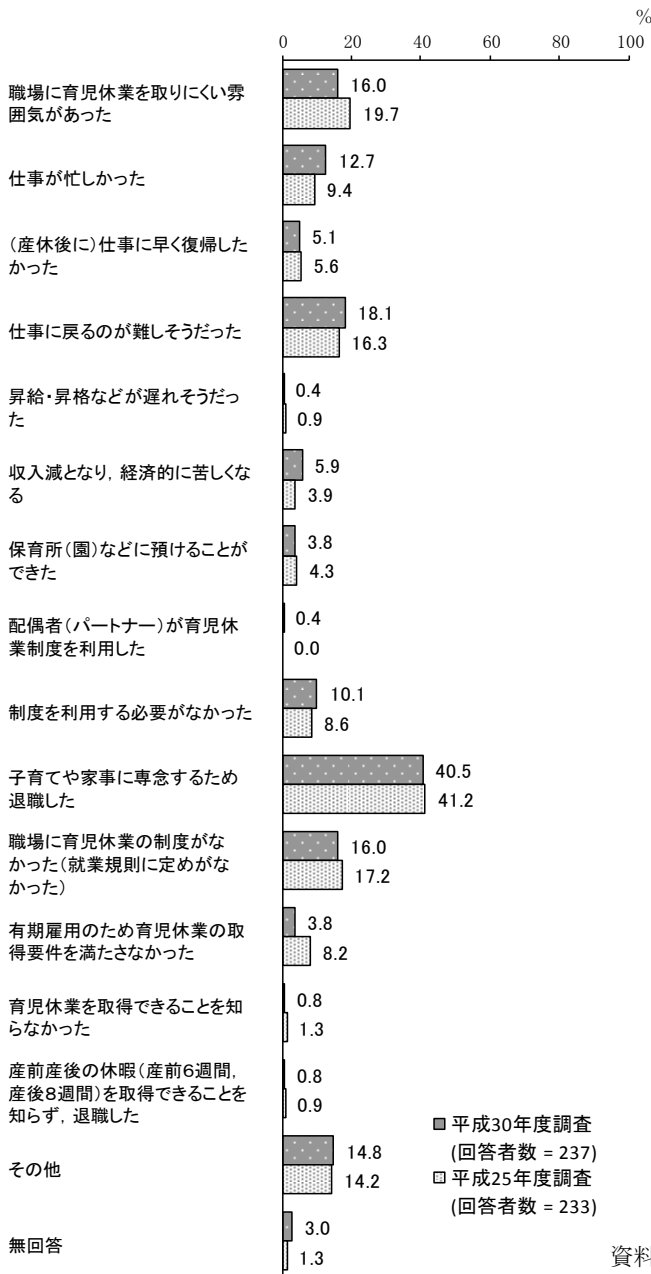
【母親の育児休業の取得の有無（就学前）】



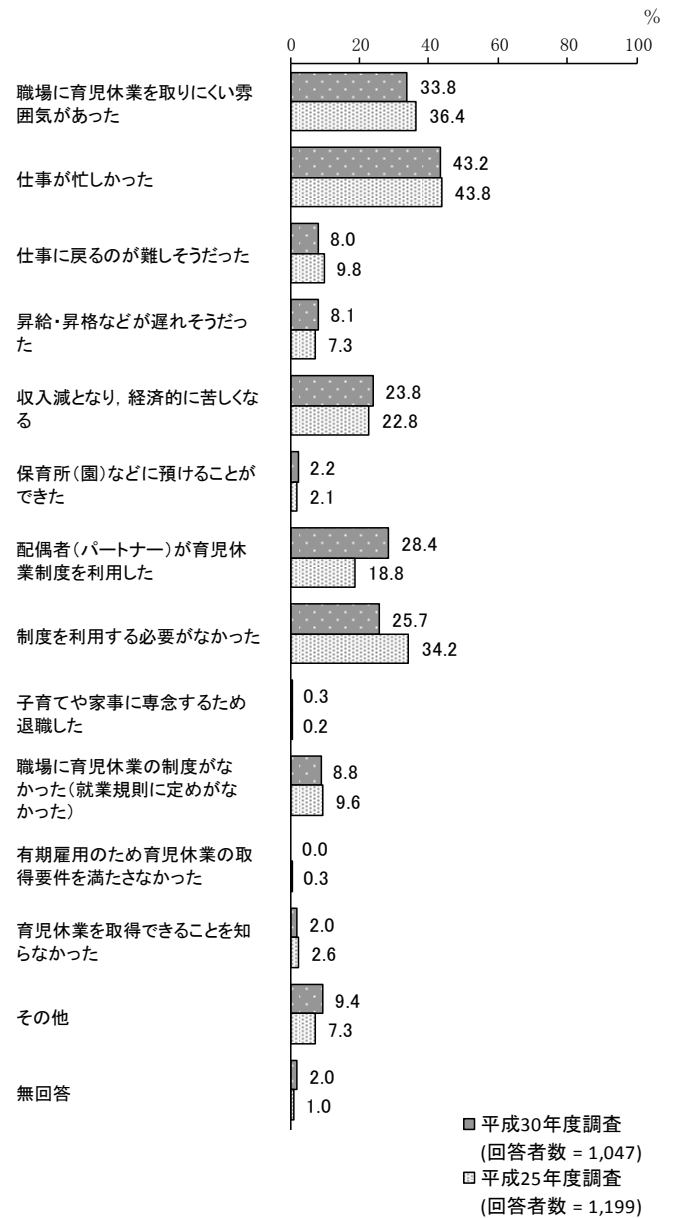
【父親の育児休業の取得の有無（就学前）】



【母親の取得していない理由（就学前）】



【父親の取得していない理由（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	父親の子育てに対する積極的参加の促進	男女共同参画推進課 子育て推進課 健康課 学校教育課	父親が地域の行事や家庭での育児・家事などに参加できるような集会やイベントを企画し、あらゆる機会を通じ積極的に父親の参加を促す。
2 ※	時間外保育事業 (延長保育事業)	子育て推進課	通常の利用時間帯以外の時間において、引き続き保育を行う。
3 ※	病児保育事業（病児対応型）	子育て推進課	病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で子どもを預かる。
4 ※	病児保育事業（体調不良児対応型）	子育て推進課	児童が保育中に体調不良となった場合に緊急的及び保健的な対応を行うため、看護師等を保育施設に一人配置する。
5 ※	放課後児童健全育成事業	青少年育成課	保護者の就労等のため、放課後、家庭での保護を受けられない小学生を対象に適切な遊びと生活の場を提供し健全育成を図る。
6	多様な働き方の啓発	男女共同参画推進課 地域経済振興課	労働時間短縮やフレックス制度の周知 子育て支援に必要な休暇取得の普及促進のための啓発 働き方の見直しに向けた啓発 ワークシェアリング促進の啓発

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業

施策の方向 2 産休・育休からの復帰が円滑にできる環境の整備

【現状と課題】

仕事と家庭の両立について、全国的に女性の育児休業取得は、制度の着実な定着が図られているものの、男性の取得率が依然として低いままであることが問題となっています。

就学前児童のアンケート調査結果においても、平成 25 年度調査と比較すると、母親の育児休業の取得率は大きく増加している一方で、父親の取得状況に大きな変化はなく、多くが取得できていない状況です。

また、育児休業を取得した方の半数以上が、本人の希望と異なる時期に職場復帰しています。理由としては、「希望する保育所（園）に入るため」又は「希望する保育所（園）に入れなかったため」であることから、産休・育休から希望する時期に職場復帰できる環境の整備が必要です。

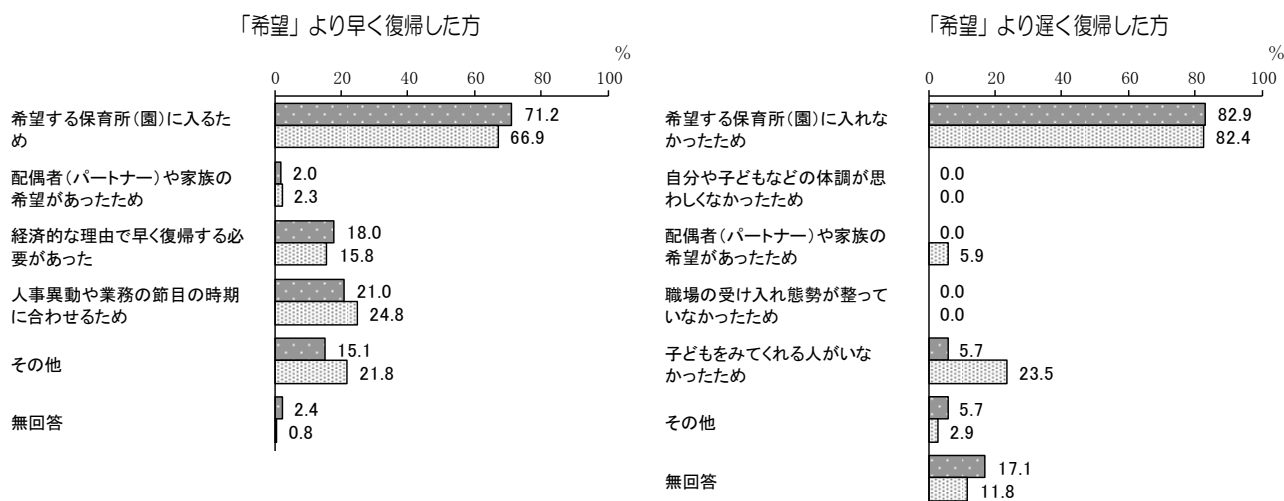
育児休業制度の利用をさらに促進するために、企業等における育児休業制度の一層の普及が必要です。また、仕事と子育ての両立に向けて、家庭や職場において男女共同参画の意識の醸成が求められます。

【施策の方向性】

女性が働きながら子育てを行うために、保育サービスなどの充実は必要不可欠であることから、認定こども園等の整備による入所待ち児童の解消に努め、受皿を確保するとともに、子どもにとって良好な教育・保育環境となる質の確保に努めます。

また、保護者が産休・育休から希望する時期に復職できるよう、利用者支援事業等において、適切な助言を行います。

【希望の時期に職場復帰しなかった理由（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【関連事業】

No	事業名	担当課	事業内容
1	育児休業制度等の普及促進	地域経済振興課	育児休業制度の普及、促進を図るための啓発を行う。
2	再雇用制度の普及促進	地域経済振興課	結婚、出産等で一時的に退職した者が復職できるように、再雇用制度の普及と促進を図るための啓発を行う。
3 ※	利用者支援事業	子育て推進課 健康課	<p>特定型では、子育て推進課にて保育コンシェルジュが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供し、必要に応じて案内やサポートを行う。</p> <p>母子保健型では、子育て世代包括支援センターにて保健師が、情報機関や関係機関と連携し、妊娠から子育て期まで切れ目なくサポートを行う。</p>

※は子ども・子育て支援法に定める「地域子ども・子育て支援事業」に該当する事業



第5章

教育・保育及び地域子ども・子育て 支援事業の量の見込みと確保方策

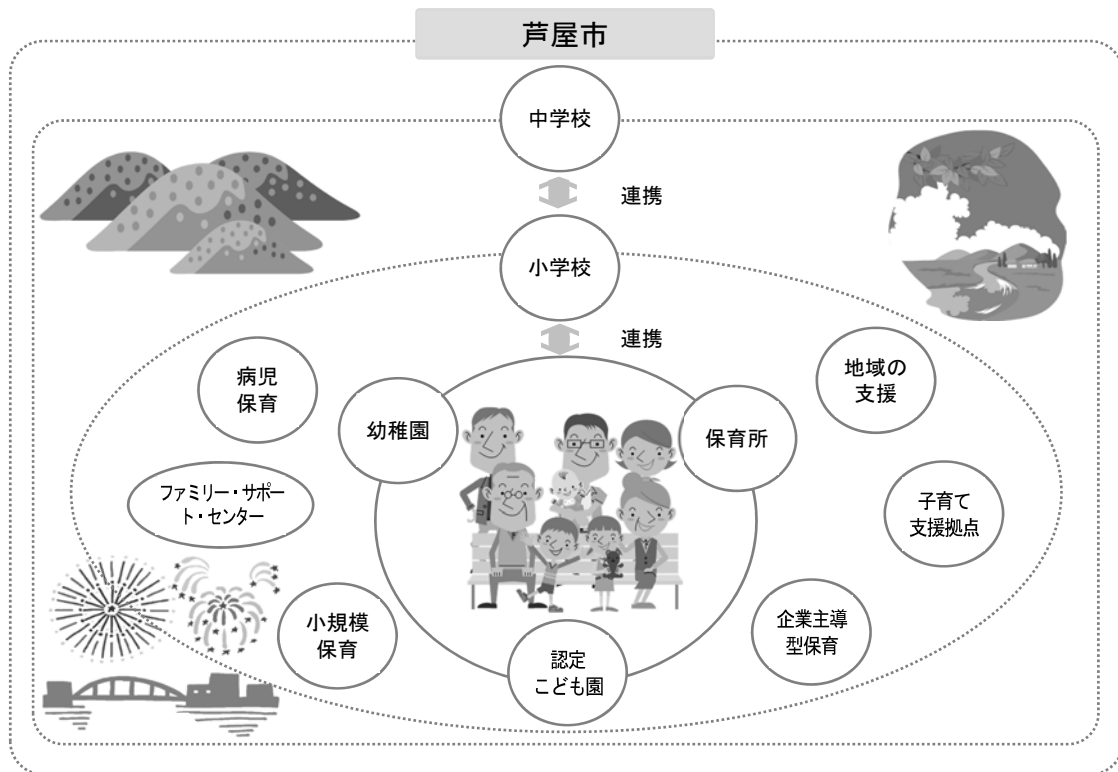
1 教育・保育提供区域の設定

子どもやその保護者が地域で安心して暮らすための基盤として、子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じ、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（教育・保育提供区域）を定めることとしています。

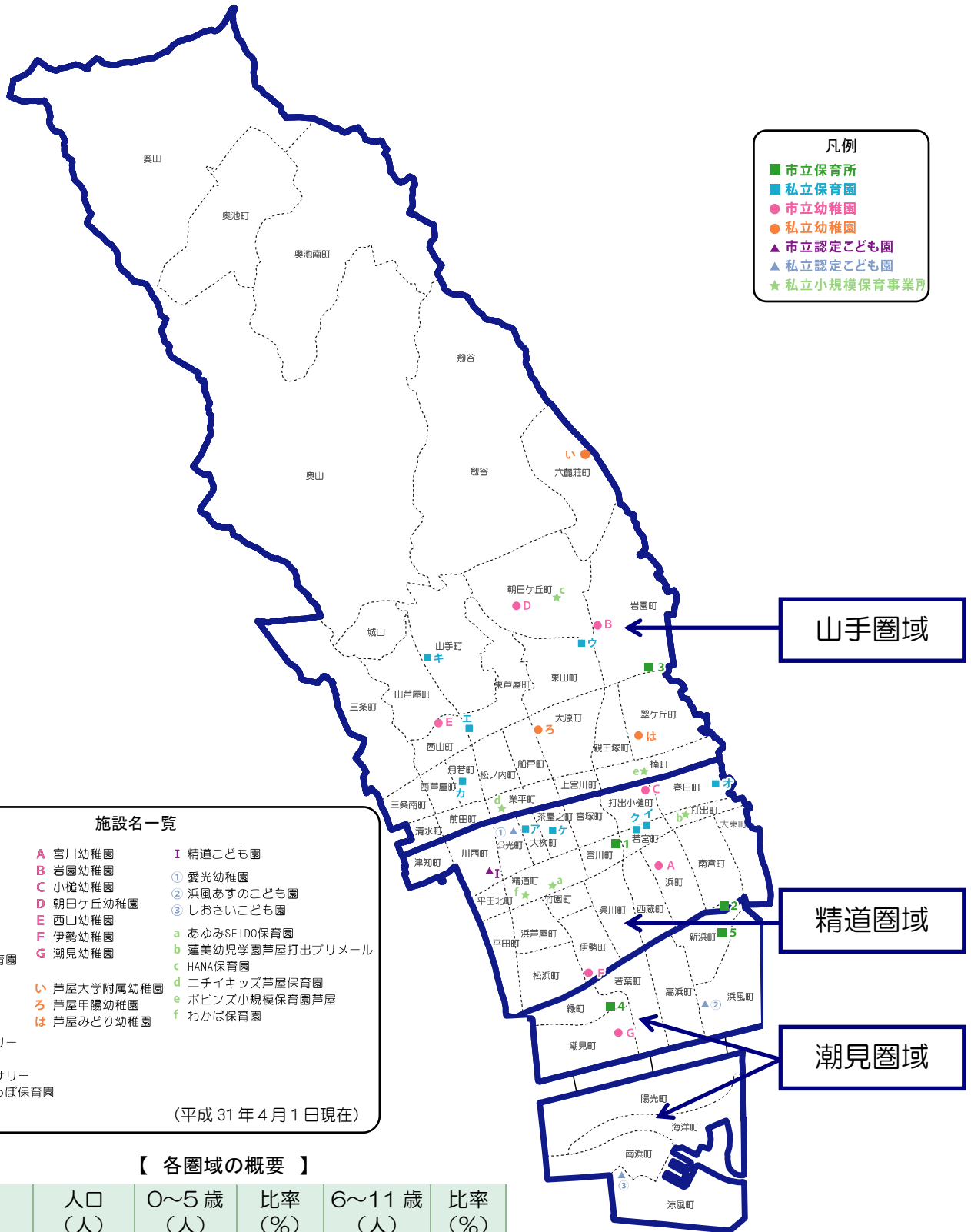
これに基づき、第1期計画では、教育・保育提供区域ごとに定める必要利用定員総数が、今後の施設・事業整備量の指標となることや、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから、福祉の事業や計画等に「日常生活圏域」として共通して用いられている中学校区（山手・精道・潮見の3圏域）を教育・保育提供区域の基本として設定しました。

第2期計画でも、引き続き、中学校区を1つの圏域として、すべての就学前の子どもが身近な地域で豊かな教育・保育を受けられるよう、教育・保育施設等の基盤整備を推進します。

【 本市における子ども・子育て支援体制のイメージ 】



【 幼稚園及び保育所等の配置図 】



- 凡例
- 市立保育所
 - 私立保育園
 - 市立幼稚園
 - 私立幼稚園
 - ▲ 市立認定こども園
 - ▲ 私立認定こども園
 - ★ 私立小規模保育事業所

- 施設名一覧
- | | | |
|---------------|-------------|-------------------|
| 1 打出保育所 | A 宮川幼稚園 | I 精道こども園 |
| 2 大東保育所 | B 岩園幼稚園 | ① 愛光幼稚園 |
| 3 岩園保育所 | C 小槌幼稚園 | ② 浜風あすのこども園 |
| 4 緑保育所 | D 朝日ヶ丘幼稚園 | ③ しおさいこども園 |
| 5 新浜保育所 | E 西山幼稚園 | a あゆみSEIDO保育園 |
| ア さくら保育園 | F 伊勢幼稚園 | b 蓮美幼児学園芦屋打出プリメール |
| イ 芦屋こばと保育園 | G 潮見幼稚園 | c HANA保育園 |
| ウ あゆみ保育園 | い 芦屋大学附属幼稚園 | d ニチキッズ芦屋保育園 |
| エ 山手夢保育園 | ろ 芦屋甲陽幼稚園 | e ポピンス小規模保育園芦屋 |
| オ 夢咲保育園 | は 芦屋みどり幼稚園 | f わかば保育園 |
| カ 蓮美幼児学園 | | |
| キ 芦屋川ナーサリー | | |
| ク 蓮美幼児学園 | | |
| ケ 芦屋山手ナーサリー | | |
| コ 芦屋こばとぼっば保育園 | | |
| ク 茶屋保育園 | | |
- (平成31年4月1日現在)

【 各圏域の概要 】

	人口 (人)	0~5歳 (人)	比率 (%)	6~11歳 (人)	比率 (%)
山手圏域	42,404	1,858	4.4	2,280	5.4
精道圏域	34,327	1,647	4.8	1,834	5.3
潮見圏域	18,757	787	4.2	1,012	5.4

(平成31年4月1日現在)

2 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の圏域の考え方

区分	事業名	圏域	圏域の考え方
教育・保育	幼稚園，保育所，認定こども園 小規模保育事業等	3圏域	3圏域を基本とするが，交通事情による利用者の通園等の動線も考慮していく必要があることから，圏域間の移動を加味する。
地域子ども・子育て支援事業	(1) 時間外保育事業(延長保育事業)	3圏域	保育所の整備により利用定員が確保されることを想定しているため，3圏域で確保方を検討する。
	(2) 放課後児童健全育成事業	小学校区	小学校内を基本とするが，利用実態に合わせ確保方を検討する。
	(3) 子育て短期支援事業 (子育て家庭ショートステイ事業)	市全域	養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり，限られたニーズに対応するため市全域とする。
	(4) 地域子育て支援拠点事業	3圏域	身近な地域における交流・相談機能として拡充していくことから3圏域とする。
	(5-1) 幼稚園における一時預かり事業	市全域	実施する幼稚園の在園児の利用希望について，それぞれの園において対応するものであることから市全域とする。
	(5-2) 保育所，ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業	市全域	当事業を実施する保育所，ファミリー・サポート・センター等の多様な資源が混在することから市全域とする。
	(6) 病児保育事業	市全域	病児・病後児という対象者が限られたニーズに対応するものであることから市全域とする。
	(7) 子育て援助活動支援事業 (小学生のみ) (ファミリー・サポート・センター事業)	市全域	援助を受けることを希望する者(依頼会員)と，援助を行うことを希望する者(提供会員)との相互援助活動により，一時預かり事業を実施するものであり，会員を増やしていくことが確保方策となることから市全域とする。
	(8) 利用者支援事業	市全域	保護者からの問い合わせに対し，広範な子育て支援情報の提供や相談を実施することから市全域とする。
	(9) 妊婦健康診査	市全域	医療機関において行っていく実施体制であることから市全域とする。
	(10) 乳児家庭全戸訪問事業	市全域	生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問する実施体制であることから市全域とする。
	(11) 養育支援訪問事業	市全域	必要とする家庭を訪問し，指導・助言を行う実施体制であることから市全域とする。
	(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業	市全域	幼稚園，保育所，認定こども園等において実費徴収を行うことができる費用についての助成であることから市全域とする。
(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	市全域	幼稚園，保育所，認定こども園，地域子ども・子育て支援事業等の量的拡大や，良質かつ適切な提供体制の確保を図るための補助であることから市全域とする。	

3 教育・保育，地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出の考え方

教育・保育，地域子ども・子育て支援事業は，次のとおり分類され，アンケート調査に基づき，それぞれ「量の見込み」を算出した。

(1) 教育・保育

	対象年齢	量の見込みの算出項目		対象家庭
1	3～5歳	1号認定	3歳	専業主婦（夫）家庭 短時間就労（月64時間未満）家庭 など
			4歳以上	
2	3～5歳	2号認定	教育希望が強い	ひとり親家庭又は共働き家庭で教育希望が強い家庭
			上記以外	
3	0～2歳	3号認定	0歳	ひとり親家庭 共働き家庭
			1・2歳	

(2) 地域子ども・子育て支援事業

	量の見込みの算出項目		対象児童	対象家庭
1	時間外保育事業（延長保育事業）		0～5歳	ひとり親家庭 共働き家庭
2	放課後児童健全育成事業		1～6年生	ひとり親家庭 共働き家庭
3	子育て短期支援事業 （子育て家庭ショートステイ事業）		0～5歳 1～6年生	すべての家庭
4	地域子育て支援拠点事業		0～2歳	すべての家庭
5	一時預かり事業	幼稚園における一時預かり	3～5歳	幼稚園等利用家庭
		保育所，ファミリー・サポート・センター等における一時預かり	0～5歳	すべての家庭
6	病児保育事業		0～5歳 1～6年生	ひとり親家庭 共働き家庭
7	子育て援助活動支援事業（小学生のみ） （ファミリー・サポート・センター事業）		1～6年生	すべての家庭

※「利用者支援事業」「妊婦健康診査」「乳児家庭全戸訪問事業」「養育支援訪問事業」「実費徴収に係る補足給付を行う事業」「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」については，アンケート調査に基づき量を見込むものではないため，国の動向や本市の実情を踏まえ，今後の方向性を記載します。

「量の見込み（ニーズ量）」の推計方法は、全国共通の算出方法が国から示されており、下記のフローとなっています。詳細の算出方法は、事業によって様々ですが、共通の考え方として、対象となる家庭を類型化（フルタイム、パート・アルバイト、未就労等）し、それぞれアンケート調査結果から“事業の利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”を算出しています。

〔ステップ1〕

～家庭類型の算出～

アンケート回答者の就労状況でタイプ进行分类します。

8つの家庭類型に分類します。

〔ステップ2〕

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、保護者の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプ进行分类します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

〔ステップ3〕

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年度の将来児童数と潜在家庭類型別の割合を掛け合わせます。

- 現在パート・アルバイト等で就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

〔ステップ4〕

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の割合に将来児童数を掛け合わせます。

例えば、病児保育事業や放課後児童健全育成事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

〔ステップ5〕

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

〔ステップ6〕

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年毎のニーズ量を算出します。

上記ステップに基づき、ニーズ量を算出していますが、直近の実績値との乖離が生じている場合等については補正を行い、量の見込みを確定させています。

4 各年度における教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 教育・保育

本市では、市立幼稚園の在籍者は減少傾向にあります。一方で、保育所等については定員枠を増やしているものの、入所待ち児童が生じています。

従前からの保育施設の整備に加え、平成 27 年度からは、認定こども園及び小規模保育事業所の整備や、認可保育所の定員変更により、入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応に取り組んできました。

	令和元年度（4月1日現在）				
	1号		2号	3号	
	3歳以上教育希望		3歳以上 保育が必要	0歳から2歳保育が必要	
	3歳	4歳以上		0歳	1・2歳
0～5歳人口	2,307人			589人	1,396人
定員	203人	1,107人	771人	147人	554人
幼稚園	128人	912人	—	—	—
認可保育所	—	—	549人	85人	317人
認定こども園	75人	195人	222人	30人	97人
小規模保育事業	—	—	—	28人	76人
企業主導型保育施設 （地域枠）	—	—	—	4人	64人

【今後の方向性】

入所待ち児童の解消及び3歳児の教育ニーズへの対応のため、保護者の就労に関わらず等しく質の高い教育・保育を提供できる認定こども園の整備を中心とした「市立幼稚園・保育所のあり方」の取組を着実に進めていきます。

また、今後も引き続き教育・保育ニーズの動向を踏まえ、適正な施設整備について検討していきます。

- ※ ニーズ量の見込み及び提供量（確保方策）については、圏域合計を市全域の数値としています。また、いずれも各年度の4月1日現在の数値としています。
- ※ 市立幼稚園については、令和元年度の学級数に基づいて算出した利用定員を、令和6年度までの提供量（確保方策）として固定して仮設定しています。
- ※ 私立幼稚園については、各施設に対して照会した回答内容に基づいて、令和6年度までの提供量（確保方策）として固定して仮設定しています。
- ※ 企業主導型保育施設については、各施設に対して照会した回答内容に基づいて地域枠定員数を令和6年度までの提供量（確保方策）として固定して仮設定しています。
- ※ 令和3年度に計上している市立幼稚園での3歳児保育の試験的実施については、実施期間が未定のため、令和6年度までの提供量（確保方策）として固定して仮設定しています。

(2) 令和2年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和2年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		2,179人				641人	1,331人
ニーズ量の見込み		292人	753人	224人	696人	126人	631人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	190人	1,055人	842人		155人	527人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		4人	64人
	小計	190人	1,055人	842人		159人	591人
過不足分(提供量－ニーズ量)		▲102人	302人	▲78人		33人	▲40人
提供量増加数(前年度比較)		▲13人	▲52人	71人		12人	37人

山手圏域		令和2年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		957人				286人	580人
ニーズ量の見込み		155人	347人	137人	221人	60人	226人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	115人	500人	213人		53人	165人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		3人	22人
	小計	115人	500人	213人		56人	187人
過不足分(提供量－ニーズ量)		▲40人	153人	▲145人		▲4人	▲39人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		▲13人	▲52人	14人		6人	20人
		市立朝日ヶ丘幼稚園の閉園 芦屋大学附属幼稚園及び芦屋甲陽幼稚園の新制度への移行 翠ヶ丘保育園の整備					

精道圏域		令和2年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		816人				245人	505人
ニーズ量の見込み		82人	262人	56人	312人	37人	268人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	25人	360人	382人		66人	240人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		1人	16人
	小計	25人	360人	382人		67人	256人
過不足分(提供量-ニーズ量)		▲57人	98人	14人		30人	▲12人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	57人		6人	17人
		はなえみ保育園の整備					

潮見圏域		令和2年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		415人				114人	253人
ニーズ量の見込み		55人	144人	31人	163人	29人	137人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	50人	195人	247人		36人	122人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		—	26人
	小計	50人	195人	247人		36人	148人
過不足分(提供量-ニーズ量)		▲5人	51人	53人		7人	11人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

(3) 令和3年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和3年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		2,114人				632人	1,311人
ニーズ量の見込み		287人	729人	223人	703人	136人	651人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	265人	1,025人	977人		155人	599人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		4人	64人
	小計	265人	1,025人	977人		159人	663人
過不足分(提供量－ニーズ量)		▲22人	296人	51人		23人	12人
提供量増加数(前年度比較)		75人	▲30人	135人		0人	72人

山手圏域		令和3年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		930人				281人	573人
ニーズ量の見込み		151人	337人	134人	216人	64人	234人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	140人	500人	277人		53人	197人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		3人	22人
	小計	140人	500人	277人		56人	219人
過不足分(提供量－ニーズ量)		▲11人	163人	▲73人		▲8人	▲15人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		25人	0人	64人		0人	32人
		市立幼稚園での3歳児保育の試験的实施 翠ヶ丘保育園の定員変更 民間保育施設の誘致等					

精道圏域		令和3年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		790人				238人	491人
ニーズ量の見込み		79人	253人	56人	312人	39人	271人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	75人	330人	457人		72人	270人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		1人	16人
	小計	75人	330人	457人		73人	286人
過不足分(提供量-ニーズ量)		▲4人	77人	89人		34人	15人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		50人	▲30人	75人		6人	30人
		市立精道こども園の新園舎整備(定員変更) (仮称)市立西藏認定こども園の整備 市立伊勢幼稚園の閉園					

潮見圏域		令和3年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		408人				119人	258人
ニーズ量の見込み		57人	139人	33人	175人	33人	146人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	50人	195人	243人		30人	132人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		—	26人
	小計	50人	195人	243人		30人	158人
過不足分(提供量-ニーズ量)		▲7人	56人	35人		▲3人	12人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	▲4人		▲6人	10人
		市立新浜保育所の閉所 民間保育施設の誘致等					

(4) 令和4年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和4年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		2,048人				624人	1,290人
ニーズ量の見込み		283人	704人	224人	716人	146人	670人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	300人	1,095人	1,055人		164人	643人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		4人	64人
	小計	300人	1,095人	1,055人		168人	707人
過不足分(提供量－ニーズ量)		17人	391人	115人		22人	37人
提供量増加数(前年度比較)		35人	70人	78人		9人	44人

山手圏域		令和4年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		902人				275人	565人
ニーズ量の見込み		147人	326人	132人	212人	69人	241人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	160人	540人	295人		59人	207人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		3人	22人
	小計	160人	540人	295人		62人	229人
過不足分(提供量－ニーズ量)		13人	214人	▲49人		▲7人	▲12人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		20人	40人	18人		6人	10人
		市立朝日ヶ丘幼稚園敷地を活用した認定こども園の整備(翠ヶ丘保育園の認定こども園への移行)					

精道圏域		令和4年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		762人				231人	478人
ニーズ量の見込み		77人	244人	56人	315人	40人	275人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	90人	360人	517人		75人	304人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		1人	16人
	小計	90人	360人	517人		76人	320人
過不足分(提供量-ニーズ量)		13人	116人	146人		36人	45人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		15人	30人	60人		3人	34人
		市立伊勢幼稚園敷地を活用した認定こども園の整備					

潮見圏域		令和4年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		401人				125人	262人
ニーズ量の見込み		59人	134人	36人	189人	37人	154人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	50人	195人	243人		30人	132人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		—	26人
	小計	50人	195人	243人		30人	158人
過不足分(提供量-ニーズ量)		▲9人	61人	18人		▲7人	4人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

(5) 令和5年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		1,983人				615人	1,270人
ニーズ量の見込み		278人	679人	223人	724人	156人	688人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	300人	1,095人	1,055人		164人	643人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		4人	64人
	小計	300人	1,095人	1,055人		168人	707人
過不足分(提供量－ニーズ量)		22人	416人	108人		12人	19人
提供量増加数(前年度比較)		0人	0人	0人		0人	0人

山手圏域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		875人				270人	558人
ニーズ量の見込み		143人	316人	128人	205人	72人	248人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	160人	540人	295人		59人	207人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		3人	22人
	小計	160人	540人	295人		62人	229人
過不足分(提供量－ニーズ量)		17人	224人	▲38人		▲10人	▲19人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

精道圏域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		737人				224人	464人
ニーズ量の見込み		75人	235人	57人	314人	43人	276人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	90人	360人	517人		75人	304人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		1人	16人
	小計	90人	360人	517人		76人	320人
過不足分(提供量-ニーズ量)		15人	125人	146人		33人	44人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

潮見圏域		令和5年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		394人				130人	268人
ニーズ量の見込み		60人	128人	38人	205人	41人	164人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	50人	195人	243人		30人	132人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		—	26人
	小計	50人	195人	243人		30人	158人
過不足分(提供量-ニーズ量)		▲10人	67人	0人		▲11人	▲6人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

(6) 令和6年度の教育・保育の提供体制の確保の内容

市全域		令和6年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		1,954人				608人	1,253人
ニーズ量の見込み		274人	672人	228人	741人	166人	707人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	300人	1,095人	1,055人		164人	643人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		4人	64人
	小計	300人	1,095人	1,055人		168人	707人
過不足分(提供量－ニーズ量)		26人	423人	86人		2人	0人
提供量増加数(前年度比較)		0人	0人	0人		0人	0人

山手圏域		令和6年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0～5歳人口推計		860人				267人	550人
ニーズ量の見込み		141人	311人	130人	209人	77人	254人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	160人	540人	295人		59人	207人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		3人	22人
	小計	160人	540人	295人		62人	229人
過不足分(提供量－ニーズ量)		19人	229人	▲44人		▲15人	▲25人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

精道圏域		令和6年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		725人				223人	459人
ニーズ量の見込み		74人	231人	58人	320人	45人	285人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	90人	360人	517人		75人	304人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		1人	16人
	小計	90人	360人	517人		76人	320人
過不足分(提供量-ニーズ量)		16人	129人	139人		31人	35人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

潮見圏域		令和6年度					
		1号		2号		3号	
		3歳以上教育希望		3歳以上保育が必要		0歳から2歳保育が必要	
		3歳	4歳以上	教育希望が強い	左記以外	0歳	1・2歳
(参考) 0~5歳人口推計		394人				129人	264人
ニーズ量の見込み		59人	130人	40人	212人	44人	168人
提供量 (確保 方策)	幼稚園 保育所 認定こども園 特定地域型保育事業 (小規模保育事業等)	50人	195人	243人		30人	132人
	企業主導型保育施設 (地域枠)	—	—	—		—	26人
	小計	50人	195人	243人		30人	158人
過不足分(提供量-ニーズ量)		▲9人	65人	▲9人		▲14人	▲10人
提供量増加数(前年度比較) 及び施設整備計画等		0人	0人	0人		0人	0人
		特記事項なし					

5

各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み
並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

通常の利用時間帯以外の時間において引き続き保育を行っています。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利 用 者 数	398 人	464 人	455 人	472 人	449 人
実 施 箇 所 数	16 か所	21 か所	22 か所	23 か所	24 か所

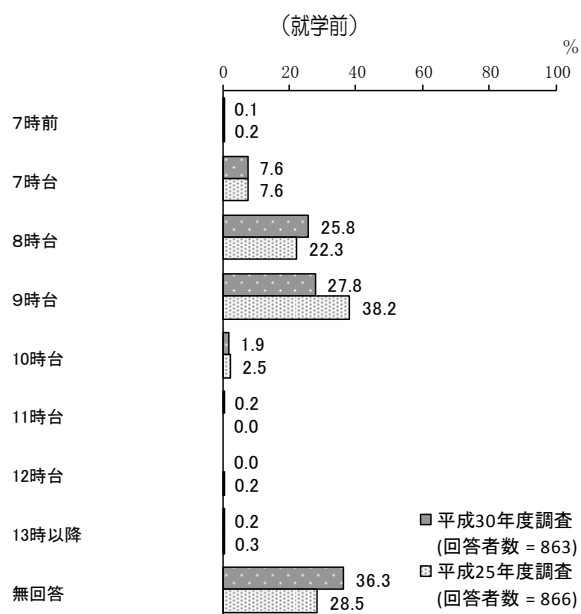
【アンケート調査から見られる現状】

平日に定期的に利用している教育・保育の事業の利用希望開始時間は、「9時台」の割合が27.8%と最も高く、次いで「8時台」の割合が25.8%となっています。

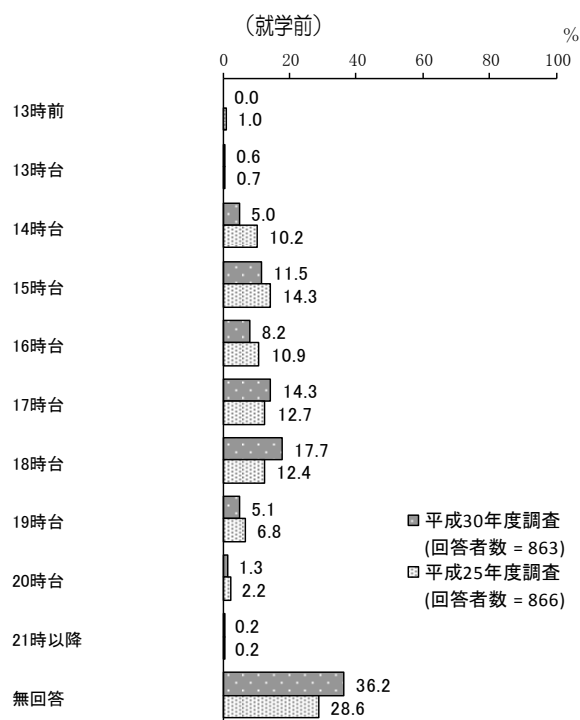
利用希望終了時間については、「18時台」の割合が17.7%と最も高く、次いで「17時台」の割合が14.3%、「15時台」の割合が11.5%となっています。

また、「19時台」5.1%、「20時台」1.3%と、19時以降の利用希望は低くなっています。

【平日に定期的に利用している教育保育事業の利用希望開始時間】



【平日に定期的に利用している教育保育事業の利用希望終了時間】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【今後の方向性】

ニーズは高いものの、保護者の就労に合わせた利用になるため実際の利用者は限定されており、現在、ニーズに見合った提供体制は確保されています。今後5年間の計画の中で教育・保育施設の整備を行い、受皿を確保し、18時台の保育終了時間希望の保護者に対応していきます。

通常の利用時間帯以外の時間において、圏域ごとに提供体制が取れるよう確保していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	490人	501人	512人	523人	540人
提 供 量	490人	501人	512人	523人	540人
山 手 圏 域	205人	210人	214人	219人	226人
精 道 圏 域	180人	184人	188人	192人	198人
潮 見 圏 域	105人	107人	110人	112人	116人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

(2) 放課後児童健全育成事業

保護者の就労等のため、放課後、適切な保護育成を必要とする小学生の健全育成を図るため、受入れを実施しています。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
登録児童数	413 人	479 人	493 人	511 人	517 人
学級数	11 か所	12 か所	12 か所	12 か所	14 か所

【アンケート調査から見られる現状】

小学生児童調査における放課後（平日の小学校終了後）の時間の過ごさせ方の希望について、低学年（1～3年生）のうちは、「自宅」の割合が65.3%と最も高く、次いで「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」の割合が64.3%、「放課後子ども教室（キッズスクエア等）」の割合が33.8%となっています。また、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合は、25.4%です。

高学年（4～6年生）になると、「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾等）」の割合が75.3%、「自宅」の割合が70.0%、「放課後子ども教室（キッズスクエア等）」の割合が23.6%となっており、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合は、9.7%です。

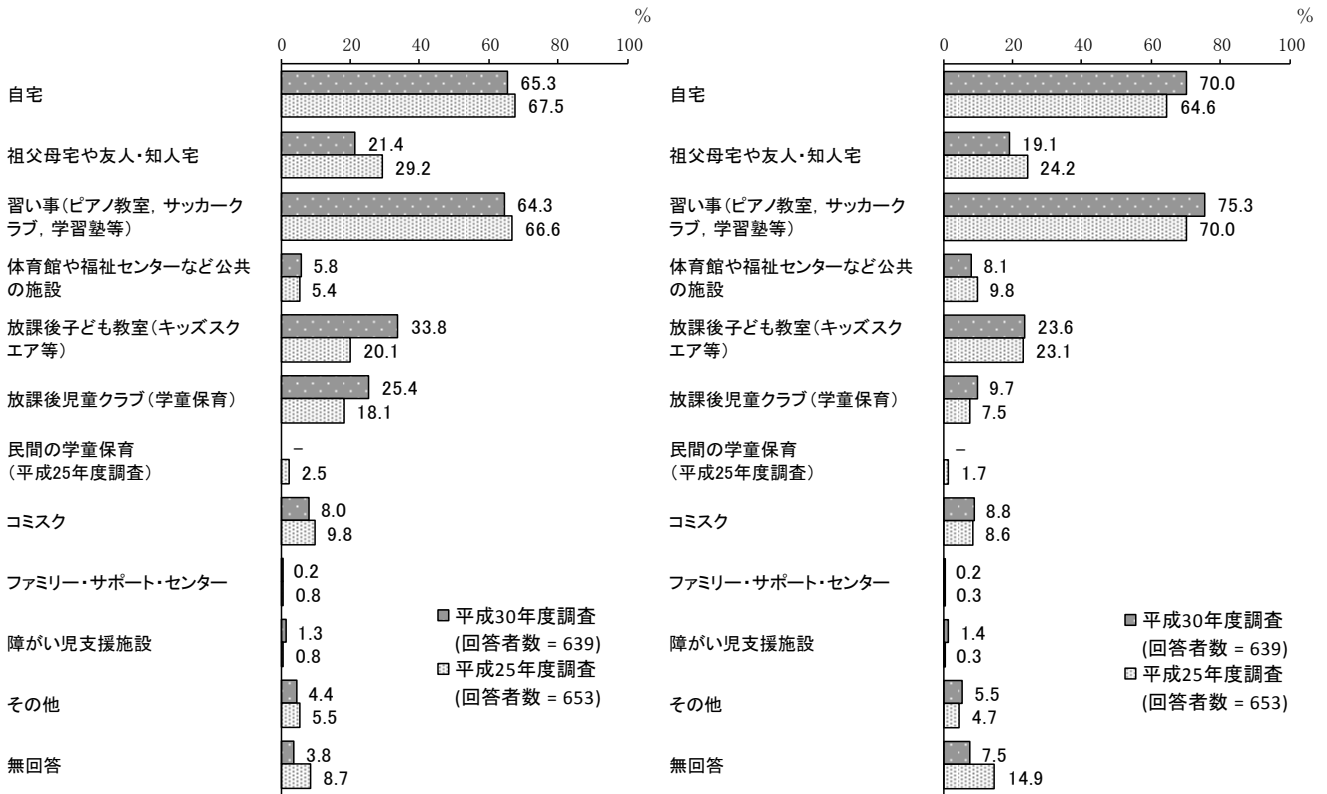
放課後児童クラブ（学童保育）の週あたりの利用希望日数については、低学年（1～3年生）で、4日・5日・6日の希望を合わせて59.3%と定期的な利用希望が高く、高学年（4～6年生）になると、4日・5日・6日の希望を合わせて24.2%と定期的な利用希望が低くなっており、就学前児童調査においても上記と同様の傾向が見られます。

平成 25 年度調査と比較すると、放課後における児童の過ごし方の選択肢が増え、放課後子ども教室（キッズスクエア等）の利用希望が高まっています。また、放課後児童クラブ（学童保育）は、高学年よりも低学年において定期的な利用希望が高くなっています。

【放課後の過ごさせ方に対する希望（小学生）】

(小学校低学年(1~3年生))

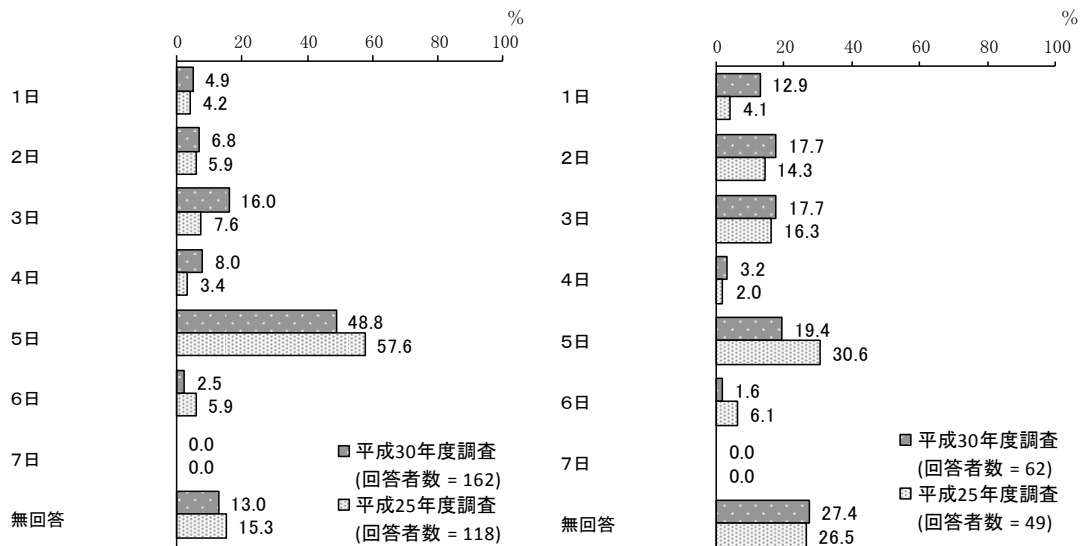
(小学校高学年(4~6年生))



【放課後児童クラブ(学童保育)の過ごさせたい日数(小学生)】

(小学校低学年(1~3年生))

(小学校高学年(4~6年生))



※平成30年度調査の「放課後児童クラブ(学童保育)」については、平成25年度調査の「留守家庭児童会(学童保育)」と比較して表記しています。

資料：子育て支援に関するアンケート調査(平成31年3月)

【今後の方向性】

今後も待機児童を出さないよう、引き続き、放課後の適切な遊びと生活の場の提供に努めます。特に、ハード面は小学校内を基本に空き教室の活用などを検討します。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 (低学年)	555人	592人	613人	643人	668人
ニーズ量 (高学年)	71人	77人	81人	85人	87人
合計	626人	669人	694人	728人	755人
提供量	626人	669人	694人	728人	755人
過不足	0人	0人	0人	0人	0人

【量の見込み（学年別内訳）】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
小学1年生	230人	244人	254人	266人	276人
山手圏域	85人	90人	94人	98人	102人
精道圏域	100人	106人	110人	116人	120人
潮見圏域	45人	48人	50人	52人	54人
小学2年生	174人	187人	193人	203人	210人
山手圏域	64人	69人	71人	75人	78人
精道圏域	76人	81人	84人	88人	91人
潮見圏域	34人	37人	38人	40人	41人
小学3年生	151人	161人	166人	174人	182人
山手圏域	56人	59人	61人	64人	67人
精道圏域	65人	70人	72人	76人	79人
潮見圏域	30人	32人	33人	34人	36人
小学4年生	58人	62人	65人	68人	70人
山手圏域	9人	10人	10人	11人	11人
精道圏域	31人	33人	35人	36人	38人
潮見圏域	18人	19人	20人	21人	21人
小学5年生	11人	12人	13人	13人	13人
山手圏域	2人	2人	2人	2人	2人
精道圏域	6人	6人	7人	7人	7人
潮見圏域	3人	4人	4人	4人	4人
小学6年生	2人	3人	3人	4人	4人
山手圏域	0人	0人	0人	1人	1人
精道圏域	1人	2人	2人	2人	2人
潮見圏域	1人	1人	1人	1人	1人

(3) 子育て短期支援事業（子育て家庭ショートステイ事業）

保護者の仕事、疾病、出産等の理由で子どもの養育が一時的に困難となる場合等に、児童福祉施設において一定期間、養育及び保護を行っています。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用日数	33日	28日	6日	38日	10日
実施箇所数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所

※ 利用日数は、年間延べ日数を表記

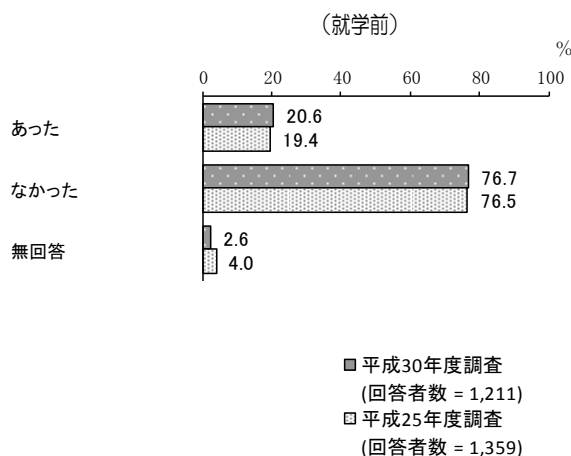
【アンケート調査から見られる現状】

就学前児童調査では、この1年間に、保護者の用事（冠婚葬祭、保護者・家族の病気等）により、お子さんを泊りがけで家族以外に見てもらわなければならないことはあったかについて、短期入所生活援助事業（ショートステイ）を利用したと回答した人は1.6%（250件中4件）となっており、実際は親戚・知人にみてもらったという回答が81.6%あります。

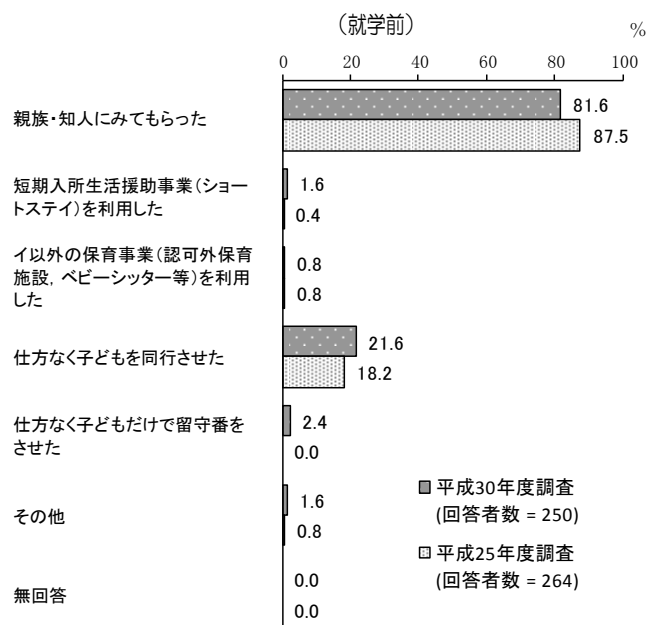
小学生児童調査では、「7泊以上」利用した人が1件ありました。

※アンケートでは、短期入所生活援助事業と表記しています。

【お子さんを泊りがけで家族以外に見てもらわなければならないこと】



【1年間の対処方法】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【今後の方向性】

養育困難な家庭の支援を行う制度であるため、限られたニーズに対応することになります。保護者の子育ての負担軽減を図るために、サービスを必要としている家庭が制度を利用しやすいように情報提供を行い、現在の提供体制を継続していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	23日	23日	23日	23日	23日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所
提 供 量	23日	23日	23日	23日	23日
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	0日	0日	0日	0日	0日

※ ニーズ量及び提供量は、年間延べ日数を表記

(4) 地域子育て支援拠点事業

子育て支援サービスなどに関する情報提供、子育てについての相談及び助言を行うとともに、子育て中の保護者と子どもが気軽に遊べる場を提供しています。

【実施状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	2,484人	2,437人	2,526人	2,715人	3,268人
実施箇所数 (出張ひろば含む)	1か所 (3か所)	1か所 (3か所)	1か所 (4か所)	1か所 (5か所)	3か所 (6か所)

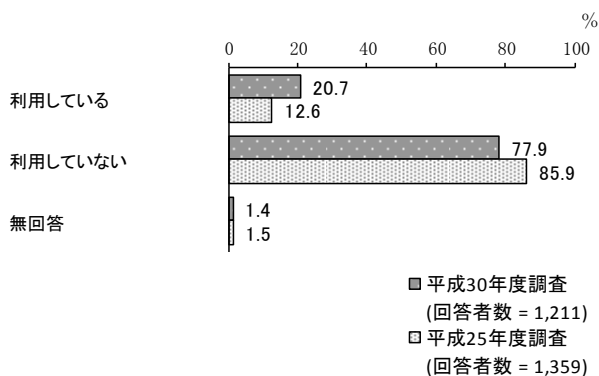
※ 利用者数は、月間延べ人数を表記

【アンケート調査から見られる現状】

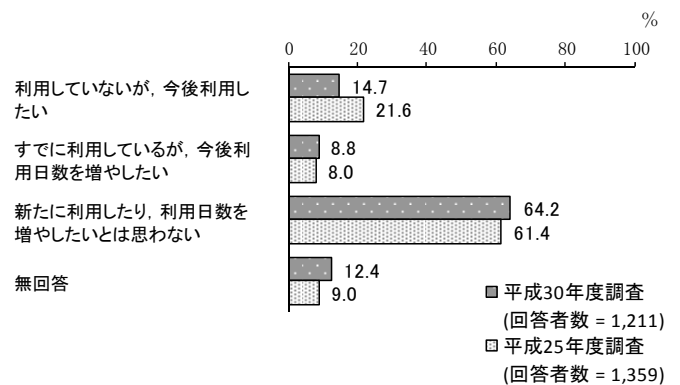
就学前児童調査では、地域子育て支援拠点事業について、平成25年度調査と比較すると、「利用している」の割合が増加しており、「利用していないが、今後利用したい」の割合は減少していることから、つどいのひろば事業の利用者のニーズは充足していることがうかがわれます。

なお、「利用していないが、今後利用したい」と回答した人で1週あたり利用希望回数は「1回」の割合が23.0%と最も高くなっていることから、今後週に1日程度の利用を希望されていることが分かります。

【つどいのひろばの利用希望（就学前）】

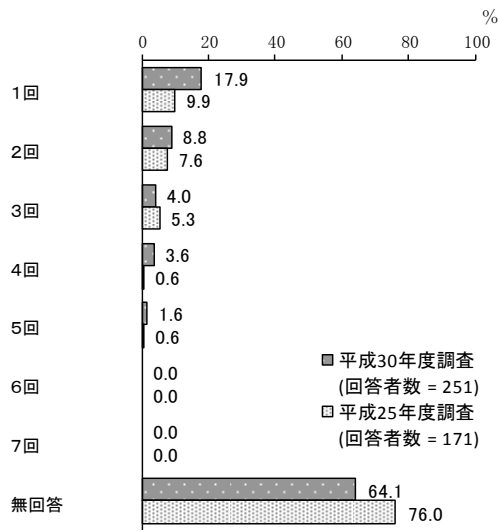


【つどいのひろばの今後の利用希望（就学前）】

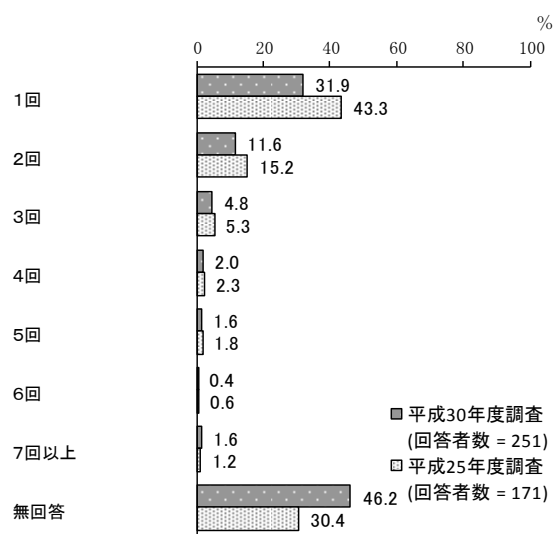


資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

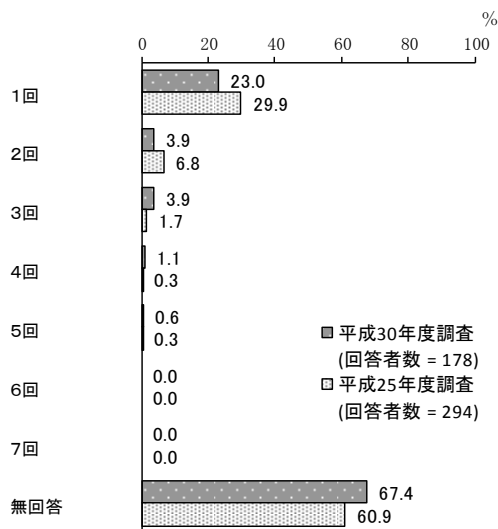
【1週当たりの利用回数（就学前）】



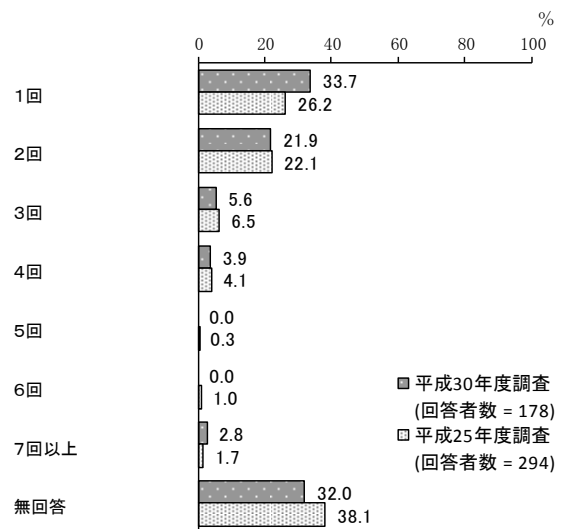
【1か月当たりの利用回数（就学前）】



【未利用者の1週当たりの利用希望回数（就学前）】



【未利用者の1か月当たりの利用希望回数（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【今後の方向性】

圏域別のニーズを踏まえ、より身近な地域で利用できるように、今後5年間の計画の中で新たな支援拠点の設置について検討していきます。

子育て中の親子が気軽に集い交流する場や、育児について相談する場を提供することで、子育て世帯が孤立することなく、地域で子育てのつながりを作ることができるよう、安心して子育てができる環境整備に努めます。

また、拠点毎の特色などを周知し、幅広い利用につなげます。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
二 ー ズ 量	5,468人	5,394人	5,320人	5,248人	5,194人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	3か所	4か所	4か所	4か所	5か所
山 手 圏 域	0か所	0か所	0か所	0か所	1か所
精 道 圏 域	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
潮 見 圏 域	2か所	2か所	2か所	2か所	2か所

※ ニーズ量は、月間延べ人数を表記

(5-1) 幼稚園における一時預かり事業

園児の心身の健全な発達を図るとともに、保護者の子育てを支援するため、幼稚園及び認定こども園全園において、在園児を対象に教育時間後等に保育する預かり保育を実施しています。

【実施状況】

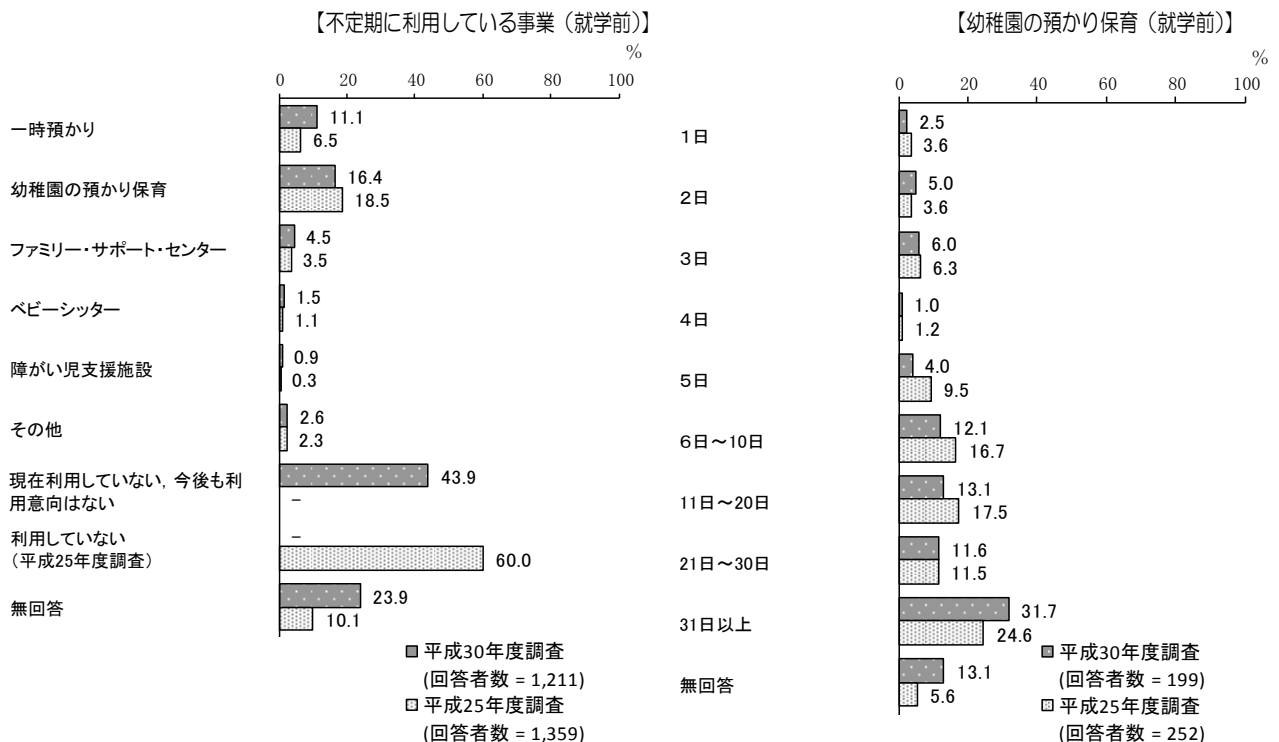
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利用者数	23,144 人	33,633 人	28,198 人	28,661 人	30,004 人
実施箇所数	9 か所	12 か所	11 か所	12 か所	14 か所

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

※ 平成 26 年度の利用者数及び実施箇所数は、市立幼稚園分のみを表記

【アンケート調査から見られる現状】

就学前児童調査では、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不規則の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、「現在利用していない、今後も利用意図はない」が 43.9%と最も高く、利用は低い結果となっていますが、その中でも「幼稚園の預かり保育」が 16.4%となっており、実際の利用状況においても、年間 31 日以上利用している人の割合が 31.7%と最も高くなっています。



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【今後の方向性】

市内の幼稚園及び認定こども園の全園で実施しており、延べ利用人数については、市立幼稚園においては横ばい傾向であり、私立幼稚園においても毎年の調査から、一定数のニーズがあると認められます。

幼稚園・認定こども園における一時預かり事業は、利用者に対する大きな子育て支援の柱となるため、引き続き提供体制を充実していきます。

【量の見込みと確保方策】

【3歳】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（1号認定による利用）	5,173人	5,071人	4,968人	4,866人	4,787人
ニーズ量（2号認定による利用）	12,404人	12,158人	11,913人	11,667人	11,478人
提 供 量	17,577人	17,229人	16,881人	16,533人	16,265人
過 不 足 （提供量－ニーズ量）	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量及び提供量は、年間延べ人数を表記

【4・5歳】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量（1号認定による利用）	24,169人	23,329人	22,489人	21,650人	21,343人
ニーズ量（2号認定による利用）	20,660人	19,942人	19,224人	18,506人	18,244人
提 供 量	44,829人	43,271人	41,713人	40,156人	39,587人
過 不 足 （提供量－ニーズ量）	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量及び提供量は、年間延べ人数を表記

(5-2) 保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり事業

保護者の仕事、疾病、出産等の緊急かつ一時的な理由で家庭での保育が困難となる場合に保育所等で預かり保育を実施しています。

その他、子どもの一時的な預かりの受皿としての役割を、ファミリー・サポート・センター事業が担っています。

なお、ファミリー・サポート・センター事業とは、育児の援助を依頼したい人と協力したい人が会員となって一時的、臨時的に有償で子どもを自宅で預かる相互援助活動です。

【実施状況】

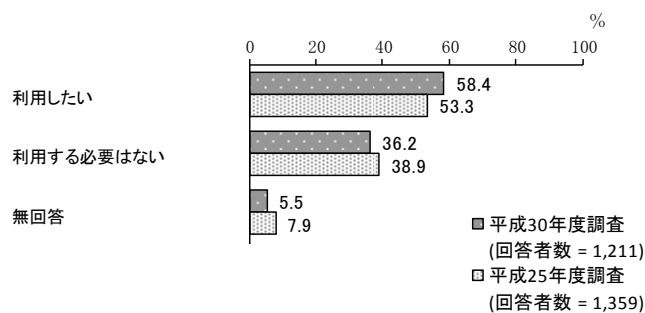
	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
保育所等の一時預かり	4,382人	4,049人	5,658人	4,800人	1,958人
ファミリー・サポート・センター	4,626人	5,437人	4,669人	4,580人	3,969人

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

【アンケート調査から見られる現状】

就学前児童調査では、日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業はあるかについて、一時預かりやファミリー・サポート・センター事業を含め、利用は低い結果となっています。しかし、利用する必要があると思うかについては、「利用したい」が58.4%となっており、潜在的なニーズがうかがえます。

【不定期に利用したい事業の有無（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【今後の方向性】

一時預かり事業は、現在市内の私立保育園3か所、私立認定こども園1か所、私立小規模保育事業所1か所で実施しています。ニーズ量に合う提供体制を確保するため、今後、新たな受皿の整備を検討していきます。

また、ファミリー・サポート・センター事業については、会員向けの講習を行うことで、事業内容の質の向上や援助活動中の安全性の確保に努めていくとともに、会員数・利用人数を増やすために事業の周知啓発を行っていきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニ ー ズ 量	6,414人	6,253人	6,092人	5,930人	5,862人
提 供 量	6,414人	6,253人	6,092人	5,930人	5,862人
保 育 所 等 の 一 時 預 かり	3,261人	3,172人	3,083人	2,993人	2,965人
フ ァ ミ リ ー ・ サ ポ ー ト ・ セ ン タ ー	3,153人	3,081人	3,009人	2,937人	2,897人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量及び提供量は、年間延べ人数を表記

(6) 病児保育事業

病気や病気回復期の子どもで、保護者の就労等の理由により、保護者が保育できない際に、子育て社会のセーフティネットの1つとして実施しています。病後児保育については平成22年4月から、また、病児保育については平成25年7月から市立芦屋病院内において実施しています。

【実施状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	191人	185人	147人	194人	344人
実施箇所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

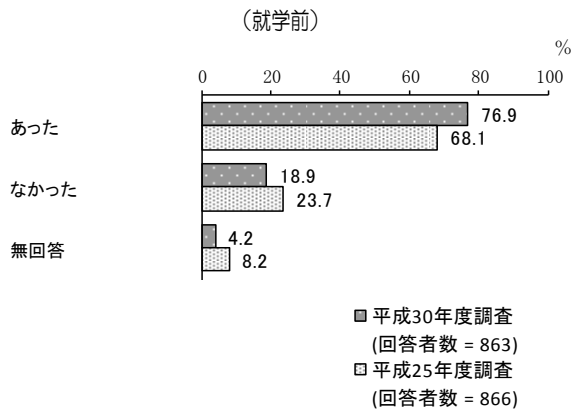
※ 利用者は、年間延べ人数を表記

【アンケート調査から見られる現状】

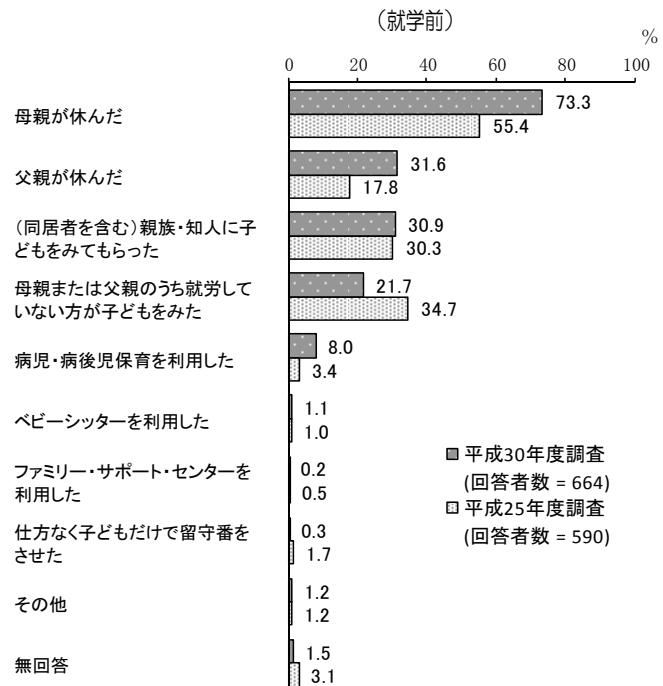
就学前児童調査では、この1年間に、お子さんが病気やけがで通常の事業が利用できなかったことはあるかについて、「あった」が76.9%となっています。その対処方法として、病児・病後児の保育を利用した人は8.0%とごく僅かで、「母親が休んだ」は73.3%と半数以上が回答しています。

一方で、「できれば病児・病後児のための保育施設等を利用したい」と思った人は49.1%となっており、ニーズがあることが分かります。

【お子さんが病気やけがで通常の教育・保育事業が利用できなかったこと】

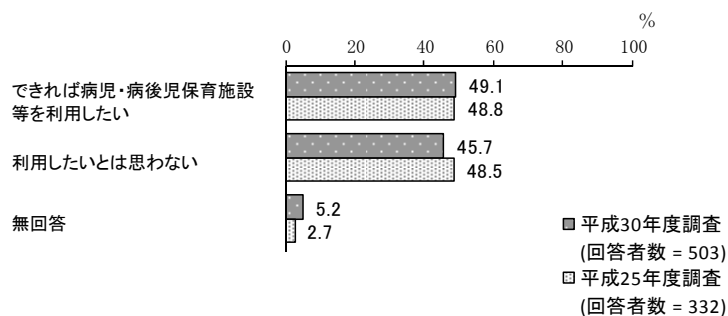


【1年間の対処方法対処方法】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【病児・病後児保育施設等の利用希望（就学前）】



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【今後の方向性】

現在市立芦屋病院の病児・病後児保育ルームで事業を実施しており、平成30年度からは、当日の利用受付を開始したことで、利用者数が大幅に増加しています。ニーズ量の把握が困難な事業ではあるものの、利便性を考慮して令和3年度から市立精道こども園で病児保育事業の実施を予定しており、受入れ箇所を増やすことにより、提供体制の確保に努めます。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
ニーズ量 （就学前）	84人	82人	80人	78人	77人
ニーズ量 （小学生）	499人	487人	476人	464人	454人
実施箇所数 （確保方策）	1か所	2か所	2か所	2か所	2か所
提供量	583人	569人	556人	542人	531人
過不足 （提供量－ニーズ量）	0人	0人	0人	0人	0人

※ ニーズ量及び提供量は、年間延べ人数を表記

(7) 子育て援助活動支援事業（小学生のみ）（ファミリー・サポート・センター事業）

ファミリー・サポート・センター事業では、小学生の放課後における一時的な預かりの受皿としての役割も担っています。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利 用 者 数	1,202 人	759 人	852 人	1,848 人	2,404 人

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

【アンケート調査から見られる現状】

就学前児童調査では、放課後（平日の小学校終了後）の時間をどのような場所で週何日くらい過ごさせたいと思うかについて、ファミリー・サポート・センターは、低学年（1～3年生）で「2日」、「3日」が各1件、高学年（4～6年生）で「4日」が1件となっていることから、利用希望者は僅かではあるものの、日常的な利用希望があることがうかがえます。

【今後の方向性】

会員向けの講習を行うことで、事業内容の質の向上や援助活動中の安全性の確保に努めていくとともに、会員数・利用人数を増やすために事業の周知啓発を行っていきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
ニ ー ズ 量	3,540 人	3,447 人	3,353 人	3,260 人	3,204 人
提 供 量	3,540 人	3,447 人	3,353 人	3,260 人	3,204 人
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

※ ニーズ量及び提供量は、年間延べ人数を表記

(8) 利用者支援事業

特定型では、子育て推進課にて保育コンシェルジュが、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるような情報提供し、必要に応じて案内やサポートを行います。

母子保健型では、子育て世代包括支援センターにて保健師が、妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、情報提供や関係機関と連携し、妊娠期から子育て期まで切れ目なくサポートします。

【実施状況】

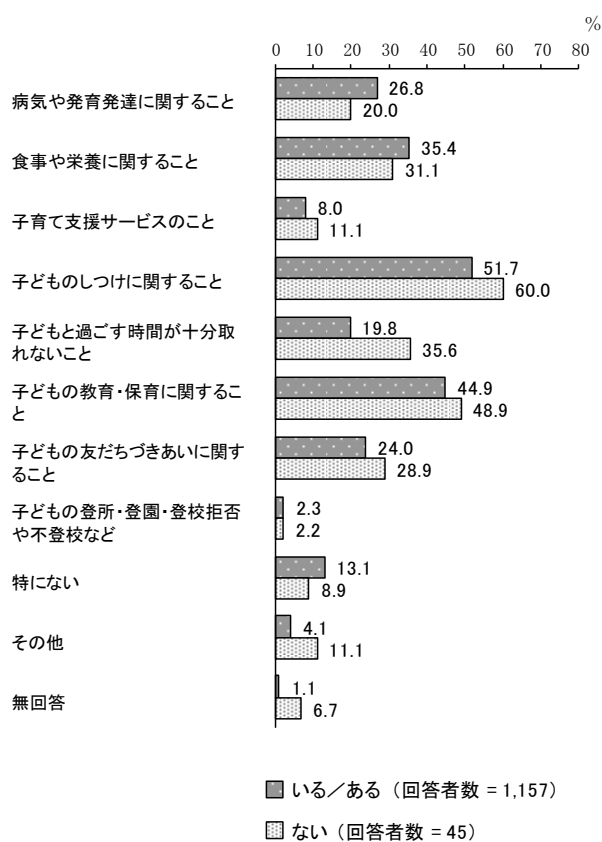
	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
特 定 型		1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
母 子 保 健 型				1 か所	1 か所

【アンケート調査から見られる現状】

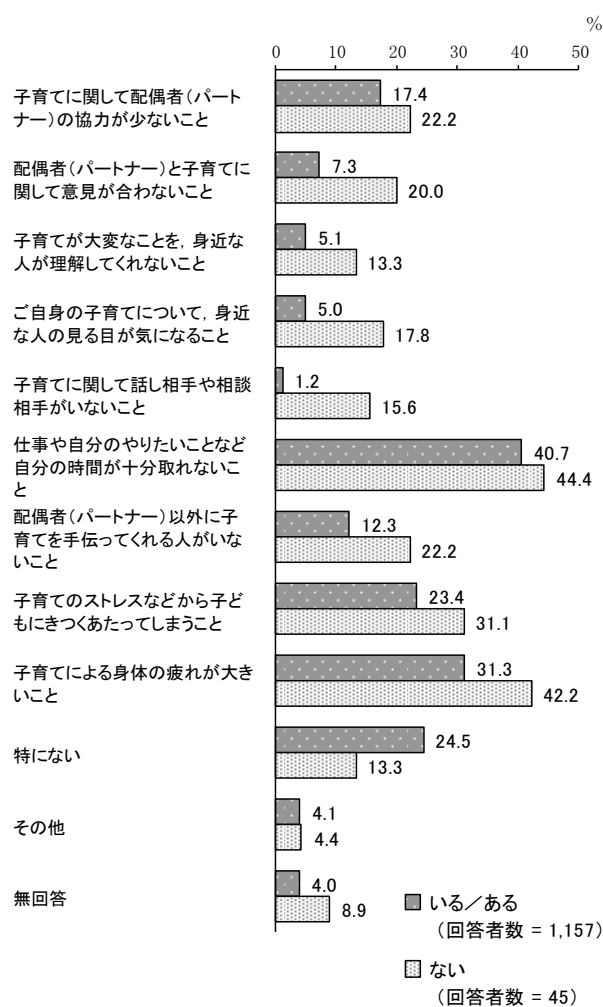
子育てに関して、不安や負担等を感じるかについて、子育てについて気軽に相談できる人・場所の有無別で見ると、相談先がある人よりも、相談先がない人で、子どもに関することでは「子どものしつけに関すること」「子どもの教育・保育に関すること」等の割合が、保護者自身に関することでは「子育てによる身体の疲れが大きいこと」「子育てのストレスなどから子どもにきつくあたってしまうこと」等の割合が高くなっています。このことから、子どもや保護者自身のことについて相談できる場を提供し、保護者が孤立することなく子育てができるような支援が必要です。

【気軽に相談できる人・場所の有無別 子育てについて日常悩んでいること、気になること（就学前）】

（子どもに関すること）



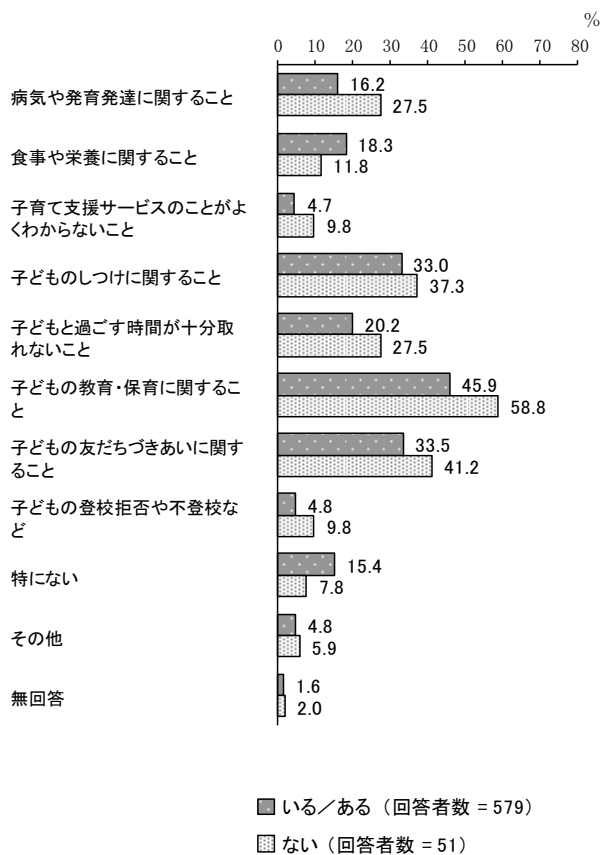
（保護者自身に関すること）



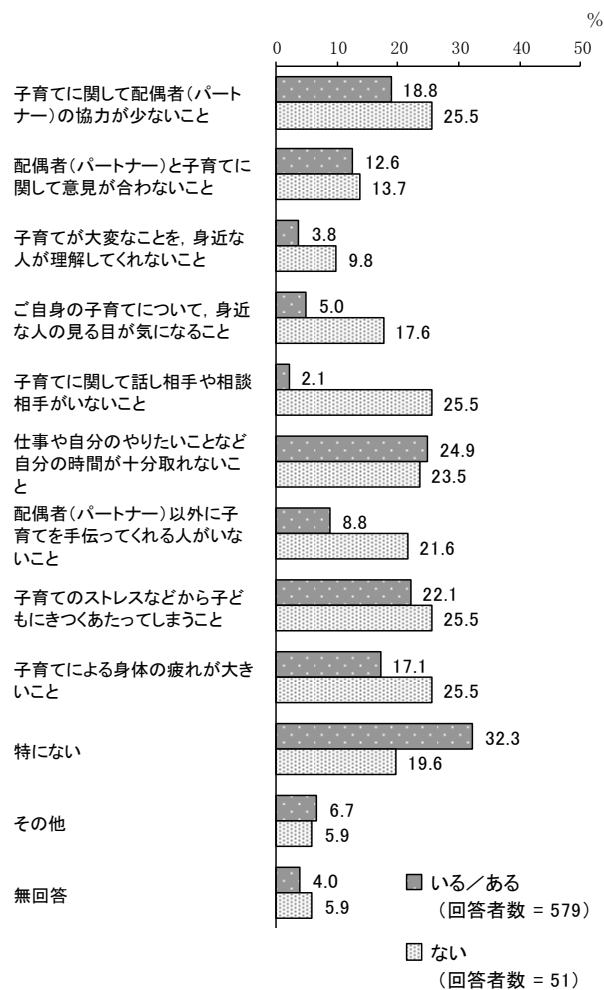
資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成31年3月）

【気軽に相談できる人・場所の有無別 子育てについて日常悩んでいること、気になること（小学生）】

（子どもに関すること）



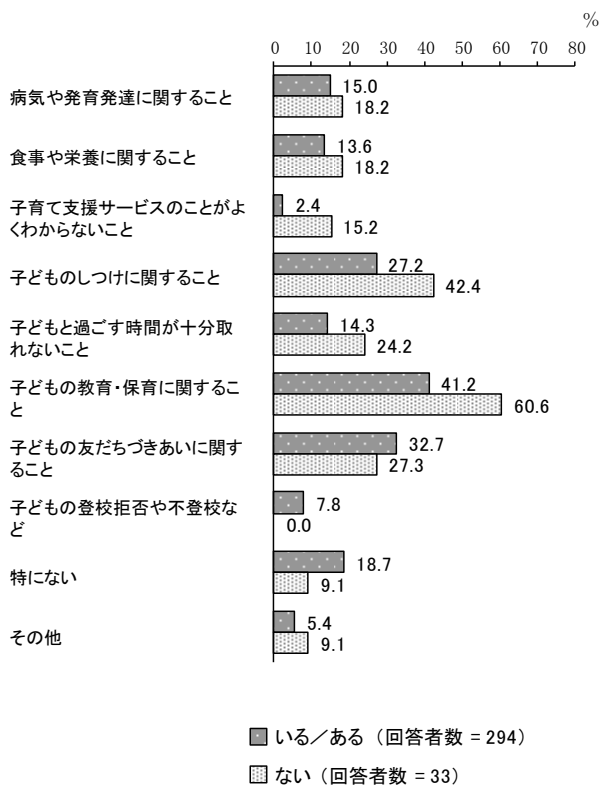
（保護者自身に関すること）



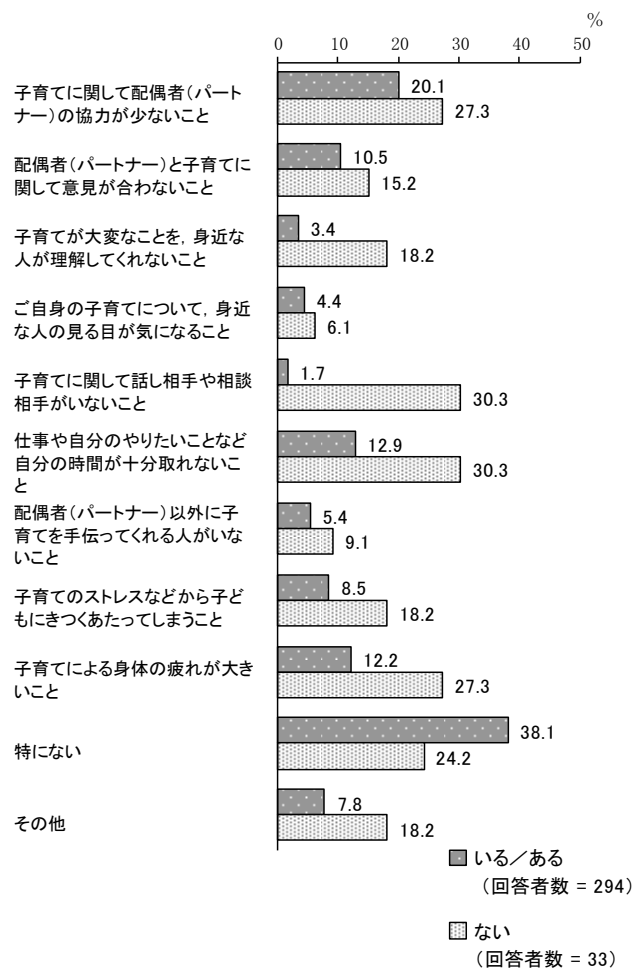
資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【気軽に相談できる人・場所の有無別 子育てについて日常悩んでいること、気になること（中学生）】

（子どもに関すること）



（保護者自身に関すること）



資料：子育て支援に関するアンケート調査（平成 31 年 3 月）

【今後の方向性】

平成 27 年度から配置している保育コンシェルジュによる保育所等の利用や一時預かり等の他の子育て支援情報の提供を引き続き行うとともに、平成 30 年 4 月に開設した子育て世代包括支援センターにおいて、妊娠・出産・子育てに関する身近な相談窓口として、妊娠期から子育て期までを切れ目なくサポートしていきます。

【確保方策】

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
実施箇所数 (確保方策)	特 定 型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	母 子 保 健 型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
	合 計	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所

(9) 妊婦健康診査

妊婦健康診査の適切な受診を促進し、母体や胎児の健康を確保するため、母子健康手帳の交付を受けた方・本市へ転入された妊婦を対象とし、妊婦健康診査にかかった費用について14回分までの助成を行っています。平成28年度に、妊婦健康診査費助成額の上限を86,000円に、令和元年度には上限を106,000円に拡充しています。

【実施状況】

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用者数	1,443人	1,279人	1,247人	1,247人	1,074人

※ 利用者数は、妊娠期間の関係により2か年度に渡り健診を受ける場合、各年度にそれぞれ「1」を計上した人数を表記

【アンケート調査から見られる現状】

アンケート調査は実施していませんが、1回の健診費用が5,000円の助成額を上回ることもあるため、助成額の拡充が求められます。

【今後の方向性】

今後も受診券方式を継続し、母子健康手帳交付時の保健師による個別面接で、受診券の利用方法をわかりやすく説明するとともに、受診勧奨を行い、引き続き妊婦の健康管理を支援します。

【量の見込みと確保方策】

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
推計値	1,116人	1,079人	1,065人	1,051人	1,038人
実施体制 (確保方策)	兵庫県が締結する集合契約に参加 検査項目：(1) 定期検査(子宮底長, 腹囲, 血圧, 浮腫, 尿検査, 体重) (2) 妊娠初期検査 (3) 超音波検査 (4) 血液検査(血算, 血糖等) (5) B型溶血性レンサ球菌検査 (6) ヒト白血病ウイルス-1型抗体検査 (7) その他主治医が必要と認めた検査, NST(ノンストレステスト)				

※ 推計値は、妊娠期間の関係により2か年度に渡り健診を受ける場合、各年度にそれぞれ「1」を計上した人数を表記

(10) 乳児家庭全戸訪問事業

産婦・新生児・乳幼児を対象に助産師、保健師等が家庭訪問による子育てなどの助言や相談を行い、支援の必要な方の早期把握に取り組んでいます。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
訪 問 件 数	749 件	698 件	655 件	645 件	588 件

※ 訪問件数は、年間延べ件数を表記

【アンケート調査から見られる現状】

自由意見では、「産後、赤ちゃんとほとんど2人きりの時間が多い中で、家に来てくださり話を聞いてくださるのはありがたいです。」という評価を得ている一方で、「もっと、保健師や助産師が家庭を訪問して相談できるような仕組みがあればよかったと思いました。」という意見があることから、保護者に対する相談窓口の周知や機能強化が求められます。

【今後の方向性】

育児不安を抱える人が増えているといわれる現在、保護者が適切に不安に対処し、安心して子育てができるよう必要な支援や助言を行うために、引き続き、訪問指導員の確保と、家庭訪問技術の向上のための研修を継続して実施し、全戸訪問に努めます。

また、養育支援が特に必要な家庭については、養育支援訪問事業や要保護児童対策地域協議会との連携を図り適切な支援につなげます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
推 計 値	641 件	632 件	624 件	615 件	608 件
実 施 体 制 (確 保 方 策)	保健センターにて実施				

※ 推計値は、年間延べ件数を表記

(11) 養育支援訪問事業等

乳児家庭全戸訪問事業等で把握した保護者の養育を支援することが必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する相談・支援等を行います。事業が効果的に実施されるように定期的に担当者による連絡会を行い、連携を図っています。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
世 帯 数	1 世帯	0 世帯	1 世帯	1 世帯	1 世帯
訪 問 回 数	1 回	0 回	7 回	18 回	7 回

※ 訪問回数は、年間延べ回数を表記

【今後の方向性】

支援については、職員の相談技術の更なるスキルアップを図り、把握された課題の解決に向けて関係機関の連携を強化し、支援を必要とする家庭に適切なサービスが提供できるよう丁寧に対応していきます。

【量の見込みと確保方策】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
推 計 値	6 回	6 回	6 回	6 回	6 回
実 施 体 制 (確保方策)	子育て支援センター（家庭児童相談室）にて実施				

※ 推計値は、年間延べ回数を表記

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の所得の状況を勘案して、教材や行事費等の費用の一部を補助しています。

【実施状況】

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
利 用 者 数		88 人	75 人	51 人	32 人

※ 利用者数は、年間延べ人数を表記

【今後の方向性】

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、助成を行います。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

教育・保育施設、地域子ども・子育て支援事業の量的拡大を進める上で、新規参入事業者に対して巡回支援等を行うほか、私立認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を支援し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図っています。

【実施状況】

ア 新規参入施設への巡回

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象施設数		5 か所	1 か所	1 か所	3 か所

イ 認定こども園特別支援教育・保育

	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
対象者数		1 人	—	—	1 人

【今後の方向性】

子育て安心プランによる保育の受皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、認定こども園等の整備を促進していくことが必要です。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言等を行っていきます。

また、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を支援し、良質かつ適切な教育・保育等の提供体制の確保を図っていきます。



第6章 計画の進行管理

1 推進体制の強化

(1) 市民や地域との連携

行政と市民や地域との連携により地域社会が一体となって子ども・子育て支援を行うことが大切であり、市民自身が市民を支えるため、地域で活動している民生委員・児童委員、福祉推進委員、子ども会、コミュニティ・スクール等の団体、市民のボランティア活動等の充実に向けて支援し、市民等との協働による計画推進を図ります。



(2) 行政における推進体制の強化

計画の円滑な実施のために、市長を本部長とする「芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部」が中心となり、庁内関係各課が具体的施策の進行状況について共有するとともに推進していきます。

なお、本計画は、子どもの福祉又は教育に関する事項を定めた他計画と調和が保たれたものでなければなら

ないので、整合を図りながら推進していきます。

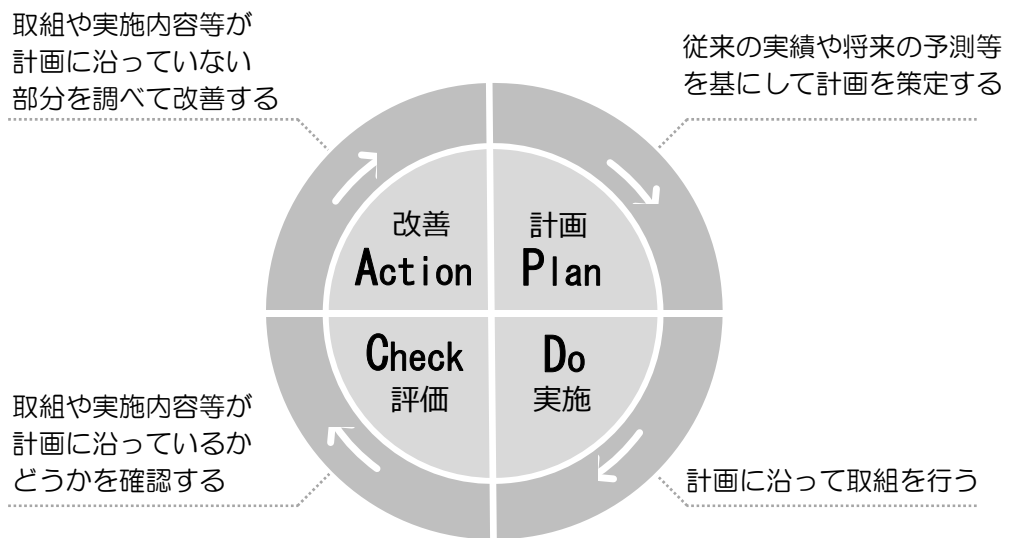
(3) 国・県・近隣市等との連携

市は、国や県と相互に連携を図りながら、必要な助言及び適切な援助を受けるとともに、特に専門性の高い施策及び市域を超えた広域的な対応が必要な場合は諸般の措置を講じていきます。

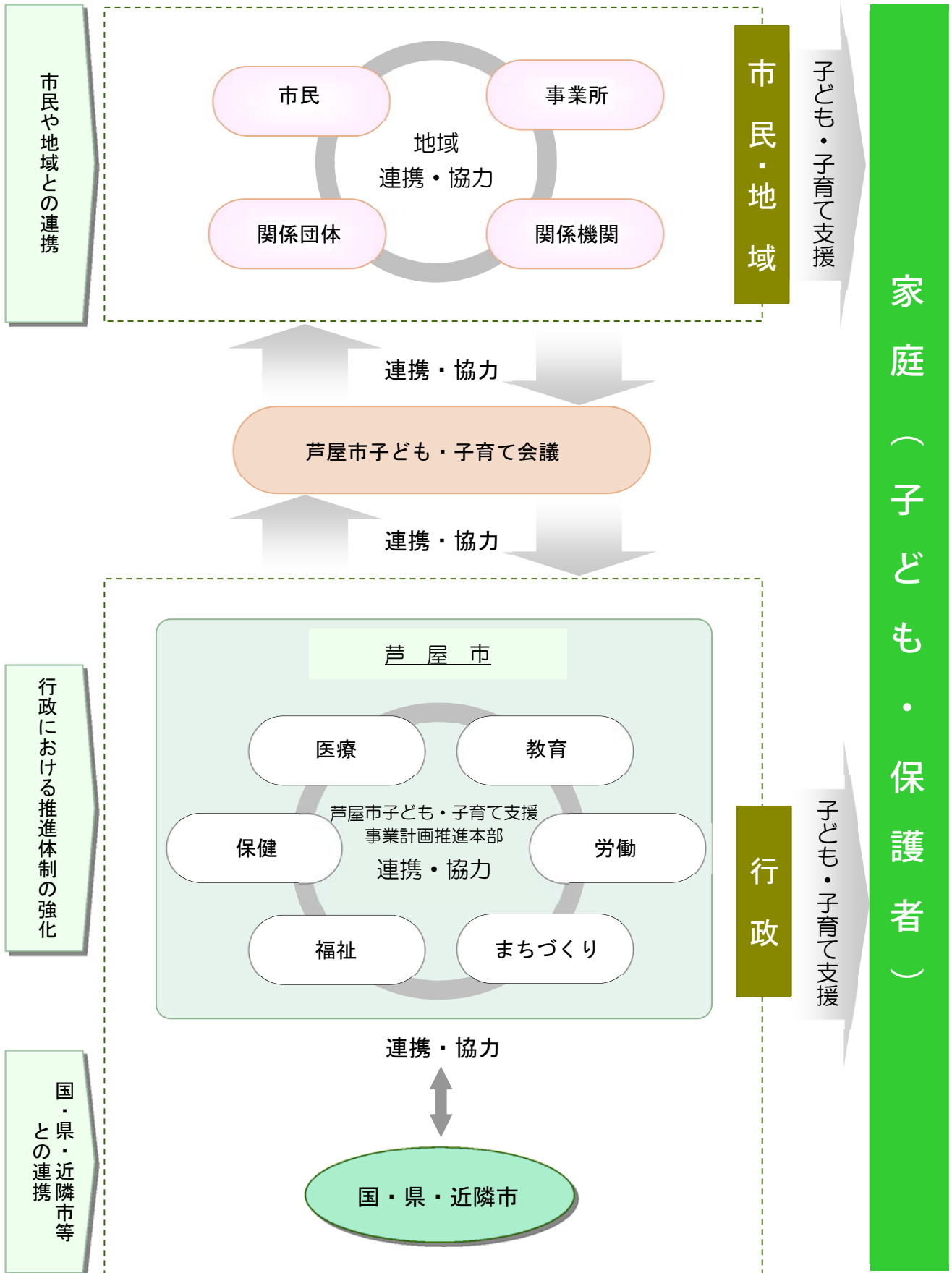
(4) 計画の進行管理

本計画に基づく取組の実施にあたっては、「芦屋市子ども・子育て会議」において、年度ごとに点検・評価を行い、その結果を踏まえ、必要に応じて見直しを検討するなど、PDCAサイクルにより本計画を計画的かつ円滑に推進していきます。

PDCAサイクルのイメージ



【 計画の推進体制 】





資料編

1 芦屋市子ども・子育て会議

(1) 芦屋市子ども・子育て会議条例（抜粋）

平成25年6月28日
条例第20号

（設置）

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第77条第1項の規定に基づき、芦屋市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 子ども・子育て会議は、子ども・子育て支援法第77条第1項各号に掲げる事務を処理する。

（組織）

第3条 子ども・子育て会議は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 保育所関係者
- (3) 幼稚園関係者
- (4) 保護者団体関係者
- (5) 子育て支援団体関係者
- (6) 事業主団体関係者
- (7) 労働者団体関係者
- (8) 市民
- (9) 行政関係者
- (10) 前各号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

（会長及び副会長）

第5条 子ども・子育て会議に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 子ども・子育て会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 子ども・子育て会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

4 子ども・子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴取するほか、資料の提出を求めることができる。

（部会）

第7条 子ども・子育て会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、委員のうちから会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員のうちから会長の指名する者がこれに当たる。

- 4 部会長は、当該部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。
- 6 前条（第3項を除く。）の規定は、部会の会議について準用する。

（庶務）

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、子どもの政策に関する事務を所管する課において処理する。

（補則）

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行後、最初に委嘱又は任命された委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

(2) 委員名簿

【平成30年度】

分野	氏名	所属等
学識経験者	◎寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学
	○西村 真実	帝塚山大学
保育所関係	東谷 真須美	芦屋市立岩園保育所
	山内 香幸	さくら保育園
	末谷 満	認可外保育所芦屋キンダーガルテン STEPS
幼稚園関係	高橋 弘美	芦屋市立精道幼稚園
	武田 和子	芦屋みどり幼稚園
保護者団体	福井 賢吾	芦屋市保育推進保護者会協議会
	山崎 万里	芦屋市PTA協議会
	友廣 剛	芦屋市学童保育保護者連絡会
子育て支援団体	加納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会
	中田 伊都子	芦屋市民生児童委員協議会
	江守 易世	芦屋市子ども会連絡協議会
事業主団体	小泉 星児	芦屋市商工会
労働者団体	(春野 紀子)	(芦屋地方労働組合協議会)
	藤原 弘美	芦屋地方労働組合協議会
市民	山本 由里子	市民委員
	横山 宗助	市民委員
行政	北尾 文孝	芦屋市教育委員会学校教育部長
	三井 幸裕	芦屋市こども・健康部長

※◎会長，○副会長

※() 書は旧委員

【令和元年度】

分野	氏名	所属等
学識経験者	◎寺見 陽子	神戸松蔭女子学院大学
	○西村 真実	帝塚山大学
保育所関係	西尾 裕子	芦屋市立新浜保育所
	豊原 五月	山手夢保育園
	吉田 紋子	企業主導型保育施設茶屋呉川保育園
幼稚園関係	高橋 弘美	芦屋市立小槌幼稚園
	武田 淳	芦屋みどり幼稚園
保護者団体	半田 ひとみ	芦屋市保育推進保護者会協議会
	極楽地 愛子	芦屋市PTA協議会
	友 廣 剛	芦屋市学童保育保護者連絡会
子育て支援団体	加納 多恵子	芦屋市社会福祉協議会
	中田 伊都子	芦屋市民生児童委員協議会
	江守 易世	芦屋市子ども会連絡協議会
事業主団体	武田 義勇貴	芦屋市商工会
労働者団体	岡本 知代	芦屋地方労働組合協議会
市民	田部 利依子	市民委員
	横山 宗助	市民委員
行政	北尾 文孝	芦屋市教育委員会学校教育部長
	三井 幸裕	芦屋市こども・健康部長

※◎会長，○副会長

2 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部

(1) 芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部設置要綱

平成25年10月1日

改正 平成27年4月1日

平成29年4月1日

平成31年4月1日

(設置)

第1条 芦屋市子ども・子育て支援事業計画を策定し、計画の実現を目指す施策を総合的に推進するため、芦屋市子ども・子育て支援事業計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部は、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども・子育て支援事業計画の策定及び計画の総合的な推進に関すること。
- (2) 子ども・子育て支援事業計画に関する関係部局の総合調整に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、目的を達成するための必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、市長をもって充て、副本部長は、副市長をもって充てる。

3 本部員は、別表第1に掲げる者をもって充てる。

(会議)

第4条 推進本部の会議は、本部長が必要に応じて招集する。

2 本部長は、会務を総理し、推進本部を代表する。

3 本部長に事故あるとき、又は本部長が欠けたときは、副本部長がその職務を代理する。

(幹事会)

第5条 推進本部は、その所掌事務に関する具体的な施策を検討するために、幹事会を置く。

2 幹事会は、委員長、副委員長及び委員をもって組織する。

3 委員長は、こども・健康部長をもって充て、副委員長は、子育て推進課長をもって充てる。

4 委員長は、幹事会を代表する。

5 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長がその職務を代理する。

6 委員は、別表第2に掲げる者をもって充てる。

7 委員長が必要と認めるときは、幹事会に委員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(平27.4.1・平29.4.1・平31.4.1・一部改正)

(専門部会)

第6条 幹事会には、必要に応じて専門部会を置くことができる。

2 専門部会の委員は、こども・健康部長が指名する。

(庶務)

第7条 推進本部の庶務は、こども政策に関する事務を所管する課において行う。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成25年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

別表第1（第3条関係）

教育長
技監
企画部長
総務部長
総務部参事（財務担当部長）
市民生活部長
福祉部長
こども・健康部長
都市建設部長
市立芦屋病院事務局長
消防長
教育委員会管理部長
教育委員会学校教育部長
教育委員会社会教育部長

別表第2（第5条関係）

（平27. 4. 1・平29. 4. 1・平31. 4. 1・一部改正）

企画部政策推進課長
企画部市民参画課長
総務部文書法制課長
総務部財政課長
市民生活部男女共同参画推進課長
市民生活部地域経済振興課長
市民生活部児童センター長
福祉部地域福祉課長
福祉部障害福祉課長
こども・健康部主幹（子育て施設担当課長）
こども・健康部主幹（施設整備担当課長）
こども・健康部健康課長
都市建設部建設総務課長
市立芦屋病院事務局総務課長
消防本部総務課長
教育委員会管理部管理課長
教育委員会学校教育部学校教育課長
教育委員会社会教育部生涯学習課長
教育委員会社会教育部青少年育成課長

3 策定経過

(1) 平成30年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	内容
平成30年7月25日	第1回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画29年度実績報告 子ども・子育て支援事業計画29年度実績評価 第2期子育て未来応援プラン「あしや」策定について
8月17日	第2回芦屋市 子ども・子育て支援 事業計画推進本部 幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画29年度実績・評価について
8月21日	第1回芦屋市 子ども・子育て支援 事業計画推進本部 会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画29年度実績・評価について
9月21日	第2回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画策定に係るアンケート調査票について
10月29日	第3回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画策定に係るアンケート調査票について
11月22日 ～平成31年1月15日	アンケート調査票 の配布・回収	<ul style="list-style-type: none"> 就学前児童の保護者、小学生児童の保護者と高学年本人、中学生生徒の保護者と本人にアンケート調査票を配布・回収
3月18日	第4回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画策定に係るアンケート調査結果について 平成31年度教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業等の主な実施予定事業

(2) 令和元年度

開催（実施）日	開催（実施）事項	内容
令和元年6月13日	第1回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画に係るアンケート調査の結果報告について 第2期計画策定について
8月7日	第2回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画30年度実績報告及び4年間総括について 第2期計画の原案について
9月19日	第3回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の原案について
10月29日	第4回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画の原案について 第2期計画の概要版（説明用資料）案について
11月11日	第1回芦屋市 子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画30年度実績及び4年間総括について 第2期計画原案について
11月18日	第1回芦屋市 子ども・子育て支援事業計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て支援事業計画30年度実績及び4年間総括について 第2期計画原案について
12月16日～ 令和2年1月24日 (予定)	パブリックコメント	<p>【市民説明会】</p> <ul style="list-style-type: none"> 12月25日 芦屋市役所東館 大会議室 12月26日 芦屋市保健福祉センター 多目的ホール
2月14日 (予定)	第5回芦屋市 子ども・子育て会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画案について
2月18日 (予定)	第2回芦屋市 子ども・子育て支援事業計画推進本部幹事会	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画案について
2月25日 (予定)	第2回芦屋市 子ども・子育て支援事業計画推進本部会議	<ul style="list-style-type: none"> 第2期計画案について

4 用語解説

【あ行】

○医療的ケア児

日常生活を営むために必要不可欠な在宅等で実施する身体機能の維持や健康の保持等の医行為を必要とする児童。

○インクルーシブ教育・保育

保育所等で実施する個別的配慮が必要な児童と他の児童が集団で共に学び育ちあう教育及び保育のこと。

○上乗せ徴収

施設・事業者が、教育・保育の提供にあたって、その質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で、教育・保育給付認定保護者から受けることができる料金。

【か行】

○可処分所得

所得から所得税、住民税、社会保険料及び固定資産税を差し引いたものであり、「所得」はいわゆる税込みで、「可処分所得」は手取り収入に相当する。

○家庭的保育事業

家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施する事業のこと。（5人まで）

○企業主導型保育施設

企業主導型の事業所内保育事業を主軸として、多様な就労形態に対応する保育サービスの拡大を行い、仕事と子育ての両立に資することを目的とする事業（認可外保育施設に分類される）。

○協働

市民及び市がまちづくりについて、それぞれの役割と責務を自覚し、目的を達するために互いに尊重し、補完し、協力すること。

○圏域

地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況、その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じ、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域。

○合計特殊出生率

15歳から49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもので、1人の女性が生涯、何人の子どもを生むのかを推計したものの。

○子育て支援員

保育士不足が深刻な状況の下、保育所や家庭的保育事業、学童保育施設の事業の拡充に伴う人材の確保に対応するため創設された資格のこと。子育て中の女性や、子育てが一段落した女性の社会進出を後押しすることも狙いの一つとされている。

○子ども・子育て会議

子ども・子育て支援法第77条第1項の規定に基づき、設置されたもの。学識経験者、組織代表者、公募委員、市職員で構成されている。子ども・子育て会議は、自治体における子ども・子育て支援施策が地域の子ども及び子育て家庭の実情を踏まえて実施されることを担保するなど、重要な役割を果たしている。

○子ども・子育て関連3法

平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律」及び「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のこと。

○子ども・子育て支援新制度

平成27年4月から開始した、就学前の子どもを対象とした幼稚園・保育所等や、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるための制度のこと。①質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域の子ども・子育て支援の充実を目指している。

○子ども・子育て支援法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、子ども・子育て支援給付その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援を行い、一人一人の子どもが健やかに成長することができる社会を実現するために、平成24年8月に成立した法律。

○子どもの貧困率

17歳以下の子ども全体に占める、貧困線（等価可処分所得《世帯の可処分所得を世帯人員の平方根で割って調整した所得》の中央値の半分の額）に満たない17歳以下の子どもの割合。

○コミュニティ・スクール

小学校区を基本とした地域において、文化活動・スポーツ活動・福祉活動・地域活動等を通じて、よりよいコミュニティの創造・発展を図ることを目的に、昭和53年から順次設立され、現在9団体が小学校等を利用し活動している団体（通称コミスク）。

【さ行】

○事業所内保育事業

会社の保育施設等で、従業員の子どもと地域の子どもに対し一緒に保育を実施する事業。

○次世代育成支援対策推進行動計画

次世代育成支援対策推進法の規定に基づき策定される計画のこと。市町村行動計画、都道府県行動計画、一般事業主行動計画及び特定事業主行動計画の4類型がある。

○次世代育成支援対策推進法

急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化に鑑み、次世代育成支援対策を迅速かつ重点的に推進し、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される社会の形成を目的とした法律。平成17年4月から施行され、10年間の時限立法であったが、平成27年4月から10年間延長された。

○市町村子ども・子育て支援事業計画

子ども・子育て支援法第61条の規定に基づき、市町村が、5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保等に関して定める計画。

○実費徴収

毎月の保育料以外で施設が独自に給食費、通園費、その他（遠足等の園外活動費、学用品費・教材費、制服等の被服費等）を徴収すること。

○児童虐待

保護者（親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護するものをいう。）がその児童（18歳未満）に身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待を行う行為。

○出生割合

総出生数に占める母親の年齢別の出生数の割合のこと。

○小規模保育事業

比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施する事業のこと。（6～19人まで）

○食育

さまざまな経験を通じ、「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活が実践できる知識を身に付けること。

○新・放課後子ども総合プラン

放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子供教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした放課後児童対策のプラン。

【た行】

○地域子ども・子育て支援事業

子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、市町村が子ども・子育て家庭等を対象として実施する事業で、次の13事業が規定されている。①利用者支援事業、②時間外保育事業、③実費徴収に係る補足給付を行う事業、④多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業、⑤放課後児童健全育成事業、⑥子育て短期支援事業、⑦乳児家庭全戸訪問事業、⑧養育支援訪問事業、⑨地域子育て支援拠点事業、⑩一時預かり事業、⑪病児保育事業、⑫子育て援助活動支援事業、⑬妊婦健康診査事業。

○統合保育

保育所において、個別的配慮が必要な乳幼児を、他の児童との集団による保育を行うこと。

○特別支援教育

障がいのある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うもの。

【な行】

○入所待ち児童と待機児童

認可保育所等に入園申込みをしたが、入所できていない児童を「入所待ち児童」と言い、その人数から、国の定義に基づき、私的な理由で特定の保育所等のみを希望している方等を除いた数が「待機児童」となっている。

○認定区分

- 1号認定
満3歳以上の学校教育のみ（保育の必要性なし）の就学前の子どものこと。
- 2号認定
満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。
- 3号認定
満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子どものこと。

○認定こども園

就学前の子どもに関する教育，保育等の総合的な提供の推進に関する法律による学校及び児童福祉施設の両方の法的位置付けを持ち，幼稚園と保育所の良いところを生かし，子どもたちの「教育」「保育」「子育て」を総合的にサポートする施設。

○ネグレクト

家に閉じ込める，食事を与えない，ひどく不潔にする，自動車の中に放置する，重い病気になっても病院に連れて行かないなど保護者として監護を著しく怠ること。

【は行】

○PDCA サイクル

事業活動等において，計画から改善までの過程を循環させ，質を高めようという考え方。Plan（計画），Do（実施），Check（評価），Action（改善）の頭文字をとったもの。

○福祉推進委員

社会福祉協議会から委嘱された地域福祉を推進する活動を行う人。地域の見守りや高齢者の生きがいづくり活動など自主的な活動を行いながら，福祉のまちづくりを推進している。

○保育所

児童福祉法による児童福祉施設の1つ。保護者が労働・疾病等のために保育を必要とする子どもを日々保護者の元から通わせて保育を行うことを目的とする。

○保育の必要性

実施主体である市町村が，保護者の申請を受け，客観的な基準に基づき，保育の必要性を認定する。保育の必要性の認定にあたっては，①「事由」（保護者の就労，疾病等），②「区分」（保育標準時間，保育短時間の2区分。保育必要量）について，国が基準を設定する。

○放課後子ども教室

すべての子どもを対象として、安全・安心な子どもの活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、子どもたちと共に勉強やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動等の取組を推進する事業のこと。文部科学省が所管している。

【ま行】

○民生委員・児童委員

地域の中から選ばれ、自治体の推薦会を経て厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員。自らも地域住民の一員として、地域を見守り、地域の身近な相談に応じ、必要な支援が受けられるよう専門機関とのつなぎ役も担う。

【や行】

○幼稚園

学校教育法による学校の1つ。満3歳から小学校入学までの幼児に対し、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とする。

○要保育児童

入所児童又は入所待ち児童のこと。

○要保護児童と要支援児童

要保護児童とは、児童福祉法で規定される保護者のない児童又は保護者に監護させることが不相当であると認められる児童のことをいう。具体的には、保護者が家出、死亡、離婚、入院しているなどの状況にある子どもや、虐待を受けている子ども、家庭環境等に起因して非行や情緒障害を有する子どもなどがこれに含まれる。

また、要支援児童とは、保護者の養育を支援することが特に必要と認められる児童であって要保護児童にあたらない児童のことをいう。具体的には、育児不安（育児に関する自信のなさ、過度な負担感等）を有する保護者の下で監護されている子どもや、養育に関する知識が不十分なため不適切な養育環境に置かれている子どもなどがこれに含まれる。

【ら行】

○療育

発達に支援の必要な子どもが社会的に自立することを目的として、子どもの持っている能力を十分に発揮できるよう援助すること。

○利用者負担

教育・保育を受けた際に施設に支払う保育料のこと。

【わ行】

○ワーク・ライフ・バランス

多様な働き方が確保されることによって、仕事と生活を調和させ、性別・年齢を問わず、働きやすい仕組みをつくること。

第2期
子育て未来応援プラン「あしや」
芦屋市子ども・子育て支援事業計画

令和2年3月

発行 芦屋市
編集 芦屋市こども・健康部子育て推進課
〒659-8501 兵庫県芦屋市精道町7番6号
TEL：0797-38-2045
FAX：0797-38-2190
ホームページ：<http://www.city.ashiya.lg.jp/kodomoseisaku/shinseido/keikakusyo.html>

